

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用〔政策1. 適正な公文書管理の実施〕					
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律(以下「法」という。)に基づく適正な文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書その他の文書(歴史公文書等)の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。					
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正な管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	70,505	19,934	18,884	17,192
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	70,505	19,934		
執行額(千円)	43,381	19,611				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		59.6%	—	—	—	59.6%	平成25年度中公表予定	設定割合対前年度比増
	年度ごとの目標値		—	—	—	レコードスケジュール早期設定の促進、設定状況の調査	設定割合対前年度(59.6%)比増	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうちレコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合が、目標値となる前年度(59.6%)比増を上回るように努めた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>レコードスケジュールの設定をできる限り早い時期に行うことは、行政文書ファイル等を熟知した作成者(取得者)が歴史資料として重要な文書であるか否かの評価・選別に与ることができるなどにより、行政文書等の誤廃棄の防止等行政機関における適正文書管理を行うことにつながる。また歴史公文書等(歴史資料として重要な公文書その他の文書)の確実な移管に資することとなり、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図るという目標に進展をもたらすものと考えられる。公文書管理法施行後初の調査となる平成23年度の割合は59.6%であった。引き続き、新規に作成・取得した行政文書ファイル等とともに法施行前に作成・取得した行政文書ファイル等についても保存期間満了日に近いものから順次作業を進めていくように周知を努め、レコードスケジュールの設定を推進してまいりたい。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>レコードスケジュールの早期設定を着実に定着させ、引き続き研修等において周知を図るとともに、行政文書管理状況報告の取りまとめを通じて行政機関における文書管理状況の精査、検討、分析を行い、適正文書管理の確保に取り組んでまいりたい。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	各行政機関から提出される平成24年度行政文書管理状況報告の概要を取りまとめ、公文書管理委員会に報告を行い、公文書管理法の運用状況について点検を行う予定である。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成23年度における公文書等の管理等の状況について(平成25年2月内閣府大臣官房公文書管理課)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房公文書管理課	作成責任者名	公文書管理課 課長事務代理 後藤 一也	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------	--------	---------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-2(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報[政策2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進]					
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。					
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,773,400	4,425,625	4,155,719	4,453,415
		補正予算(b)	—	791,611	△ 857	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	4,773,400	5,217,236	4,154,862	
執行額(千円)	4,784,020	5,228,965	4,135,019			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	重要施策に関する広報理解度	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	86%	91%	90%	74%	72%	75%
		年度ごとの目標値	60%	70%	75%	80%	80%	
	重要施策に関する広報満足度	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	69%	83%	82%	59%	61%	60%
		年度ごとの目標値	60%	60%	65%	70%	70%	
	重要施策に関する広報国民からの反響やその後の行動意識変容等の把握・分析		施策の進捗状況(実績)					目標
			平成24年度に実施した政府広報のうち、代表的な広報テーマの広告物(新聞、テレビスポット、テレビ・ラジオ番組)のアンケート調査(7件)において、政府広報に接触した後の行動意識変容についての質問を試行的に設けて調査を実施した。					年度

施策に関する評価結果	目標の達成状況	アンケート調査を行った結果、実施した広報に対する理解度の平均値は72%、満足度(=広報物自体のクオリティ)の平均値は61%のため、いずれの測定指標についても目標値を下回る結果となった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>アンケート調査の対象とした広報テーマのうち、「日本再生戦略(新聞記事下広告)」や「社会保障と税の一体改革(新聞記事下広告、テレビスポット)」といった広範な施策分野にわたるテーマや段階的に国民の理解を深めていく広報テーマの理解度の平均値は69%、満足度の平均値は56%と目標値を下回ったが、「被災地の復興支援(テレビ・ラジオ番組)」や安倍総理が出演して街の声にわかりやすく答えるラジオ番組「政策情報官邸発」の理解度の平均値は92%、満足度の平均値は88%と目標値を上回る結果となっている。このことから、広範な施策分野にわたるテーマや段階的に国民の理解を深めていくテーマについては、身近なテーマとして理解が深められるよう国民目線でわかりやすく解説するなどのコミュニケーション戦略が必要であると考える。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成25年度は、政府広報ブランドコンセプトを基に、「ソーシャルデザイン(広告手法を活かした社会改善)としての政府広報」、「生活にかかる情報インフラとしての政府広報」、この二つを広報戦略の指針とし、WEB戦略(政府広報オンライン、政府インターネットテレビ等の有効活用)、新聞記事下、TVスポット、雑誌等の媒体横断的な広報戦略を構築し、国内外に向けてより効率的な広報を実施すると共に、統一的な新聞記事下及び突出しのフレームデザインを使用することによって政府広報の広告物であることを印象付ける。また、重要な広報テーマの企画・立案の段階において有識者ヒアリングやマーケティング調査を実施し、調査結果に基づくコミュニケーション戦略により国民目線でわかりやすい広報を展開していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	「政府広報が果たすべき役割を明確にする必要がある」との政府広報アドバイザーの意見を踏まえ、「あしたの暮らしをわかりやすく」というフレーズを各広報媒体で使用する事によって政府広報の趣旨・立ち位置を明確にし、国民目線に立った広報を行うこととした。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成24年度広報効果測定結果一覧(資料1)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 田中 愛智朗	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	---------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-3(政策2-施策②))

施策名	世論の調査〔政策2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進〕					
施策の概要	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、及び国民対話により、大臣と国民とが直接、双方向で対話を行うことにより国民の理解を深めるとともに、国民の意見や提言を聴取し、政府施策の企画立案等に資する。					
達成すべき目標	広聴活動により把握した意識、意見、要望等の、政府施策の企画立案作業等への反映を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	204,228	173,930	158,451	158,443
		補正予算(b)	-	-		
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	204,228	173,930		
執行額(千円)	158,212	89,252				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度	基準値	実績値					目標値
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	○年度
			24	23	23	13	23	
	年度ごとの目標値	当該年度調査件数(20)以上	当該年度調査件数(19)以上	当該年度調査件数(18)以上	当該年度調査件数(6)以上	当該年度調査件数(17)以上		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標以上の成果を達成できた。 (尚、当該件数23は、6月18日時点のものであり、今後更に増加が見込まれる)
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 世論調査の結果は、各府省において審議会、白書等で利活用されており、それぞれの政策の企画立案作業等の基礎資料として有効に機能していると考えられる。 <p>【今後の方向性】 (世論調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政の透明性や国民に対する説明責任が強く求められる中、政府が国民や社会のニーズを反映した政策を企画立案するに当たり、国民世論の動向を把握することは不可欠であるため、引き続き、公正中立な調査票を用いた、適切な調査実施に努める。 (広聴活動等) 行政事業レビューでの指摘を踏まえ、インターネットを利用した国政モニター制度を平成24年度から開始した。 国民との対話については、その時々の内閣の判断によるものであるが、平成24年度については実施していない。

学識経験を有する者の知見の活用	世論調査の現状における課題、今後の可能性について、有識者等との意見交換を実施した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	世論調査の各府省での平成24年度の活用状況(資料)
---------------------------	---------------------------

担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 事務代理 廣瀬 健司	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	----------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-4(政策3-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理[政策3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進]					
施策の概要	<p>第2次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)にしたがい、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。</p> <p>平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p>					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実に行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	18,361,707	21,922,386	20,786,997	21,125,446
		補正予算(b)	△ 4,927,517	△ 2,927,153	△ 16,004	
		繰越し等(c)	5,790,149	3,818,093		
		合計(a+b+c)	19,224,339	22,813,326		
執行額(千円)	13,595,141	18,112,078				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第183回国会 平成25年3月15日衆議院内閣委員会・平成25年3月19日参議院内閣委員会 山本内閣府特命担当大臣所信表明演説(関係部分) 「中国における遺棄化学兵器の問題については、化学兵器禁止条約上の我が国の義務を誠実に履行するため、引き続き廃棄事業を着実に進めてまいります。」</p>					

測定指標	1. 各年度の遺棄化学兵器廃棄処理計画数(又は発掘・回収面積)に対して実施した割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	100	87.7	100	100	100	—
	年度ごとの目標値		100	100	100	100		
	2. 会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
—		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	—	
年度ごとの目標値		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>平成19年4月の日中首脳会談で、移動式処理設備を導入し、遺棄化学兵器の廃棄作業を開始することに合意し、平成22年度に江蘇省南京市に保管されている遺棄化学兵器の廃棄処理を開始した。</p> <p>平成24年度は江蘇省南京市に保管されているきい剤補給容器(7缶)及び河北省石家荘周辺に保管されている約1600発の化学砲弾等の廃棄処理を実施することとし、処理方針について日中協議を重ねた結果、気象状況、処理場内の設計・施工状況等を総合的に考慮し、きい剤補給容器については全てを、また石家荘の砲弾については目標値を250発に設定し予定どおり処理を行った。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>当事業は、化学兵器禁止条約上の義務であり、人の安全を確保し環境を保護することを最も優先させつつ、中国側の協力を得ながら進めることとなっていることから、事業の進捗に関しては両国間の合意に基づき行っているところ。平成24年度については石家荘地域の気象条件及び処理場内の設計・施工状況等を総合的に考慮し、限られた期間内で安全に実施することを優先させた結果、きい剤補給容器及び砲弾250発の処理を行った。これについて中国側からは、年内に開始でき、一つの目標を実現したとの評価を得た。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成25年度も引き続き石家荘において廃棄処理を行うこととしており、その際周辺に保管されている砲弾を除く約1000発を処理することで中国側と合意している。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>南京において処理を行ったきい剤補給容器については、爆破実験(平成24年1月11日実施)の際、有識者会議委員の立会いを得て、安全対策・汚染拡大防止について助言を得た。なお、第10回遺棄化学兵器処理事業に関する有識者会議(平成24年10月11日開催)において委員から「本事業については場所が変わると条件も変わることから、各地で行う事業については安全工学で言う変更管理に留意して行っていただきたい。」との発言があった。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○遺棄化学兵器処理担当室ホームページ「有識者会議資料」(http://wwwa.cao.go.jp/acw/)
---------------------------	--

担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務) 岸山敏浩	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------	--------	-----------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-5(政策4-施策①))

施策名	原子力発電施設周辺地域における防災対策の充実・強化〔政策4. 原子力災害対策の充実・強化〕					
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。					
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力施設周辺地域において防災活動上必要となる資機材、設備、施設等を着実に整備するなどして、原子力災害対策の充実・強化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	6229883	11,047,100
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)				
執行額(千円)						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化件数	基準値	実績値					目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		24道府県	-	-	-	-	24道府県	24道府県
		年度ごとの目標値					24道府県	
	地域防災計画を策定する都道府県への支援件数	基準値	実績値					目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		24道府県	-	-	-	-	24道府県	24道府県
		年度ごとの目標値					24道府県	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	地域防災計画を策定する都道府県への支援を行い、原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化が行われている。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成24年度、原子力規制委員会において、原子力災害対策指針が策定されたところ、これにより、原子力発電施設に係る原子力災害対策重点区域が、従来の周囲10kmの範囲であったものが周囲30km(目安)の範囲に拡大された。このため、原子力発電施設及びそれ以外の原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲に含まれる24道府県を対象として、これら道府県が行う原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備を着実に支援をおこなった。</p> <p>こうした原子力防災体制の充実・強化は継続的な取組として行う必要があるため、24道府県数を基準及び目標として、平成25年度以降も継続的に支援していく。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後の原子力災害対策指針の見直しの状況を注視しつつ、必要に応じて、目標値を検討していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	原子力災害対策担当室	作成責任者名	参事官 金子 修一	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-6(政策5-施策①))

施策名	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続きの透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行う。本施策は、上述の我が国の政府調達苦情処理手続きについて、関係省庁や大使館で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。					
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,494	3,658	3,374	3,079
		補正予算(b)	—	—	△102	0
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	4,494	3,658		
執行額(千円)	1,109	1,236				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	HPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		8,182件	15,463件	21年4月～6月=3,147件 7月～22年3月=65,889件	78,339件	45,378件	29,354件	29,354件以上
年度ごとの目標値		前年比増	前年比増	年間88,000件以上	年間88,000件以上	45,378件以上		
※ 平成23年1月からアクセスログ解析方法の改定(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	苦情申立てに対し適切に対応した。制度周知に関しては、政府調達セミナー等で積極的に行ったが、HPのアクセス件数についてみると、目標値の6割程度の達成状況だった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成24年度においては、平成24年10月に1件の苦情申立てがあった。委員会は処理手続きに従って適切に本件申立てを受理・検討し、関係調達機関に対して契約破棄を提案した。本事案については新聞等で大きく報道され、制度周知が進んだものと思われる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>上記事案と同様に、苦情申立てが行われた場合には厳正に処理し公表することによって、制度の周知を図っていくこととする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 政府調達苦情処理体制(CHANS)ホームページ http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main.j.html 「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議議長決定)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 諏訪園 貞明	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-7(政策5-施策②))

施策名	対日直接投資の推進〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	平成23年12月に策定した、世界レベルで魅力ある事業・生活環境の整備等に係る施策をとりまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」のフォローアップを行い、対日投資促進のため、関係府省庁間の総合調整を行う。また、地方シンポジウムの開催により対日投資促進のための広報を行う。					
達成すべき目標	世界レベルで魅力ある事業・生活環境の整備等に係る施策をとりまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の一環として、対日投資促進のための広報を行い、国民理解を深める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	22,512	9,654	8,573	8,573
		補正予算(b)	—	—	△39	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	22,512	9,654		
執行額(千円)	1,557	1,492				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) 「日本国内投資促進プログラム」(平成22年11月29日国内投資促進円卓会議決定) 「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定) 「円高への総合的対応策」(平成23年10月21日閣議決定) 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」 (平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定、平成24年6月22日フォローアップ) 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定) 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)					

測定指標	地方シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値				目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	62%	—	—	62%	70%	95%	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	70%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年9月19日、内閣府主催、復興庁・外務省・経済産業省・JETRO共催により「復興に向けた対日投資促進シンポジウム」を開催し、国民の理解を深めるとともに、「開かれた復興」に資するため、復興特区の説明等を実施し、外資系企業による被災地への投資の呼びかけを行った。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 シンポジウムのアンケートにおいて、目標値を超える肯定的な評価を得ることができた。 【今後の方向性】 対日直接投資倍増目標(2012年6月決定、2020年までに対日投資残高35兆円。)の達成に向け、投資環境や生活環境を整備し、諸外国からの投資を歓迎する姿勢を示す。

学識経験を有する者の知見の活用	なし
-----------------	----

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	内閣府invest japanアジア拠点化・対日投資促進プログラム http://www.invest-japan.go.jp/
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(産業・雇用担当)高橋 淳	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-8(政策5-施策③))

施策名	緊急雇用対策の実施〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	<p>・復興支援型地域社会雇用創造事業 被災地における起業と雇用の創造に資する「社会的企業」の起業や担い手となる人材の育成を支援するため、以下の2事業を行う。 (1) 社会起業インキュベーション事業 被災地で社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」について、ビジネスプランコンペティションの開催を通じて対象者を公募・選定し、起業を支援する。 (2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業 被災地で「社会的企業」を担う人材を育成するため、研修やインターンシップの実施を通じた支援を行う。</p> <p>・実践キャリア・アップ戦略を推進するため、以下の事業を行う。 (1)実践キャリア・アップ事業 成長分野における人材育成を進めるとともに、労働移動を促進するため、介護、省エネ等及び食の6次産業化の3分野を対象業種として選定し、実践的な職業能力の評価・認定(キャリア段位制度)を実施する。平成24年度は、制度の立ち上げを図り、復興に資する人材の育成を図る。</p>					
達成すべき目標	<p>・被災地等において「社会的企業」の起業および「社会的企業」を担う人材創出を支援する事業を実施し、復興に資する起業と雇用を加速的に創造することを目的とする。</p> <p>・実践キャリア・アップ戦略について、レベル認定事業の実施体制の整備を図り、円滑に制度を立ち上げることを目標とする。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	594,161	347,607
		補正予算(b)	—	3,238,000	△784	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	3,238,000		
執行額(千円)	—	3,225,099				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「緊急雇用対策」(平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定) 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) 「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日 閣議決定) 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日 閣議決定) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定) 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)</p>					

測定指標	復興支援型地域社会雇用創造事業 社会起業インキュベーション事業による起業支援者数	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	—	—	—	—	617	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	600	
	復興支援型地域社会雇用創造事業 社会的企業人材創出・インターンシップ事業による研修受講者数	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	—	—	—	—	2267	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	2000	
	レベル認定事業の実施体制の整備 及び制度の立ち上げ	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	—	—	—	—	3分野	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	3分野	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・復興支援型地域社会雇用創造事業 2事業とも目標値上回る実績値を確保しており、目標を達成。</p> <p>・実践キャリア・アップ事業 介護、省エネ等及び食の6次産業化の3分野において、レベル認定事業実施体制の整備及び制度の立ち上げを行った。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>・復興支援型地域社会雇用創造事業 【目標の達成状況の検証】 2事業ともに目標を達成し、被災地における「社会的企業」の促進や雇用の創出に貢献。</p> <p>【今後の方向性】 事業期間は平成24年度末までで終了しているが、引き続き事業実施団体であるNPO法人等が、本事業により起業した者への継続的なフォローアップを行う予定。</p> <p>・実践キャリア・アップ事業 【目標の達成状況の検証】 実践的な職業能力の評価基準等を策定し、事業実施機関を公募・選定するとともに、被災3県において、評価者(アセッサー)への講習や育成プログラムの認証等を行うなど、レベル認定事業実施体制の整備及び制度の立ち上げを行うことができた。</p> <p>【今後の方向性】 平成24年度に整備したレベル認定事業実施体制を用いて、被災地において先行的、重点的に事業を実施するとともに、制度の普及拡大を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・復興支援型地域社会雇用創造事業 学識経験を有する者を含む外部有識者による選定評価委員会において事業者の選定及び事業の進捗評価を行っている。</p> <p>・実践キャリア・アップ事業 学識経験を有する者等で構成されるタスクフォース・ワーキンググループ・運営委員会等における議論を踏まえて、制度設計・事業運営等を行っている。また、学識経験を有する者等で構成される選定評価委員会において補助事業者の選定を行っている。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・復興支援型地域社会雇用創造事業 http://fukkou.chiikisyakai-koyou.jp/</p> <p>・実践キャリア・アップ戦略ホームページ http://www5.cao.go.jp/keizai1/jissen-cu/jissen-cu.html</p>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(産業・雇用担当)高橋 淳	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-9(政策5-施策④))

施策名	道州制特区の推進[政策5. 経済財政政策の推進]					
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組み。					
達成すべき目標	道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的な論議の進展を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	5,342	1,585	1,591	1,179
		補正予算(b)	—	—	△16	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	5,342	1,585		
執行額(千円)	427	577				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	第183回国会施政方針演説	平成25年2月28日	魅力あふれる地域を創ります。その鍵(かぎ)は、地域ごとの創意工夫を活(い)かすための、地方分権改革です。大都市制度の改革を始め、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。また、「地域の元気づくり」を応援します。			

測定指標	国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		-	6	7	10	10	10	10件以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	北海道道州制特別区域計画に盛りこまれた事務・事業のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
実施		実施	実施	実施	実施	実施	実施	
年度ごとの目標値		-	-	実施	実施	実施		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「フォローアップの実施」については、北海道に移譲した事務・事業等について、北海道及び所管省庁に対して調査を行い、適切に実施されているかを確認し、目標を達成した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>北海道からの提案に基づき国として適宜対応しているところであるが、今後も引き続き関係行政機関との連携を深め、道州制特区の推進を図る。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○今後も北海道が権限移譲等の提案をスムーズに行えるよう、北海道をはじめとする関係行政機関との連携をさらに深める。</p> <p>○移譲事業等の進捗状況を適切に調査し、フォローアップすることで、事業の効果や影響の検証・課題の把握を行い、広域行政の一層の推進を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○「広域行政の推進の評価」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/doushuu/siryoushu.html)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(地域・企業担当) 鶴田 晋幸	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	-----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-10(政策5-施策⑤))

施策名	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充を図ることにより、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する					
達成すべき目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—	
		補正予算(b)	—	—	3,000,000	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(千円)	—	—				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	第183回国会 ○衆議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明 ○参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明		平成25年3月13日(衆議院) 平成25年3月19日(参議院)	本年三月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後も、貸付条件の変更等や円滑な資金供給が確保されるよう、金融機関の取組を促すとともに、地域経済活性化支援機構の立上げ等を通じ、様々な状況に置かれた借り手の経営改善を支援してまいります。		

測定指標	地域経済活性化支援機構において適切な業務運営が図られるよう、法に基づく認可等を通じた適時・適切な監督	基準値	実績値					目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	○年度
	年度ごとの目標値	適時・適切に実施	—	—	—	—	適時・適切に実施	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年2月26日に「株式会社地域経済活性化支援機構法」が成立、同年3月18日に施行され、預金保険機構への出資が実施されるとともに、地域経済活性化支援機構としての業務が開始。 機構からの認可申請に対しては、機構役員の選任決議の認可、機構の定款変更決議の認可、機構の事業年度予算の認可申請等について、速やかに認可手続きを行い適時・適切に対応した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域経済活性化支援機構の認可申請に対する手続き等について、適切に実施してきたところ、引き続き当機構の監督業務を適切に行っていく。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域経済活性化支援機構が、民間の取組みを促しかつ補完するという役割を果たすことに努めつつ、その新たに付与された機能の積極的な活用を図ることにより、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進していくよう適切に監督していく。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	地域経済活性化支援機構 法担当室	作成責任者名	参事官 井藤 英樹	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-11(政策5-施策⑥))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)[政策5. 経済財政政策の推進]					
施策の概要	<p>・民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的を実施。</p> <p>・PFI法では少なくとも3年ごとに特定事業の実施情報について検討を加え、必要な措置を講ずるとされているため、実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるとされているため、実施状況や検討に必要な調査等を実施。平成22年に民間資金等活用事業推進委員会が公表した「中間的取りまとめ」に示された”地方公共団体への支援体制の充実などPFI制度の拡充”について必要な措置等を実施。</p>					
達成すべき目標	民間資金等活用事業推進委員会が平成22年5月25日に公表した「中間的取りまとめ」において指摘された課題に対応し、PFIの一層の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	73,189	47,238	42,518	100,176
		補正予算(b)	-	76,065	7,243	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	73,189	123,303	-	-
執行額(千円)	41,471	90,398	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			達成に向けて進展が見られた。	-
				-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「中間的取りまとめ」において指摘された課題に対応し、PFIの一層の推進を図るといふ施策の目標達成に進展が見られた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>「中間的取りまとめ」において指摘されたPFIの課題に対応するため、公共施設等運営事業の環境整備や多様な民間資金調達、多様な事業主体の確保及び民間提案制度の活用等についてのガイドラインを策定中。</p> <p>また、地方公共団体への支援策として、PFIの専門家を地方公共団体に派遣し、PFIに関する事例紹介や助言を行うとともに、内閣府に実務経験者を配置し、PFI事業の実務に関するアドバイスをを行った。</p> <p>さらに、モデルプロジェクトに関する調査を実施し、PFI事業の円滑化及び推進のために必要な施策展開の方向性を明らかにした。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援や地方公共団体への支援を引き続き実施することでPFIの一層の推進を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	PFI推進委員会等でご意見を賜った。
-----------------	--------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし。
---------------------------	-------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 井上 誠	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------------	--------	----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-12(政策5-施策⑦))

施策名	市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	市場開放問題に係る対外的な苦情処理業務					
達成すべき目標	持ち込まれる個々の苦情事案の適時適切な解決を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	386	386	331	276
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	386	386		
執行額(千円)	—	—				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	指標 苦情解決比率(累積値)	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	〇年度
		99.85	99.85	99.85	99.85	99.85	99.85	—
	年度ごとの目標値		苦情解決比率の前年度並み水準確保	苦情解決比率の前年度並み水準確保	苦情解決比率の前年度並み水準確保	苦情解決比率の前年度並み水準確保	苦情解決比率の前年度並み水準確保	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	苦情解決比率の前年度並み水準を確保することを目標として設定しているところ、平成19年度までの苦情解決比率はほぼ100%であり、目標は達成されてきている。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成19年度以降苦情持ち込みの実績はなく今に至っており、苦情解決比率に変動はない。 なお、今後も苦情が持ち込まれる際には、当該苦情解決比率の並みの水準確保を期す。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>苦情持ち込み実績が近年皆無となっている状況に鑑み、「施策の廃止を含む検討が不可避ではないか」との指摘が、行政事業レビューの結果を踏まえて寄せられているが、本施策は、内閣府だけでなく、各省庁を含む全政府的な枠組みの下で運営されているものであり、今後のあり方については、全政府的な検討・合意の形成が必要となる。内閣府としても、必要に応じた通訳等雇い上げ経費のような必要最小限の経費確保を図りつつ、事業の継続を図る必要があると考える。 予算要求についても、行政事業レビューの指摘も踏まえ、今後も引き続き事業の必要性と実績の推移を勘案しながら進めていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	市場システム担当参事官 中原裕彦	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------------	--------	------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-13(政策5-施策⑧))

施策名	競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)[政策5. 経済財政政策の推進]					
施策の概要	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。					
達成すべき目標	公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	49199	28130	27203	22243
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	49199	28130		
執行額(千円)	37764	21927				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針について(平成25年6月14日閣議決定)関係部分抜粋 「市場化テストについても引き続き推進する。」					

測定指標	公共サービス改革の進捗状況	基準値	実績値				目標値	
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
	確認	-	確認	確認	確認	確認	-	
	年度ごとの目標値		-	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	【有効性】対象公共サービスの質の達成目標については、ほとんどの事業において、従来の質と同水準、同程度のもをを設定しているが、これまでのところ民間事業者は概ね当該目標を達成している。コストについては、競争の導入や民間事業者の創意工夫を促すような実施要項の内容とした等の結果、これまでに法に基づく入札を実施した事業では、平成25年3月末時点で累積約215億円(平成24年度事業開始分:約14億円)、率にして約32%の削減効果を上げている。 【効率性】当該施策に係る委託調査の実施に当たっては、原則として一般競争入札(総合評価方式)にて実施する等、適正な実施に努めている。作業の進捗状況についても、調査期間中において少なくとも月1回以上は事業者からの報告を受けることとし、調査の適正な監督に努めている。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 公共サービス改革の運用状況を踏まえ、公共サービス改革基本方針を平成24年7月20日の閣議決定において改定し、その内容を見直したところである。 同基本方針においては以下のような課題が指摘されている。 ①対象公共サービスの事業規模が小さい②官民競争入札の対象公共サービスの選定が少数にとどまっている③多数の余剰人員が生じる可能性のある事業を対象として選定することが難しい④安値で落札される場合、対象公共サービスの質の低下等の弊害が生じるケースがある⑤実施要項の作成等の事前準備の負担が大きい⑥監理委員会における実施要項及び事業の評価の審議等の効率化⑦地方公共団体における公共サービス改革法に基づく入札の推進⑧政治のコミットメントが不可欠 上記の課題に対応するべく、公共サービス改革基本方針(平成24年7月20日閣議決定)に沿って改革に取り組んでいるところ。 【今後の方向性】 今後とも、事業内容の精査、契約における競争性の確保などにより、予算の効率的執行に努めるとともに、経済新生政策調査費等の見直し等により、予算の更なる合理化を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公共サービス改革基本方針(平成24年7月20日閣議決定)等
---------------------------	-------------------------------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)公共サービス改革推進室	作成責任者名	参事官 後藤 和夫	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------------------------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-14(政策5-施策⑨))

施策名	「新しい公共」に関する施策の推進〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	①「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、「新しい公共」推進会議を開催する。 ②社会的責任に関する施策を推進し、安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、広範な主体の協働を推進するため、社会的責任に関する円卓会議に参画する。 ③「新しい公共」に関する国民の意識や考え方等について把握するため、国民生活選好度調査を実施する。 ④新しい公共支援事業の進捗管理のため、有識者による運営会議等を開催するとともに、事業の分析・評価のための調査を実施する。					
達成すべき目標	①「新しい公共」推進会議の提案を受けた政府の対応のフォローアップ ②安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ ③国民生活選好度調査の公表 ④新しい公共支援事業の適切な進捗管理					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	58,812	67,834	49,089	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	58,812	67,834	-	-
執行額(千円)	42,311	30,590	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	(1)第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説(平成23年1月24日):こうした「最少不幸社会の実現」の担い手として「新しい公共」の推進が欠かせません。苦しいときに支え合うから、喜びも分かち合える。日本社会は、この精神を今日まで培ってきました。そう実感できる活動が最近も広がっています。我々永田町や霞が関の住人こそ、公共の範囲を狭く解釈してきた姿勢を改め、こうした活動を積極的に応援すべきではないでしょうか。そこで来年度、認定NPO法人など「新しい公共」の担い手に寄附した場合、これを税額控除の対象とする画期的な制度を導入します。併せて、対象となる認定NPO法人の要件を大幅に緩和します。 (2)「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定):「<2011年に見込まれる主要な成果と課題(①21の国家戦略プロジェクト)> 20. 新しい公共」等					

測定指標	「新しい公共」推進会議の提案を受けた政府の対応のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		「新しい公共」推進会議の提案を受けた政府の対応の策定	-	-	-	平成23年7月、平成24年1月に「新しい公共」推進会議を開催し、政府の対応のフォローアップを行った。	平成24年10月に「新しい公共」推進会議を開催し、政府の対応のフォローアップを行った。	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	フォローアップ	フォローアップ	-	
	安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		社会的責任に関する円卓会議に関する施策の推進について、「社会的責任に関する円卓会議」に参画し、協働戦略を策定	-	-	「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」の策定に向けての検討を行う、平成23年3月に取りまとめた。	1回程度で運営委員会を開催し、各(旧)WGの協働戦略に基づき行動計画の実施状況等を把握した。	平成24年6月に総会を開催し、協働戦略のフォローアップ報告書を提出した。	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	国民生活選好度調査の公表	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		国民生活選好度調査の実施、分析、公表	-	-	平成21年度選好度調査結果の分析・公表、平成22年度選好度調査を実施した。	平成22年度選好度調査結果の分析・公表、平成23年度選好度調査を実施した。	平成23年度選好度調査結果の分析・公表を実施した。	-
	年度ごとの目標値	-	-	適切な分析・公表	適切な分析・公表	適切な分析・公表	-	
新しい公共支援事業の適切な進捗管理	基準値	実績値					目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	新しい公共支援事業の開始	-	-	-	新しい公共支援事業の進捗を把握した。	新しい公共支援事業の進捗を把握した。	-	
年度ごとの目標値	-	-	-	進捗の把握	進捗の把握	-		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>①「新しい公共」推進会議を適宜開催し、「新しい公共」推進会議で提案を受けた政府対応について、着実にフォローアップを行った。</p> <p>②月一回程度の「社会的責任に関する円卓会議」運営委員会、及び年一回の総会において、「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」に基づく取組の進捗を把握し、フォローアップ報告書を作成した。</p> <p>③平成23年度国民生活選好度調査について、平成24年6月、調査結果を分析、公表した。</p> <p>④有識者等による新しい公共支援事業運営会議や都道府県職員との連絡調整会議の開催等により、適切に新しい公共支援事業の進捗の把握・管理を行った。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 4つの測定指標全てについて目標を達成した。</p> <p>【今後の方向性】 安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略の実施・フォローアップを行う。 ※1 「新しい公共」推進会議は廃止が決定された。 ※2 国民生活選好度調査は終了した。 ※3 新しい公共支援事業は24年度末をもって終了した。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>「新しい公共」に関する施策の推進においては、これまで有識者等を構成員とする「新しい公共」円卓会議や「新しい公共」推進会議でとりまとめた提案を受けて、その制度化等に向けた政府の対応をとりまとめるとともに、「新しい公共」推進会議においてそれを着実に実現し効果を上げていくためのフォローアップを随時行ってきた。例えば、寄附税制の拡充や特定非営利活動促進法の改正等について、その活用状況や施策状況等フォローアップを実施。</p> <p>社会的責任に関する円卓会議においては、「単なる報告書の読み上げなどによる報告ではなく、実際にプロジェクトに携わり、実働した方々から、生の声でプレゼンテーションしてもらうようにすれば、報告会として意義のあるものになる」との運営委員から意見を活用して当該方式での総会を開催することとし、協働戦略に基づく取組の政策効果の把握に関して、より実働現場にそった問題点などについて議論しやすくなった。</p> <p>新しい公共支援事業の実施に当たって、有識者から構成される新しい公共支援事業運営会議を開催し、事業の進捗管理等について、有識者の知見を活用した。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 籠宮 信雄 参事官 沓澤 隆司	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------------	--------	------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-15(政策5-施策⑩))

施策名	「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	<p>「新しい公共」の担い手となるNPO等の民間非営利団体の自立的活動を支援することにより、「新しい公共」の拡大と定着を図る。具体的には、</p> <p>1. 都道府県が、NPO等の民間非営利団体に対して、① 活動基盤整備のための支援、② 寄附募集支援、③ 融資利用の円滑化のための支援、④ (行政機関から業務委託を受けるNPO等に対する)つなぎ融資への利子補給 を実施。</p> <p>2. NPO等の民間非営利団体、地方公共団体等が連携して、⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業(多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)、⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業 を実施。</p>					
達成すべき目標	<p>・国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、自ら資金調達し、自立的に活動するNPO等を育成する。</p> <p>・NPO等の民間非営利団体が主体となる「新しい公共」により、地域の諸課題の解決や被災地域の復興を促進する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	8,750,000	879,000	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	8,750,000	879,000		
執行額(千円)	8,750,000	879,000				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①NPO等の活動成熟度(対22年度比の増加率)	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		0	—	—	—	13.40%	20.7%	20%以上
		年度ごとの目標値				10%以上	20%以上	
	②新しい公共の場(多様な担い手による協働の仕組み)に参加した組織数	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		0	—	—	—	4,166団体	6,497団体	3,000団体
		年度ごとの目標値				1,500団体	3,000団体	
	③本事業によりNPO等が実施した震災復興のための取組数(平成23年度第3次補正予算に係る指標)	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
0		—	—	—	16件	176件	100件	
年度ごとの目標値					40件	100件		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	全ての測定指標について、平成24年度の目標を達成し、事業の適切な実施が図られた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援することを目的としている。前者については①活動成熟度、後者については②の参加組織数を測ることとし、加えて震災復興への寄与を③取組数として測ることとした。 ・NPO等の活動成熟度は、情報開示、会計基準の導入等を行った団体(当該事業の助成団体を母数として集計)の増加状況で評価。年間で一定割合(10%)増加し、24年度までで20%の増加を見込んでいた。 ・新しい公共の場への参加組織数は、モデル事業により多様な主体による取組み(マルチステークホルダープロセス)が促進されることを目指して設定。全国で600事業実施で3000組織を見込んでいたが、結果として1000超の事業が実施され、参加した組織数は6000を超えることとなった。 ・震災復興のための取組数は、東北3県で実施されるモデル事業の件数を24年度までで100件と想定し、結果として176件の震災復興の取組が実施された。 ・24年度は制度の周知・浸透が進み、各都道府県において公募を経て適切に事業実施主体が選定され、事業が実施された。 ・モデル事業については、各都道府県に設置された有識者等による新しい公共支援事業運営委員会において、事業の継続性、波及性を含めて審査を行った上で採択を行った。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は、平成24年度末をもって終了。 ・各都道府県担当者との連絡調整会議等により各都道府県との連携を引き続き確保しつつ、事業の効果についての検証を行うとともに、成果の普及等に努め、今後の施策に反映してまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	外部有識者等で構成した「新しい公共支援事業運営会議」をこれまでに6回開催し、事業の実施方針・方法を示すガイドラインを作成したほか、事業の評価・助言等を行った。また、各都道府県においても、外部有識者等で構成した運営委員会を開催し、事業計画の検討、公募事業の選定、事業の評価・助言等を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし。
---------------------------	-------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 沓澤 隆司	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-16(政策5-施策①))

施策名	市民活動の促進〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	特定非営利活動促進法の適切な施行等により、市民活動の促進を図るため、必要な体制整備、情報発信等を行う					
達成すべき目標	本施策の推進により「新しい公共」の担い手の1つである特定非営利活動法人の活動を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	190,225	144,301	114,402	122,925
		補正予算(b)	△ 18,426	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	171,799	144,301		
執行額(千円)	293,116	131,282				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	NPOホームページのアクセス件数	基準値	実績値				目標値	
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		543,639	476,556	543,639	729,291	362,766	318,435	-
	年度ごとの目標値		-	前年度(476,556件)比増	前年度(543,639件)比増	過去3か年平均(363,162件)比増	過去3か年平均(340,232件)比増	
	※平成22年度は旧URLからのリダイレクト機能によるダブルカウントの影響があるため、平成23年度以降のアクセス件数については平成22年度と単純に比較することはできない。							
	税制改正要望の成果の反映としての認定特定非営利活動法人数	基準値	実績値				目標値	
21年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
34法人		-	-	71法人	48法人	165法人	-	
年度ごとの目標値			-	-	前年度(34法人)比増	過去3か年平均(40法人)比増	過去3か年平均(40法人)比増	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年4月1日から、改正特定非営利活動促進法が施行され、改正法においては、内閣府は、制度の円滑な施行、情報発信等の事務を担うこととされた。測定指標については、NPOホームページのアクセス件数は目標を下回り、認定特定非営利活動法人の増加数については、目標値を大きく上回った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>NPOホームページの運用においては、改正特定非営利活動促進法の施行に伴い、引き続き制度周知を行うとともに、国民によりわかりやすく情報提供を行うため、NPOホームページのデザイン、構成等を一新し、リニューアルしたHPを平成25年3月29日より新たに運用を開始したところ。</p> <p>認定法人数については、平成24年4月1日からの改正特定非営利活動促進法の施行により、従来の国税庁認定に代わり、新たに所轄庁(都道府県、政令市)において認定を行う新認定制度が導入されたところ。平成24年度においては、目標40法人増に対して165法人と大きく目標を上回った。これは、改正法の円滑な施行の結果であり、市民活動の促進を促すという施策の目標に進展が見られたと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、リニューアルされたホームページの運用を行うとともに、改正法を踏まえ、情報発信の強化を図る。また、認定制度については、引き続き制度周知を図るとともに、所轄庁と密に連携しながら、法の円滑な施行に取り組んでいく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○ホームページアクセス件数: ページビュー・カウント方式を用いて測定。</p> <p>○認定特定非営利活動法人数: 内閣府NPOホームページ https://www.npohomepage.go.jp/portalsite/ninteisu_shokatsuchobetsu.html</p>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)付	作成責任者名	参事官 金児 敦弘	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------------------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-17(政策5-施策⑫))

<p>施策名</p>	<p>国内の経済動向の分析〔政策5. 経済財政政策の推進〕</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」・・・毎月の内外の経済動向に関する調査分析結果を取りまとめ。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)・・・年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ。 ・「日本経済」・・・年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析を取りまとめ。</p>					
<p>達成すべき目標</p>	<p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年次を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。</p>					
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	
	<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>67,661</p>	<p>56,068</p>	<p>47,986</p>	<p>46,706</p>
		<p>補正予算(b)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p></p>
		<p>繰越し等(c)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p></p>	<p></p>
		<p>合計(a+b+c)</p>	<p>67,661</p>	<p>56,068</p>	<p></p>	<p></p>
<p>執行額(千円)</p>	<p>44,866</p>	<p>48,091</p>	<p></p>	<p></p>		
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>(参考1)第183回国会における甘利内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の経済演説(平成25年2月28日) 我が国の景気は昨年夏以降、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、弱い動きとなり、底割れが懸念される状況でありました。(中略)以上のように「三本の矢」の取り組みを進める中、最近ではデフレ予想が緩和される兆しがみられ、月例経済報告で二ヶ月連続で景気判断を上方修正いたしましたように、実体経済も変わりつつあります。こうした好ましい変化を、適切な政策対応により、確実な景気回復につなげてまいります。</p> <p>(参考2)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成25年8月13日閣議口頭了解) 1. 月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を随時開催する。 2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、内閣府特命担当大臣(地域主権推進)、内閣府特命担当大臣(行政刷新)、復興大臣、国家戦略担当大臣、公務員制度改革担当大臣及び内閣官房長官とする。(以下略)</p>					

測定指標	月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数※	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		311,842件	-	-	311,842件	360,483件	321,145件	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	対前年度比並	対前年度比並	
	年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数※	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		43,125件	-	-	43,125件	37,547件	30,030件	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	対前年度比並	対前年度比並	
	日本経済のホームページにおけるアクセス件数※	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		6,434件	-	-	6,434件	5,740件	4,741件	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	対前年度比並	対前年度比並	
	主要な会議等への取り上げの有無	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	-
	年度ごとの目標		月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	
	各メディアへの掲載	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
主要紙にて記事掲載		主要紙にて記事が掲載された	主要紙にて記事が掲載された	主要紙にて記事が掲載された	主要紙にて記事が掲載された	主要紙にて記事が掲載された	-	
年度ごとの目標		主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載		
※2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	作成した成果物を「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等へ報告し、国民への情報発信を実施するなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供を行っている。よって、目標年度における施策目標は概ね達成されている。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成するとともに、「経済財政白書」等において、時宜に応じたテーマに基づく分析を実施することで、政府内での景気認識の共有や、日本経済が抱える課題解決等への貢献が図られている。また、公表物のホームページ掲載をはじめ、様々な媒体を通じての国民への情報発信等が行われている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、質の高い「月例経済報告」や「経済財政白書」等を作成することにより、適時適切な政府内の経済財政政策のかじ取りに貢献する。あわせて、国内外への情報発信の向上を図る。</p> <p>その中で、今後とも時々の経済情勢や各方面からのニーズに応じたヒアリングやアンケート調査を行い、情報を整備するとともに、限られた予算の中で、最大限に情報通信技術を活用することによって、生きた経済情報を迅速かつ的確に収集し、調査業務の効率化を図っていく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>野村證券株式会社 鎌田良彦 経済調査部 部長のご意見 (平成25年5月10日)</p> <p>(1)月例経済報告</p> <p>市場に大きく影響する新しい情報が出るというわけではないので、経済分析などに直接使うことは少ない、というのが実際のところである。しかしながら、景気判断の変更などは政策対応の期待につながる可能性もあり、注目すべき資料となっている。過去に遡って政府がどういった景気判断を行ってきたかを月次で確認することができることも重要な点である。</p> <p>また、報告書内で引用される消費総合指数は経済分析においてかなり重要なものと言える。可能であれば公表予定日を事前に公開していただきたい。</p> <p>(2)年次経済財政報告</p> <p>分析の参考とするため、必ず毎年購入して確認している。経済白書から経済財政白書に変わったところから、やや細かな経済分析が減ってしまったが、読みやすく、メッセージが伝わりやすいものになっていると思われる。冊子の発行は縮刷版のみで十分だと感じる。</p> <p>その他として、「今週の指標」を中心に内閣府が公表している様々な分析を参考にさせていただいているが、発行物の種類が多過ぎて、どの発行物でどういった分析が読めるのかなどが分かりにくいところがある。ウェブでは、年次経済財政報告を中心に経済分析の発行物の集約を行い、より利用しやすいものにしていただきたい。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「月例経済報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html ・内閣府「年次経済財政報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html ・内閣府「日本経済」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#nihonkeizai
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (経済財政分析担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (総括担当) 増島稔</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	-------------------------------	-----------------	----------------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-18(政策5-施策⑬))

施策名	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析[政策5. 経済財政政策の推進]					
施策の概要	地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。					
達成すべき目標	地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策議論への貢献等を図る。また、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	128,995	125,157	122,546	121,517
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	128,995	125,157	—	—
執行額(千円)	113,260	119,302	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

「景気ウォッチャー調査」 報告書公表日	基準値	実績値						目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	
年度ごとの目標値	—	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	—	
「景気ウォッチャー調査」 報告書の配布箇所数	基準値	実績値						目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	82ヶ所	62ヶ所	59ヶ所	82ヶ所	80ヶ所	100ヶ所	対前年度比並	
年度ごとの目標値	—	59ヶ所	59ヶ所	59ヶ所	59ヶ所	対前年度比並	—	
「景気ウォッチャー調査」 マスメディアによる報道の状況	基準	施策の進捗状況(実績)						目標
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	124件	93件	110件	124件	113件	101件	対前年度比並	
年度ごとの目標	—	70件	70件	70件	70件	対前年度比並	—	
「景気ウォッチャー調査」 ホームページのアクセス件数*	基準値	実績値						目標値
	18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	42,475件	78,659件	78,796件	71,525件	70,906件	53,606件	対前年度比並	
年度ごとの目標値	—	42,475件	42,475件	42,475件	42,475件	対前年度比並	—	
「地域経済動向」 報告書公表日	基準値	実績値						目標値
	18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	2月、5月、8月、11月	年4回(2、5、8、11月)	年4回(2、5、8、11月)	年4回(2、5、8、11月)	年4回(2、5、8、11月)	年4回(2、5、8、11月)	2月、5月、8月、11月	
年度ごとの目標値	—	2月、5月、8月、11月	2月、5月、8月、11月	2月、5月、8月、11月	2月、5月、8月、11月	2月、5月、8月、11月	—	

測定指標

「地域経済動向」 関係団体、企業へのヒアリング	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	132回	156回	154回	132回	132回	132回	対前年度比並
	年度ごとの目標	132回	132回	132回	対前年度比並	対前年度比並	
「地域経済動向」 報告書の配布箇所数	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	190ヶ所	186ヶ所	189ヶ所	190ヶ所	134ヶ所	156ヶ所	対前年度比並
	年度ごとの目標値	101ヶ所	101ヶ所	101ヶ所	101ヶ所	対前年度比並	
「地域経済動向」 マスメディアにおける報道の状況	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	36件	27件	35件	36件	28件	37件	対前年度比並
	年度ごとの目標値	18件	18件	18件	18件	対前年度比並	
「地域経済動向」 ホームページのアクセス件数*	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	11,735件	20,785件	15,128件	14,620件	13,117件	18,245件	対前年度比並
	年度ごとの目標	11,735件	11,735件	対前年度比増	対前年度比並	対前年度比並	
「地域の経済」 報告書公表日	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	年1回 (年度内)	平成20年 12月25日	平成21年 12月24日	平成22年 12月22日	平成23年 11月4日	平成24年 11月2日	年1回 (年度内)
	年度ごとの目標値	年1回 (12月末まで)	年1回 (12月末まで)	年1回 (12月末まで)	年1回 (12月末まで)	年1回 (12月末まで)	
「地域の経済」 報告書の配布箇所数	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	217ヶ所	218ヶ所	213ヶ所	217件	221件	215件	対前年度比並
	年度ごとの目標値	88ヶ所	88ヶ所	88ヶ所	88ヶ所	対前年度比並	
「地域の経済」 マスメディアにおける報道の状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	3件	3件	4件	3件	5件	1件	対前年度比並
	年度ごとの目標	4件	4件	4件	4件	対前年度比並	
「地域の経済」 ホームページのアクセス件数*	基準値	実績値					目標値
	18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	9,751件	5,321件	3,657件	1,246件	2,015件	1,856件	対前年度比並
	年度ごとの目標値	9,751件	9,751件	対前年度比増	対前年度比並	対前年度比並	

	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
上記報告書の月例経済報告等への活用状況	74件	「景気ウォッチャー調査」37件 「地域経済動向」4件	「景気ウォッチャー調査」45件 「地域経済動向」12件	「景気ウォッチャー調査」50件 「地域経済動向」24件	「景気ウォッチャー調査」50件 「地域経済動向」24件	「景気ウォッチャー調査」50件 「地域経済動向」36件	対前年度比並	
年度ごとの目標		19件	19件	19件	対前年度比並	対前年度比並		
※1 平成21年度においては、年度途中にHPアクセス数解析システムが変更となったことに伴い、アクセス数カウント方法も変更となったため、年度内でのデータの連続性がなくなった。 ※2 平成22年度以降は、2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府からのアクセスは排除)のため差異が生じている。そのため、同年度については、前年度との比較による評価ができない。								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策議論への貢献等を図るという目標達成に向けて、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努めている。</p> <p>特に経済財政部局への情報提供等の実施については、政府の景気判断を行う「月例経済報告」への情報提供を行っており、関係閣僚会議や党部会での説明資料として積極的に活用されている。</p> <p>また、既存の経済指標では地域経済動向を総合的かつ迅速に把握するには不十分であることから、平成20年度以降、各種の都道府県別・地域別の経済データを活用した「地域別支出総合指数」(RDEI)の試算値の検討・作成を行ってきたが、平成24年度から四半期に1度地域経済動向に掲載する形で公表を行っており、地域経済動向の迅速かつ適切な把握に努めるとともに、広く国民への情報提供に努めている。</p> <p>以上のことから、目標年度における施策目標は概ね達成されている。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>「国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析」を行うとともに、地域経済に関する指標の総合性・迅速性強化のための取組みや、これらの調査分析結果の経済財政部局への情報提供の実施等、地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載し広く国民への情報提供が図られている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図る。あわせて、地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載することにより広く国民への情報提供に努める。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>宅森 昭吉氏(三井住友アセットマネジメント株式会社 チーフエコノミスト)</p> <p>【1】景気ウォッチャー調査について</p> <p>① 民間としての活用の仕方</p> <p>「景気ウォッチャー調査」は景気の動きを迅速に把握することのできる極めて有用な統計だ。一例をあげれば、一昨年3月に発生した東日本大震災の時に、その影響を最初に把握することができたのも同統計である。震災発生直後の調査であってにもかかわらず、東北での回答率は91.4%と高く、情報としての価値も高かったことから、公表後の政府の月例経済報告の説明資料でも、3ページにわたって同調査の結果が使用されていた。</p> <p>また「東日本大震災」の影響はこれに関連したワードを使用するコメントをチェックすることで、全国的にはその後迅速に持ち直したこともわかった。11年3月調査では回答した1848人のうち半数以上の1059人(回答者の57%)が東日本大震災の影響に言及した。「大震災」のマイナスの影響大であるかどうかは、全体のDIと、大震災に関連した回答からつくるDIを比べてみることでわかる。全体の現状判断DIの27.7に対し大震災関連DIは21.0と6.7ポイント低い数字となった。復興需要など明るい話題が多くなった6月調査以降は全体を上回り、直近の3月調査では53.1と50超が続いている。</p> <p>この他にも、震災に関しては東北から一番離れている沖縄でも、震災の影響が出ていたことが、ウォッチャーのコメントからわかる(観光関連の自粛ムード)など、極めて有用性が高い調査である。</p> <p>このように様々な要因がどう景気に影響しているかが独自に分析できるツールとして役に立っている。</p> <p>② 改善すべき点</p> <p>有効回答率の高さが景気ウォッチャー調査の精度向上につながるものである。また、本調査では回答の根拠となるコメントも重要であり、その質の維持・向上も重要な問題である。回答率・コメントの質を維持し、さらに向上させるためには、景気ウォッチャーの方々に本調査の重要性や活用実績等を充分に知ってもらう必要があり、そのためには以前実施していた景気ウォッチャーセミナー「地域会合」の復活や、景気ウォッチャーセミナー「全国会合」の回数を増やすなど、本調査の重要性を理解してもらう場をもっと設けた方がよい。</p> <p>景気ウォッチャーのDIを見ると、季節性があるようにも感じる。2001年8月から現在の形の調査になり、2002年から数えてもおおよそ10年分のデータが蓄積されたので、季節性の問題も検証してみてもどうか。調査票で季節性は除外して下さいとは書いてあるが、例えば「桜の開花時期が早まると景気が良くなる」等、日本人特有の心情的な問題もあるので、一度確認してみるのも良いと思う。</p> <p>③ その他意見等</p> <p>一般の方により興味を持ってもらうためには、ビジネスに役立つような情報が提供できるか否かである。この場合、ビジネスに役立つ情報とは、「今世間では何が流行しているのか、これから流行するのか」といったことや、数値だけではわからないコメントを精査して初めてわかるような情報(例:不況期にもかかわらず特定業種では業績好調であるとの情報等)である。景気ウォッチャー調査はコメントでの回答も求めているので、例えば特定のコメント(例:アベノミクス)の検索数の推移や、特定コメント別のDIを取りまとめ、HP上で公表すれば、調査の注目度があがり、HPへのアクセス件数は増えるはずである。</p> <p>近年、日本経済は停滞し、あまり動きがなかったが、最近になって「アベノミクス」の事もあり、注目を集めやすい状況ではあるので、海外で日本経済を分析している著名なエコノミストに本調査について説明を行い、分析に使用してもらえば、本調査を海外に普及することができるかもしれない。</p> <p>【2】地域経済動向について</p> <p>① 民間としての活用の仕方</p> <p>実際の地域の経済データをコンパクトにまとめられているので、地域ごとの動向について参照する時に便利である。「地域経済動向における各地域の景況判断の推移」の表などは各地域の違いが一覧できて便利である。平成24年度から「地域別支出総合指数」(RDEI)が掲載されており、さらに有用性が高まっていることから、地方の金融関係者等へ、機会を捉え宣伝させていただいている。</p> <p>② 改善すべき点</p> <p>地域経済動向掲載HPへのアクセス件数が増えているのは、RDEIを公表した成果だと思う。このように地域の経済状況を把握できる数値は希少であり、もっと前面に押し出すべきだと思う。ホームページ上では参考値として、県別のデータが掲載されているが、これを短い期間でも良いので、公表冊子に掲載することを試みてみるのも良いのではないかと。</p> <p>【3】地域の経済について</p> <p>① 民間としての活用の仕方</p> <p>平成24年度は公表時期が11月2日と、2年続けて12月末ではなく、早い時期の発表となったことは評価できる。内容も東日本大震災の影響等の分析や地域活性化に役立つ内容であったため、とても興味深く有用であった。</p> <p>② 改善すべき点</p> <p>大震災発生の翌年という特殊な状況下が仕方ない面もあるが、過去の地域の経済で紹介されていたような、今後の地域活性化のために役立つような具体的な個別事例が今回はあまりなかったことは、残念である。一般の方により興味を持ってもらうためには、ビジネスに役立つような情報を提供することが重要であり、例えば地域活性化のために各地域で実際に行われている施策や民間会社の取組等の好事例を調べて掲載する形にするのも良いと思う。最近、地域の物流の流れが大きく変わりつつあるので、その点について調べてみるのも面白いと思う。(大規模集積地の変更、アジア主要都市への配達日数の大幅な短縮等)</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府 「景気ウォッチャー調査」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/watcher/watcher_menu.html 内閣府 「地域経済動向」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html 内閣府 「地域の経済」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(経済財政分析担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(政策統括官(経済財政分析担当)付) 田邊 靖夫</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	--	-----------------	----------------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-19(政策5-施策⑭))

施策名	海外の経済動向の分析[政策5. 経済財政政策の推進]					
施策の概要	我が国の経済財政政策運営に資するため、海外経済動向・国際金融情勢について、景気判断やマクロ経済政策を中心に調査・分析を行う。「月例経済報告」の海外経済部分を作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告した後公表している。また、海外経済動向・国際金融情勢を幅広く、より深く、総合的に分析し、毎年二回「世界経済の潮流」を作成、公表している。そのほか、OECD各国経済審査会合等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。					
達成すべき目標	海外経済動向・国際金融情勢に関する的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料を作成・提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営への貢献を図る。また、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」等の作成・公表、経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	41,220	36,423	35,489	34,389
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41,220	36,423	-	-
執行額(千円)	41,071	36,423	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>(参考)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)</p> <p>1. 月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を随時開催する。</p> <p>2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、内閣府特命担当大臣(地域主権推進)、内閣府特命担当大臣(行政刷新)、復興大臣、国家戦略担当大臣、公務員制度改革担当大臣及び内閣官房長官とする。(以下略)</p>					

測定指標	「世界経済の潮流」のHPにおけるアクセス件数	基準値	実績値					目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		18,705件	58,326件	47,799件(※1)	22,044件(※2)	23,262件	18,705件	対前年度並またはそれ以上
	年度ごとの目標値		対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	
	<p>※1 平成21年度においては、年度途中でHPアクセス数解析システムが変更となったことに伴い、アクセス数カウント方法も変更となったため、年度内でのデータの連続性がなくなった。</p> <p>※2 2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。</p>							
	主要な会議等への取り上げの有無	基準値	実績値					目標値
		平成20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ
	年度ごとの目標値		主要な会議等への取り上げ	主要な会議等への取り上げ	主要な会議等への取り上げ	主要な会議等への取り上げ	主要な会議等への取り上げ	
	各マスメディアへの掲載	基準値	実績値					目標値
平成20年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
主要紙にて記事掲載		-	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	
年度ごとの目標値		-	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	海外経済動向・国際金融情勢に関する的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料を提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営への貢献を図るとともに、当室作成の公表物をホームページに掲載し広く国民への情報提供に努めるという目標は達成できた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>海外経済動向・国際金融情勢の調査・分析について、引き続き迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い分析結果の提供を行う必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、海外経済動向・国際金融情勢の調査・分析について、迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い分析を行うことにより、適時適切な政府の経済財政政策の舵取りに貢献する。また、限られた予算、人員の中で、情報通信技術の活用による調査・分析業務のより一層の効率化を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	【P】
-----------------	-----

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	内閣府 「月例経済報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html 内閣府 「世界経済の潮流」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#chouryuu
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官 (海外担当) 嶋田 裕光	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------------------	--------	------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-20(政策6-施策①))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定[政策6. 地域活性化の推進]					
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。					
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,645	2,311	12,102	10,802
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	2,645	2,311	—	—
執行額(千円)	803	1,603	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		

測定指標	認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	年度ごとの目標値	—	100%	100%	100%	100%	—	
	計画期間が終了した計画について、期間終了後に行ったフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
—		—	—	—	32%	未集計(9月頃集計予定)	—	
年度ごとの目標値		—	50%	50%	50%	50%	—	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	認定中心市街地活性化基本計画は、連携した支援措置を受けることができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての中心市街地活性化基本計画において、連携した支援措置を受けることができた。 平成24年度末で計画期間終了を迎える市町村のフォローアップ調査は、平成25年9月に取りまとめる予定。 <p>【今後の方向性】</p> <p>自治体によるフォローアップ内容、中心市街地の状況把握の内容を注視し、基本計画の見直しに対して適切に対応するなど、本制度がより有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	中心市街地活性化評価・調査委員会において、学識経験者からの意見聴取を実施。
-----------------	---------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 柳澤 伸治	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-21(政策6-施策②))

施策名	構造改革特区計画の認定[政策6. 地域活性化の推進]					
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。					
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	29,938	26,823	25,899	25,105
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	29,938	26,823		
執行額(千円)	20,184	21,365				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	第174回国会菅総理大臣所信表明演説	平成22年6月11日		地方の皆様と膝をつきあわせ、各地の要望を踏まえ、権限や財源を丁寧に進めていきます。その上で、特区制度も活用しつつ、各行政分野で地域ごとに具体的な結論を出していきます。		
	「新成長戦略」について閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		

測定指標	構造改革特区計画の認定件数	基準値	実績値				目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	77件	77件	27件	45件	22件	26件	-
年度ごとの目標値		70件	70件	20件	20件	32件	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度においては、構造改革特区計画の認定件数は、目標値32件に対し26件と目標の8割を超える活動実績であった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>認定件数については、当初の目標の8割を超えており、概ね目標どおりの成果を挙げていることから、地方公共団体が実施する事業において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化において一定の成果があったものと考えている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>新規特例措置の一層の実現及び特例措置が一層活用されるよう、制度周知を図りながら、地方公共団体等の意向を踏まえ、引き続き推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○認定件数 ・認定された構造改革特別区域計画について(第29回~第30回)(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/ninteisinsei.html)
---------------------------	---

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 佐竹 克也	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-22(政策6-施策③))

施策名	地域再生計画の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。					
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	44,195	35,130	29,392	29,046
		補正予算(b)	△ 7,980	△ 6,200	—	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	36,215	28,930		
執行額(千円)	24,417	20,428				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		

測定指標	地域再生計画の認定件数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		100件	100件	256件	134件	58件	50件	95件
	年度ごとの目標値		100件	340件	150件	70件	100件	
	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	65%	—	—	—	66.04%	66.96%	70%	
	年度ごとの目標値		—	—	—	70.00%	70.00%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度においては、地域再生計画の認定件数は目標値100件に対し50件と50%の目標達成件数となった。また、地方公共団体に対する調査においても、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合(以下「フォローアップ調査結果」という。)が、概ね目標を達成する状況となった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○認定件数については、当該年度固有の理由(予算成立の遅れ等)により、50%の目標達成状況となっているが、フォローアップ調査結果については、概ね目標値を達成していることから、地方公共団体が実施する事業において、地域の再生及び地域の活性化において一定の成果があったものと考えている。</p> <p>○認定件数の目標が未達となった要因には、第24回認定で基盤強化交付金について翌年度に持ち越したことで、支援措置(特定地域再生事業費補助金)が、平成24年度中途に創設されたことで、執行期間が限られ、結果的に応募件数が少なかったことに加え、経済の低迷等による地方財政の悪化が少なからず起因していると考えられる。</p> <p>○フォローアップ調査結果による目標が未達となった要因は、用地取得の難航による事業の遅延、景気後退による雇用情勢の悪化、観光客数の減などによるものである。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>地域の自主的取組を総合的に支援するため、地方公共団体の意向を踏まえ、支援措置が一層活用されるよう制度周知等を図る。予算についても、行政事業レビューの指摘を踏まえ、引き続き予算の効率的な執行を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○認定件数 認定された地域再生計画について(第22~24回) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html ○フォローアップ調査結果 計画策定地方公共団体に対して実施した「地域再生計画のフォローアップに関する調査」に基づく回答データ
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 滝澤 秀樹	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-23(政策6-施策④))

施策名	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。					
達成すべき目標	地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	103,389,000	62,000,000	61,900,000	50,220,000
		補正予算(b)	—	—	13,500,000	
		繰越し等(c)	△ 11,885,731	9,375,402		
		合計(a+b+c)	91,503,269	71,375,402		
執行額(千円)	89,305,258	68,715,581				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		

測定指標	事業が完了した地方公共団体に対するアンケート調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	70%	—	—	—	87%	93%	70%	
	年度ごとの目標値		—	—	—	70%	70%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	地方公共団体に対するアンケート調査を行った結果、交付金のメリットを「活用できた」又は「ある程度活用できた」と回答した割合は約93%となり、目標を達成した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○交付金のメリットを「活用できた」又は「ある程度活用できた」と回答した事例(割合:約93%)の要因としては、「事業や年度を超えた弾力的な執行を行い、予算を有効活用できた」との回答が主なものであり、他に「事務の効率化が図られた」、「事業実施の効率化が図られた」、「予算配分の調整により効果発現の相乗効果が図られた」との回答が多い。</p> <p>また、今後もニーズに応じて交付金を活用したいと回答した地方公共団体が約86%となっており、本交付金制度は地方公共団体に評価されている。</p> <p>○交付金のメリットをあまり活用できなかったと回答した事例(割合:約7%)の要因としては、「東日本大震災の影響により、災害復旧工事を優先しなくてはならなくなったこと」に伴って計画が未達成になったことや「地方公共団体による地元調整がうまく図られなかったこと」となっている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>本交付金を活用して行う地域の自主的・自立的な取組がより総合的かつ効果的なものとなるよう、今後も本交付金の制度、メリットの周知を図るとともに、地域再生計画及び本交付金の実施状況やその効果について適切にフォローアップを行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「特になし」
---------------------------	--------

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 滝澤 秀樹	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-24(政策6-施策⑤))

施策名	地域再生支援利子補給金の支給〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を実施					
達成すべき目標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	73,357	121,624	170,811	223,389
		補正予算(b)	—	△ 14,300	—	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	73,357	107,324		
執行額(千円)	66,006	94,650				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		

測定指標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額	基準値	実績値				目標値	
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		20億円	20億円	48億円	65億円	110億円	112億円	-
	年度ごとの目標値		30億円	60億円	60億円	80億円	80億円	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度の地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額は、目標の80億円を上回る112億円となった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成24年度の地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資額は112億円と目標額を上回り、所期の目標は達成した。 制度の浸透が図られ、支援策としての有用性が認知されたものと考えられる。 なお、平成24年度の地域再生支援利子補給金の支援対象となる112億円の融資により、雇用効果(維持+新規)として総計917名が見込まれており(平成23年度は、融資額110億円による雇用効果の総計2,639名)、それに伴う利子補給金の支給は1年間で7,840万円(平成24年度融資額112億円×利子補給率0.7%)と、少ない経費で高い政策効果が期待できるものである。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>本制度がより有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地域再生支援利子補給金について(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/kankei.html)
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 滝澤 秀樹	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-25(政策6-施策⑥))

施策名	特定地域再生計画の推進〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	地域再生法の目的や理念に照らし、少子高齢化対応・低未利用資源の有効活用等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資するために支援を行う。					
達成すべき目標	少子高齢化対応・低未利用資源の有効活用等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援することを目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	500,000	300,000
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	—	—	—
執行額(千円)	—	—	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		

測定指標	特定政策課題の解決に資する地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした事業の割合	基準値	実績値					目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	—	—	—	—	72.70%	70%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	70%	—	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対する調査の結果、「目標を上回っている」「目標どおり」とした事業の割合が目標値を上回った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成24年度11月に創設された事業であるため、当該年度内に十分な執行期間が確保できず、目標の達成状況について判断できないとした事業もあるものの、調査時点において「目標を上回っている」「目標どおり」とした事業が測定指標の目標値を上回っており、特定政策課題の解決に資する取組が進展することが期待される。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>行政事業レビュー等の結果も踏まえ、より効果的・効率的な支援の在り方を検討するとともに、予算の適切な執行に努めていきたい。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対して実施した「特定地域再生事業費補助金に関するアンケート調査」に対する回答
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 滝澤 秀樹	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-26(政策6-施策⑦))

施策名	環境未来都市の推進〔政策6. 地域活性化の推進〕						
施策の概要	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の21の国家戦略プロジェクトの一つとして位置付けられた「環境未来都市」構想の実現を図る。						
達成すべき目標	選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることを目標とする。						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度		
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	1,134,789	1,086,159	200,000	
		補正予算(b)	—	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	—	
		合計(a+b+c)	—	1,134,789	—	—	
執行額(千円)	—	578,043	—	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		強みを活かす成長分野、1. グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト 2. 「環境未来都市」構想 未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」を創設する。			
	日本再生の基本戦略	平成23年12月24日		4. 新成長戦略の実現加速と強化・再設計 ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○「環境未来都市」構想の推進 環境、超高齢化対応等に関し、成功事例を創出し、国内外へ普及展開するとともに、社会経済システムイノベーションの実現を目指す環境未来都市への支援を行う。			
測定指標	各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地以外の5都市)	基準値	実績値				目標値
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	—	—	—	—	—	—	90%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	10%
	各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地の6都市)	基準値	実績値				目標値
○年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
—	—	—	—	—	—	90%	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	5%	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	計画通り達成する見込み(確認中)					
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 各環境未来都市において作成された環境未来都市計画に基づき、H24年度に推進した各取組の進捗状況について各環境未来都市が評価調査シートに取りまとめて内閣府へ提出(H25/7頃予定)。(仮称)環境未来都市推進委員会にて評価、検証を行う。</p> <p>【今後の方向性】 各環境未来都市から提出された評価調査シートを基に有識者による取組状況の評価、検証を行い、各環境未来都市の今後の取組や計画推進に関するアドバイスをいただく。これを基に計画や取組の見直しを行って、今後の環境未来都市計画の推進を図る。</p>					
学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各環境未来都市より提出される評価調査シートを基に、有識者による委員会にて評価、検証を行う。						
担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 柳澤 伸治	政策評価実施時期	平成25年8月		

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-27(政策6-施策⑧))

施策名	総合特区の推進[政策6. 地域活性化の推進]							
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。							
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。							
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度			
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	15,265,940	14,003,870	12,693,230		
		補正予算(b)	—	△ 82,738	—	—		
		繰越し等(c)	—	△ 2,699,502	—	—		
		合計(a+b+c)	—	12,483,700	—	—		
執行額(千円)	—	2,604	—	—	—			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)				
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。				
	日本再生の基本戦略 閣議決定	平成23年12月24日		地域における社会経済の活性化のため、多岐の分野で総合特区制度を活用しつつ、地域の創意工夫を生かした自律的な取り組みを進めていく。				
	日本再生戦略 閣議決定	平成24年7月31日		各政策分野の政策展開においては、貢献が期待される研究機関等の重視など、総合特区が十分な成果を發揮できるよう取り組みながら政策目標の達成に努めるものとする。				
	日本経済再生に向けた緊急経済対策 閣議決定	平成25年1月11日		国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進 総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進				
測定指標	認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値				目標値	
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
		—	—	—	—	—	—	90%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	10%	
	認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値				目標値	
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
—		—	—	—	—	—	90%	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	10%		
施策に関する評価結果	目標の達成状況	— (総合特区に係る最初の総合特区計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行うこととしており、今後、指定地方公共団体からの評価書を受け、評価・調査検討会において検討・評価を行うこととしている。)						
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 総合特区の目標の達成状況の検証にあたっては、今後、指定地方公共団体から評価書を受け、評価・調査検討会において検討・評価を行うこととしている。 【今後の方向性】 総合特別区域の指定を行った区域については、今後、指定公共団体からの評価書について、評価・調査検討会において検討・評価を行い、その評価結果については、速やかに公表し、各区域における目標の実現に向けて適宜、関係省庁との調整や支援等に取り組むものである。						
学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	総合特区の目標の達成状況の検証にあたっては、今後、指定地方公共団体から評価書を受け、評価・調査検討会において検討・評価を行うこととしている。							
担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 宇野 善昌	政策評価実施時期	平成25年8月			

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-28(政策6-施策⑨))

施策名	都市安全確保計画の策定の促進〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進する。					
達成すべき目標	都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	150,000	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	—	—	—
執行額(千円)	—	—	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策推進本部)	平成23年7月29日		大震災の教訓を踏まえた今後の備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取り組みの促進等		

測定指標	都市再生緊急整備地域内において、都市再生安全確保計画を作成する又は作成しようとするエリア数	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	—	—	—	—	—	10	作成10	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	10	—	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	都市再生安全確保計画を作成しようとするエリア数は、24年度10エリアの取り組みとなり、「年度ごとの目標値」を達成している。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>本施策(予算措置)は、24年度で事業終了。都市再生特別措置法の改正を受けて、平成25年度以降は、一般会計において「都市再生安全確保計画の策定の推進」施策としてあらたに予算措置されて実施。(目標期間終了時点(26年度)の総括は、あらたな施策に対して実施する。)</p> <p>【今後の方向性】</p>

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 大寺 伸幸	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-29(政策6-施策⑩))

施策名	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の配分計画の策定〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)を踏まえ、地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の配分計画を策定する。					
達成すべき目標	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の配分計画を策定し、地域における公共投資の円滑な実施を支援する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	1,398,000,000	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(千円)	—	—				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	日本経済再生に向けた緊急経済対策	平成25年1月11日		Ⅲ. 暮らしの安心・地域活性化 2. 地域の特色を生かした地域活性化 (5) 地方の資金調達への配慮と本対策の迅速な実施		

測定指標	地域元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、地域における公共投資を円滑に実施するために有効だったと回答した地方公共団体の割合	基準値	実績値					目標値
		〇年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	—	—	—	—	—	90%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	90%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	本交付金を執行するにあたっては、まず、平成24年度補正予算(第1号)に計上された追加公共事業等の地方負担額全てを把握する必要があるが、各府省で補助金等の内示時期等が異なり、平成25年度においても作業を継続中。平成24年度中には執行がなく、平成25年度に事後評価を行う。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 【今後の方向性】

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 滝澤 秀樹	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-30(政策7-施策①))

施策名	地方分権改革に関する施策の推進〔政策7. 地方分権改革の推進〕					
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する。					
達成すべき目標	地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(千円)	—	—				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	法案等の内容の地方自治体への説明	基準値	実績値				目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施	—	—	—	—	実施	—
年度ごとの目標値			—	—	—	—	実施

施策に関する評価結果	目標の達成状況	国会提出法案を始め地方分権改革の各課題について、関係地方自治体に対して説明会等を開催するなど、必要な情報提供や説明を適時行った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 今次の地方分権改革に関する施策に関連する事務を行う地方自治体に対して、適宜・適切な情報提供等を通じてその事務の円滑な遂行に寄与することで、地方分権改革に係る施策の実施を推進した。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き、関係地方自治体に対し、適宜・適切に情報提供等を行い、地方分権改革を着実に前進させる。</p> <p>※なお、平成23年度から実施してきた施策である「地域主権改革に関する施策の推進」については、平成24年12月に内閣府特命担当大臣(地方分権改革)が置かれたことにより廃止し、新たな施策として「地方分権改革に関する施策の推進」を実施することとしたものである。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	地方分権改革推進室	作成責任者名	参事官 野村善史	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-31(政策8-施策①))

施策名	原子力研究開発利用の推進(原子力政策大綱)[政策8. 科学技術政策の推進]					
施策の概要	<p>原子力委員会は、原子力政策の民主的な運営等のため原子力基本法に基づき設置されている。原子力委員会では、我が国の原子力政策の基本方針である「原子力政策大綱」を平成17年10月に策定しており、その後は同大綱に基づく関係府省等の活動を適時にフォローアップするとともに、必要に応じて各分野の政策の基本方針を企画、審議している。</p> <p>原子力委員会における主要業務は以下のとおり。</p> <p>①有識者から成る会議による原子力政策の基本方針の企画審議 ②同方針に基づく原子力の研究、開発及び利用に関する施策の実施状況の点検・評価 ③国際機関での議論への参画や国際会議の開催による各国との政策協議の実施 ④原子力委員会の活動等に係る国内外への情報発信及び広聴活動の実施</p>					
達成すべき目標	安全の確保を大前提に、国民の理解を得つつ、原子力の研究、開発及び利用の推進すること等(詳細は「原子力政策大綱」第1章1-1を参照)					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	111,866	94,444	87,021	83,604
		補正予算(b)	—	—		—
		繰越し等(c)	—	46,591		
		合計(a+b+c)	111,866	141,035		
執行額(千円)	42,313	129,435				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・原子力委員会の「原子力政策大綱」に関する対処方針について(閣議決定)平成17年10月14日 「政府は、原子力委員会の『原子力政策大綱』(平成17年10月11日原子力委員会決定)を原子力政策に関する基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進する。」</p>					

測定指標	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
法案等の内容の地方自治体への説明	—	施策の実施状況等を確認。(放射性廃棄物の処理・処分、核融合研究開発)	施策の実施状況等を確認。(分離変換技術に関する研究開発、エネルギー利用、原子力研究開発)	施策の実施状況等を確認。(放射線利用、人材の育成・確保、原子力試験研究)	震災に伴う原子力発電所事故への対応のため実施せず。	実施せず。	関係省庁等の原子力研究開発利用に関する取組状況についてヒアリング等を実施
年度ごとの目標値		原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認	原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認	原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認	原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認	施策の実施状況の確認(原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認)	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>原子力委員会においては、原子力政策の基本的方針として平成17年10月に決定した現行の原子力政策大綱について、平成22年11月に新たな原子力政策大綱を策定することを決定した。その後、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力発電を取り巻く社会環境が大きく変化したとの認識の下に検討を進めていたが、「今後のエネルギー・環境政策について」(平成24年9月19日閣議決定)において今後のエネルギー・環境政策を遂行するに当たって踏まえるとした「革新的エネルギー・環境戦略」を受け、同年10月に新大綱策定会議を廃止し、新たな原子力政策大綱の策定を見送ることとした。</p> <p>そのため、達成すべき目標として原子力政策大綱を掲げることが困難となり、原子力政策大綱に示している基本的考え方等のフォローアップ状況に関する評価の実施ができなかったところ。</p> <p>※「革新的エネルギー・環境戦略」では、「新たな原子力政策を、エネルギー・環境会議の場を中心として、確立する」、原子力委員会については「組織の廃止・改編を含めて抜本的に見直す」とされた。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 上記の通り。</p> <p>【今後の方向性】 平成24年度、原子力委員会では今後の課題として「原子力人材の確保・育成に関する取組の推進について」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期にわたる取組の推進について」、「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について」、「国民の信頼醸成に向けた取組について」、「今後の原子力研究開発の在り方について」の提言を取りまとめており、関係省庁の実施状況を確認し、提言のフォローアップを実施していくほか、原子力関係経費に係るヒアリング等を通じて、関係省庁の原子力に係る取組を確認していく予定。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし。
-----------------	-------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし。
---------------------------	-------

担当部局名	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)	作成責任者名	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付参事官(原子力担当) 板倉 周一郎	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------------------	--------	---	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-32(政策9-施策①))

施策名	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用〔政策9. 宇宙開発利用に関する施策の推進〕					
施策の概要	GPS衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)及び補強機能(測位精度の向上)並びにメッセージ機能等を有する準天頂衛星システムの開発・整備・運用を実施する。					
達成すべき目標	既に運用している準天頂衛星「みちびき」と合わせ、平成30年度を目途に4機体制の運用を開始するとともに、将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)			10,598,713	10,555,243
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)				
執行額(千円)						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日 閣議決定)</p> <p>「宇宙基本計画」(平成25年1月 宇宙開発戦略本部決定)</p> <p>諸外国が測位衛星システムの整備を進めていることを踏まえ、我が国として、実用準天頂衛星システムの整備に可及的速やかに取り組むこととする。具体的には、2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。</p>					

測定指標	準天頂衛星システムの開発・整備・運用に係る契約締結による事業着手	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		契約0件				契約0件	契約3件	契約2件
	年度ごとの目標値					契約0件	契約3件	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度に衛星システム、地上システム等の3件の契約を行うことにより準天頂衛星システムの開発・整備・運用に着手し、目標を達成した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成24年度に契約2件を締結する目標を達成した。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>準天頂衛星システムは、衛星システムが5年、地上システムが20年という長期契約のため、事業の遂行に向け、監督・管理を実施していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	契約に向けた事業者の選定に当たり、「準天頂衛星システムの運用等事業有識者委員会(委員長:山内弘隆一橋大教授)」及び「準天頂衛星システム開発技術審査委員会(委員長:中須賀真一東大教授)」を設置し、意見聴取を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

担当部局名	宇宙戦略室	作成責任者名	参事官 野村栄悟	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------	--------	----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-33(政策10-施策①))

施策名	防災に関する普及・啓発[政策10.防災政策の推進]					
施策の概要	広く国民が日常的に減災のための行動をとることにより、社会全体の防災力の向上を目指し、防災知識の普及・啓発に取り組む。具体的には、9月1日の「防災の日」および8月30日から9月5日までの「防災週間」の期間を中心に、防災フェア、防災ポスターコンクール等の各種行事を行うなど、防災に対する国民の関心を高め、災害に対する「備え」を一層強化する。					
達成すべき目標	災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災フェア・防災ポスターコンクール等の普及・啓発活動を通じて、防災・減災対策を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	58,128	40,020	41,813	73,802
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	58,128	40,020		
執行額(千円)	49,682	37,819				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①防災フェア等におけるアンケート配布数	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	—	—	—	1,000	3,000	—
		年度ごとの目標値		—	—	—	500	500
	②防災フェア等におけるアンケート回収割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	—	—	—	20%	20.4%	—
		年度ごとの目標値		—	—	—	30%以上	30%以上
	③防災フェア等におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		76%	73%	68%	78%	85%	75.5%	—
		年度ごとの目標値		60%以上	60%以上	60%以上	70%以上	70%以上

施策に関する評価結果	目標の達成状況	①及び③は達成したが②は達成できなかった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>アンケートの配布数は目標を上回った。また有益だった(国が行う必要がある)とした回答も611件中461件(75.5%)と高く、防災フェアを国が引き続き行っていく必要性があることが確認された。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>アンケートの回収率が依然低いが、これは会場が複数に分かれていたこと、また会場そのものが買い物客の導線上に位置していたため、必ずしもイベントに参加した者がアンケート用紙を受け取っていたとは言えなかったことが原因として考えられる。</p> <p>アンケートの回収数は増えているので、今後は前年度の反省を踏まえて、回収率を高める方法を検討し、防災フェアの内容を充実させる等、普及・啓発活動を通じての防災・減災対策を着実に推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	中央防災会議「防災対策推進検討会議 最終報告」において、「防災週間及び防災とボランティア週間など防災に関連する記念日・週間等の機会を最大限に活用して、国民が平常時においても防災を意識し、身近なところから防災に参画する意義が認識されるようにする必要がある。また、3月11日を、東日本大震災に思いを致し、そこから得た教訓を後世に伝承し、訓練、啓発行事等を実施するための日と定めることを検討する必要がある。」「地域の防災力の向上を図るためには、子どもだけでなく、地域の住民や、働く人々のための防災教育・学習も必要であり、市民セミナー、ワークショップ、婦人防火クラブや少年消防クラブ等防災関係組織の活動などを活用して、防災教育の充実を図るべきである。」とされている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	防災フェア2012報告書
---------------------------	--------------

担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当)四日市 正俊	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------	--------	----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-34(政策10-施策②))

施策名	国際防災協力の推進〔政策10. 防災政策の推進〕					
施策の概要	防災分野におけるアジアの地域センターとしてのネットワークを有するアジア防災センターを通じて、アジア各国における災害対応力の強化、被害の軽減を図っている。また、2005年1月の国連防災世界会議にて採択された、「兵庫行動枠組」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連を通じた多国間防災協力やアジア防災センターを通じた地域防災協力、中国・韓国などとの政府間防災協力を通じた国際防災協力を推進する。さらに、東日本大震災を受けて得られた知見・教訓を国際社会と共有し、「開かれた復興」を実現する。					
達成すべき目標	国際防災協力を推進し、国際社会における災害による人的・物的被害の軽減を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	163,620	158,205	236,421	177,199
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	163,620	158,205		
執行額(千円)	145,136	156,442				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者数	基準値	実績値					目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		255名	209	184	231	113	191	-
	年度ごとの目標値		100名	100名	100名	100名	100名	
	アジア防災センターホームページアクセス数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		57,906回	-	-	-	58,805	57,353	-
年度ごとの目標値		-	-	-	61,000回	61,000回		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	測定指標について、短期研修者数については目標を上回ったものの、アジア防災センターホームページアクセス数については、目標を下回った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>24年度においては、インドネシア、タイ等から計191名の研修者を受け入れたところである。アジア防災センターを通じて、アジア地域において我が国の知識・技術を活用した協力を推進しており、アジア各国において防災に関する取組は進みつつあるが、アジア各国の災害対策基本法、防災基本計画の策定状況、災害対策の推進体制などを見ると未だに十分な状況にあるといえず、今後とも、国連、アジア防災センター、政府間協力などを通じた国際防災協力の推進を図る必要がある。</p> <p>また、アジア防災センターホームページアクセス数については、目標を下回ったことから、各国の災害被害軽減につながるコンテンツの充実により、アクセス増を図っていく必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>国際防災協力の推進にあたっては、国連を通じた多国間防災協力、アジア防災センターを通じた地域防災協力、中国、韓国などとの政府間防災協力という3つの柱をもとに事業を行っている。東日本大震災を受けて得られた知見や教訓、災害に強い強靱な社会の構築に向けた取組を国際社会と共有する必要がある。今後とも効率的な予算執行に努めつつ、国際防災協力をさらに推進していく必要がある。とりわけ、2015年に我が国での開催が決定している国連防災世界会議において議論される、国際社会における防災活動の基本的な指針である「兵庫行動枠組」の後継枠組策定を主導するため、引き続き国際防災協力を推進し、我が国のプレゼンスの確保を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	中央防災会議「防災対策推進検討会議」最終報告(平成24年7月)において、「東日本大震災により得られた知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災力の向上にも資するものであり、大震災に際して寄せられた多大な支援に報いるためにも、諸外国に対して広く情報発信し、共有すべきである」とされている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当) 四日市 正俊	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------	--------	-----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-35(政策10-施策③))

施策名	災害復旧・復興に関する施策の推進〔政策10.防災政策の推進〕					
施策の概要	災害発生後の被災者の居住安定及び生活再建並びに被災地域の再建・復興を迅速かつ円滑に進めるため、大規模震災の復興対策のあり方の検討、地方公共団体に対する復旧・復興施策の普及・啓発、住家被害認定業務のあり方の検討、被災者生活再建支援制度に関する調査等の実施により、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上を図る。					
達成すべき目標	災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	55,044	48,962	42,956	45,540
		補正予算(b)	—	19,288	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	55,044	68,250		
執行額(千円)	38,630	55,443				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	都道府県職員を対象とした説明会の開催		施策の進捗状況(実績)	目標
			平成24年6月11日(月)開催	25年度
				開催

施策に関する評価結果	目標の達成状況	住家の被害認定業務及び被災者生活再建支援法等に係る説明会を平成24年6月11日(月)に開催
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>住家の被害認定業務及び被災者生活再建支援法等に係る説明会を平成24年6月11日(月)に開催し、都道府県職員に対し、被災者生活再建支援法及び災害に係る住家の被害認定等についての理解促進を図った。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>地方公共団体等の対応力の向上のためには、最新の動向を踏まえた、災害復旧・復興施策に関する認識の共有並びに被災者生活再建支援制度及び住家の被害認定業務に関する知識を、都道府県の職員が習得することが求められる。このため、平成24年度においては、東日本大震災の経験を踏まえた制度の周知を含む説明会を、全都道府県の担当職員を対象に開催してその促進を図ったところである。さらに、東日本大震災に際して取られた被害認定の迅速化のための措置について、改めて検討したところである。</p> <p>引き続き、災害発生後の被災者の居住安定及び生活再建等を迅速かつ円滑に進めるため、東日本大震災を踏まえて住家被害認定業務のあり方の検討、被災者生活再建支援制度に関する調査等を実施し、併せて全都道府県の担当職員を対象とした説明会を継続的に開催することにより、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上を図ってまいりたい。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(被災者行政担当) 小森 雅一	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------	--------	-----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-36(政策10-施策④))

施策名	防災行政の総合的推進(防災基本計画)[政策10.防災政策の推進]					
施策の概要	防災基本計画は、災害対策基本法に基づき中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画であり、我が国の災害対策の根幹をなすものである。 本施策は、近年発生した災害の状況等を踏まえ、防災上の重要課題を把握し、防災基本計画に的確に反映させるとともに、その措置状況をフォローアップすることによって、重要課題が常に的確に反映された計画を確保し、もって防災行政の総合的推進を図るものである。					
達成すべき目標	災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—	51,839千円の内数
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(千円)	—	—				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

	基準値	実績値					目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
防災基本計画への防災上の重要課題の的確な反映	—	—	—	—	—	重要課題が的確に反映された計画の確保	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	重要課題が的確に反映された計画の確保	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	達成できた。(重要課題が的確に反映された計画の確保)
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>災害対策基本法の改正、「防災対策推進検討会議」最終報告、原子力規制委員会設置法の成立等を踏まえた防災基本計画の修正を平成24年9月の中央防災会議において行い、防災対策上の重要課題が防災基本計画へ反映された。 (主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する即応力の強化、被災者への対応改善等の大規模広域災害への対策強化 ・オンサイト対応(事故収束活動の体制・支援)、オフサイト対応(住民防護・被災者支援)等の原子力災害への対策強化 <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、東日本大震災を踏まえた災害対策法制の見直しの反映を含め、継続的に防災基本計画の修正を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	地震、災害応急対策、災害復興等の各分野の有識者が参画した中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告(平成24年7月)の内容を防災基本計画へ反映させた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(防災計画担当) 笹川 敬	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------	--------	------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-37(政策10-施策⑤))

施策名	地震対策等の推進[政策10. 防災政策の推進]					
施策の概要	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。					
達成すべき目標	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,414,355	1,131,908	1,160,409	1,069,449
		補正予算(b)	—	671,129	—	—
		繰越し等(c)	125,121	125,121		
		合計(a+b+c)	1,539,476	1,928,158		
執行額(千円)	1,112,042					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	大規模地震・津波対策の推進	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	—	—	—	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告の公表	南海トラフの巨大地震に関する被害想定公表	南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定及び首都直下地震対策大綱等の改正
年度ごとの目標値		—	—	—	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	南海トラフの巨大地震に関する被害想定公表		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、平成24年8月29日に人的被害・建物被害の想定結果を、平成25年3月18日に施設等の被害や経済的な被害の想定結果を公表した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>「南海トラフの巨大地震に関する被害想定公表」という目標について、実施計画の通り達成できた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて取りまとめる予定の最終報告に基づき、地震対策大綱等の策定を行う予定。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは15名の有識者により構成されており、平成24年4月20日から平成25年4月25日の間で合計16回開催している。
-----------------	--

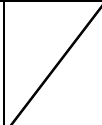
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ</p> <p>南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)(平成24年8月29日発表)</p> <p>南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)(平成25年3月18日発表)</p> <p>http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/index.html</p>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(調査・企画担当)藤山 秀章	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------	--------	-------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-38(政策11-施策①))

施策名	沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進〔政策11. 沖縄政策の推進〕					
施策の概要	沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策を推進する。					
達成すべき目標	沖縄の自主性の発揮に基づく、沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策の展開を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	157,455,674	161,311,457
		補正予算(b)	—	—	4,411,311	
		繰越し等(c)	—	—		
	合計(a+b+c)	—	—			
執行額(千円)	—	—				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(平成24年3月31日公布、平成24年4月1日施行) ・沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定) ・第180回国会野田内閣総理大臣施政方針演説					

沖縄振興一括交付金の移替え・交付		施策の進捗状況(実績)	目標
		平成24年度沖縄振興公共投資交付金815億円については、沖縄県からの事業計画に基づき平成24年4月以降5回にわたる配分決定により各省へ移替えた。また、平成24年度沖縄振興特別推進交付金803億円については、平成24年5月以降5次にわたる沖縄県からの交付申請に応じて交付した。	○年度

施策に関する評価結果	目標の達成状況	沖縄県が沖縄振興特別措置法に基づき作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき沖縄振興一括交付金を各省へ適時移替え、沖縄県からの交付申請に応じて交付したことから、沖縄の自主性の発揮に基づく施策の展開を図ることができた。なお、沖縄振興交付金事業計画に位置付けられた個別事業の成果目標の設定及び評価は沖縄県・市町村が行うことが前提となっていることから、沖縄県・市町村において当該評価を行う必要がある。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 沖縄県が作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき沖縄振興一括交付金を各省へ適時移替え、又は沖縄県からの交付申請に応じた交付金の交付により、沖縄県の自主性に基づく事業を実施することができた。 【今後の方向性】 平成25年度においても、引き続き沖縄県の自主性が発揮できるよう、沖縄県が沖縄振興特別措置法に基づき作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき交付等を行っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	第22回沖縄振興審議会(平成25年1月24日開催)において、主に沖縄県より、一括交付金の活用状況等の報告が行われた際、議論の中で、「…一括交付金が創設されたことによって、教育をはじめ、離島振興、観光振興におけるさまざまな課題の解決など、今までなかなか手がつけられなかった部分に取り組めるようになった」との発言があった。(開委員)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(沖縄政策担当) 沖縄振興局	作成責任者名	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当) 岡本 誠司 沖縄振興局特定事業担当課室長 原 典久	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------------------	--------	--	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-39(政策11-施策②))

施策名	沖縄振興計画の推進に関する調査〔政策11. 沖縄政策の推進〕					
施策の概要	沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現を目指した沖縄振興策の更なる効果的な推進を図るため、沖縄振興計画に基づきこれまで実施されてきた沖縄振興策に関する調査・分析を行うとともに、今後の沖縄振興の在り方の検討等を行う。					
達成すべき目標	地理的・社会的な特殊事情等から、依然として沖縄の経済は厳しい状況。沖縄振興策を調査審議する審議会等により活用されることで、産業の振興、雇用の創出、県土の均衡ある発展等の課題の解決や沖縄経済の発展に向けた振興策の更なる効果的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	8,200,000	6,700,411	190,305	250,984
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	-267089	231,125		
		合計(a+b+c)	7,932,911	6,931,536		
執行額(千円)	6,623,744	5,836,870				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(平成24年3月31日公布、平成24年4月1日施行) ・沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定) ・第180回国会野田内閣総理大臣施政方針演説 					

測定指標	今後の沖縄振興の在り方について検討を行うための審議会等で使用される利活用度	基準値	実績値				目標値
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	年度ごとの目標値	—	—	—	63% <small>(21年度調査分)</small>	100% <small>(21,22年度調査分)</small>	100% <small>(21,22,23年度調査分)</small>

施策に関する評価結果	目標の達成状況	沖縄振興特別措置法の改正(平成24年4月)、第21・22回沖縄振興審議会(同年5月・9月)や沖縄振興基本方針(同24年5月)等に調査結果を活用することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>沖縄振興特別措置法の改正、沖縄振興審議会の開催、沖縄振興基本方針の策定等に的確に活用した。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、本調査を活用することで沖縄振興策を効果的に推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	「政府におかれましては、今後とも沖縄経済の真の自立と持続的発展に向け、積極的に取り組んでいただくよう、どうぞよろしくお願いいたします。」(平成24年5月10日 第21回沖縄振興審議会 伊藤元重会長(東京大学大学院経済学研究科教授))
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(沖縄政策担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 岡本 誠司 参事官(産業振興担当) 植田 拓郎	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------------	--------	--	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-40(政策11-施策③))

施策名	沖縄における社会資本等の整備〔政策11. 沖縄政策の推進〕					
施策の概要	産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設、医療施設の整備及び災害に強い県土づくりなど、社会資本整備を中心とした沖縄振興開発事業を実施。					
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	125,390,683	94,437,524	44,897,383	44,594,246
		補正予算(b)	8,990,000	—	14,182,345	
		繰越し等(c)	△ 20,990,191	12,531,908		
		合計(a+b+c)	113,390,492	106,969,432		
執行額(千円)	111,187,366	103,233,825				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	地域森林計画書に記載された治山事業の数量のうち、着手済の地区数	基準値	実績値					目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		40地区	66地区	79地区	79地区	88地区	集計中	—
		年度ごとの目標値		—	—	—	88地区	100地区
	津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(海岸整備率)(河川・港湾)	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		55.30%	57.4%	58.3%	59.0%	59.6%	60.3%	—
		年度ごとの目標値		—	—	—	59.5%	—
	公営住宅整備戸数	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		31,900戸	33,726戸	34,100戸	34,669戸	35,008戸	35,612戸	—
		年度ごとの目標値		—	—	—	34,700戸	—
	下水道処理人口普及率	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		60.9%	65.3%	66.0%	66.5%	67.1%	集計中	—
		年度ごとの目標値		—	—	—	70.0%	—
	配水池標準有効容量の達成率	基準値	実績値					目標値
		13年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		38.9%	67.2%	69.0%	70.7%	70.9%	70.9%	—
		年度ごとの目標値		—	—	—	—	—
一般廃棄物のリサイクル率	基準値	実績値					目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	33年度	
	12.7%	12.3%	13.7%	12.7%	15.4%	集計中	22%	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
一般廃棄物の最終処分率	基準値	実績値					目標値	
	13年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—	
	26.0%	8.94%	8.19%	7.42%	6.11%	集計中	—	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
一人当たり公園整備面積	基準値	実績値					目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	33年度	
	10.6㎡/人	10.3㎡/人	10.7㎡/人	10.6㎡/人	10.7㎡/人	集計中	15㎡/人	
	年度ごとの目標値		—	—	—	14.0㎡/人	—	

農地にかんがい施設が整備された面積の割合	基準値	実績値					目標値
	16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
	33.0%	38.6%	40.2%	41.3%	42.8%	集計中	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	49.0%	—	—
造林面積	基準値	実績値					目標値
	16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
	1,512ha	1,499ha	1,260ha	1,388ha	1,202ha	集計中	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	1,660ha	—	—
漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	基準値	実績値					目標値
	16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
	44%	59%	61%	62%	64%	集計中	70%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	60%	—	—
公立学校施設の耐震化率	基準値	実績値					目標値
	14年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
	48.4%	69.1%	71%	73.9%	76.8%	78%	100%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
10万人対医師数(全国比)	基準値	実績値					目標値
	13年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
	92.8%	102.6%	—	104.0%	—	集計中	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	沖縄の社会資本等の整備について、各整備分野における指標は、前年度に比べおおむね順調に伸びており、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に着実に寄与している。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>沖縄の社会資本等の整備を、各整備分野においておおむね順調に行うことができた。</p> <p>なお、平成25年度の事後評価における測定指標については、新たな沖縄振興計画(平成24年度策定)を推進するための活動計画として平成24年9月に沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン実施計画」を踏まえ変更しているところ。そのため、目標値が設定されていない測定指標もある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設など沖縄における社会資本等の整備は、沖縄の豊かな住民生活の実現のために必要であることから、沖縄振興基本方針及び沖縄振興計画に示される沖縄の将来像に沿って実施していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	沖縄振興局	作成責任者名	総務課長 山根英一郎	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------	--------	------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-41(政策11-施策④))

施策名	沖縄の特殊事情に伴う特別対策〔政策11. 沖縄政策の推進〕					
施策の概要	沖縄の置かれた自然的・歴史的・社会的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施。					
達成すべき目標	沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,050,470	1,460,073	14,460,062	13,878,805
		補正予算(b)	—	—	5,341,727	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	2,050,470	1,460,073		
執行額(千円)	833,369	99,619				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	最新の研究設備に加え、沖縄の美(ちゅ)ら海に面した素晴らしい雰囲気の中で、世界中から卓越した教授陣と優秀な学生たちが集まりつつあります。沖縄の地に、世界一のイノベーション拠点を創り上げます。 (平成25年2月28日 第183回国会安倍内閣総理大臣施政方針演説)					

測定指標	市町村に対するアドバイザー派遣件数	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	〇年度
		3件	6件	2件	2件	2件	3件	
	年度ごとの目標値		要望がある市町村すべてへの派遣	要望がある市町村すべてへの派遣	要望がある市町村すべてへの派遣	要望がある市町村すべてへの派遣	要望がある市町村すべてへの派遣	
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(低金利による資金供給)	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		87.7%	—	—	87.7%	89.2%	91.7%	70.0%
	年度ごとの目標値		—	—	70%	70%	70%	
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給)	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		77.3%	—	—	77.3%	79.1%	79.2%	70%
	年度ごとの目標値		—	—	70%	70%	70%	
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(固定金利による長期資金の供給)	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		75.9%	—	—	75.9%	77.3%	77.1%	70.0%
年度ごとの目標値		—	—	70%	70%	70%		
沖縄科学技術大学院大学論文発表数	基準値	実績値					目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—	
	145件	—	—	—	145件	134件	—	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
沖縄科学技術大学院大学国際ワークショップ、セミナー開催数	基準値	実績値					目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—	
	109回	—	—	—	109回	201回	—	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
沖縄科学技術大学院大学の県内企業との連携事業数	基準値	実績値					目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—	
	3件	—	—	—	3件	7件	—	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
地域医療施設とリハビリ関係施設の整備	基準値	実績値					目標値	
	一年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	—	—	用地購入等	基本設計	実施設計、道路工事	敷地造成工事、施設工事、道路工事等	完成予定	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

	<p>目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣要望のあった全ての市町村にアドバイザーの派遣を実施した。 ・沖縄振興開発金融公庫については、長期・低利資金を安定的に供給するという政策金融機関としての役割について、一定の評価を得たところであり、沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造に着実に寄与している。 ・沖縄科学技術大学院大学については、各分野における指標は前年度の実績値に比べ、おおむね順調に伸びており、沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造に着実に寄与している。
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家(アドバイザー、プロジェクト・マネージャー)を派遣し、関係市町村(宜野湾市、読谷村、本部町)に対し、アドバイス等を行うことで、跡地利用計画策定のための調査が実施される等、跡地関係市町村等が行う返還跡地利用計画策定等の推進が図られるとともに、跡地利用の取組が進むなど、跡地利用の推進に有効なものとなっている。(キャンプ瑞慶覧跡地利用計画(宜野湾市)、牧港補給地区跡地利用計画基本計画(浦添市)、楚辺通信所跡地地区計画(読谷村)、第2次読谷補助飛行場跡地村民センター地区跡地利用基本計画(読谷村)、読谷補助飛行場跡地赤犬子・展望広場及びロードパーク基本計画(読谷村)を策定。) ・沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における唯一の政策金融機関として、沖縄の自立型経済と県民生活の安定を図るため、長期・低利資金を安定的に供給することができたことから、アンケート調査の結果、「景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給」、「固定金利による長期資金の供給」といった、民間金融機関では対応が困難な分野について一定の評価を得た。 ・沖縄科学技術大学院大学については、論文の発表件数はやや下回ったものの、国際ワークショップ、セミナー開催数や県内企業との連携事業数は前年の実績値を大きく上回ることができた。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策金融機関として、沖縄の自立型経済の構築と県民生活の安定を図るため、今後も長期・低利資金を安定的に供給することによって役割を円滑に果たしていく。 ・沖縄科学技術大学院大学については、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うことにより、沖縄の振興と自立的発展、世界の科学技術の向上に資することを目的としており、今後とも国際的に卓越した科学技術に関する教育研究やその環境の整備を推進することにより、本大学院大学がイノベーションの国際的拠点に成長するよう、緊密に連携していく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>「沖縄科学技術大学院大学学園に関する有識者懇談会」</p>
------------------------	----------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成24年度政策金融評価報告書(沖縄振興開発金融公庫作成) 参考URL: http://www.okinawakouko.go.jp/about/pdf/ac04/24seisakukinyu.pdf(P8参照)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>沖縄振興局 政策統括官(沖縄政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(調査金融担当) 山田 康博 総務課事業振興室長 橋本 敬史 参事官(政策調整担当) 中 素明</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
--------------	---------------------------------	---------------	---	-----------------	----------------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-42(政策11-施策⑤))

施策名	沖縄の戦後処理対策[政策11. 沖縄政策の推進]					
施策の概要	先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や土地の位置境界明確化事業等の推進を図る。					
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	855,729	1,658,458	2,479,855	2,615,328
		補正予算(b)	—	—	△ 4,044	
		繰越し等(c)	66,186	△ 58,204		
		合計(a+b+c)	921,915	1,600,254		
執行額(千円)	833,369	1,533,403				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		2箇所	2箇所	3箇所	2箇所	1箇所	0箇所	4箇所
		年度ごとの目標値		15箇所	15箇所	5箇所	5箇所	5箇所
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		5地区	5地区	5地区	3地区	2地区	2地区	2地区
		年度ごとの目標値		5地区	5地区	2地区	2地区	2地区
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		11箇所	17箇所	27箇所	29箇所	35箇所	38箇所	7箇所
		年度ごとの目標値		6箇所	5箇所	7箇所	9箇所	14箇所
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
			-	-	-	0件	0件	0件
		年度ごとの目標値		-	-	-	0件	0件
	対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年度の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合)	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
			-	-	-	100%	100%	100%
		年度ごとの目標値		-	-	-	100%	100%
対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数	基準値	実績値					目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
		-	-	-	116回	122回	100回	
	年度ごとの目標値		-	-	-	100回	100回	
対馬丸平和祈念事業の語り部に係るアンケート調査において有益とする者の割合	基準値	実績値					目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
		-	-	-	99.3%	99.5%	90%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%	90%	
沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)	基準値	実績値					目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	79,970件	38,341件	74,131件	71,085件	55,892件	68,563件	80,000件	
	年度ごとの目標値		90,000件	90,000件	90,000件	90,000件	80,000件	
沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)	基準値	実績値					目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	323人	287人	209人	245人	237人	265人	320人	
	年度ごとの目標値		320人	320人	320人	320人	320人	

位置境界明確化事業の実施状況 (認証面積率)	基準値	実績値					目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	99.6901%	99.6930%	99.6938%	99.6938%	99.6938%	99.6938%	前年度比増
年度ごとの目標値	認証面積率の上昇(対前年度比)					前年度比増	
所有者不明土地の全筆確定状況 (基礎調査実施率)	基準値	実績値					目標値
	24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
	100%	—	—	—	—	100%	—
年度ごとの目標値						100%	
所有者不明土地問題解決に向けた課題の抽出のためのサンプル調査実施状況(サンプル抽出地の調査実施率)	基準値	実績値					目標値
	24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	100%	—	—	—	—	100%	650筆
年度ごとの目標値						100%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄不発弾等対策事業・対馬丸関連事業については、おおむね目標以上の実績をあげることができた。 ・沖縄戦関係資料閲覧室事業については、対前年度比で利用者数などを伸ばすことができたが、目標値には及ばなかった。 ・位置境界明確化事業については、慎重に事業の進捗を図ったが、認証面積を伸ばすことができなかった。 ・所有者不明土地の調査については、所有者不明土地を全筆確定する等、目標を達成した。 ・これらを通じて、沖縄の自立的発展及び豊かな住民生活の実現に着実に寄与している。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄不発弾等対策事業のうち、100㎡超の面積を面的に探査する「広域探査発掘加速化事業」、市町村単独で行う公共事業における探査発掘を支援する「市町村支援事業」、発見された不発弾等の安全化処理に必要な土嚢・防護壁の設置等を行う「特定処理事業」については、予算規模を拡大し、着実に事業を実施し、目標を達成することができた。一方、過去の目撃情報に基づき点的な探査発掘を行う「不発弾等処理事業」については、住民の高齢化等により有力な埋没情報が得られず事業実施に至らなかった。 ・沖縄戦関係資料閲覧室事業のうち、来室者数については、主な利用者である遺族、学校関係者や研究者等の利用が伸び悩んだが、前年度と比較してわずかながら増加し、ホームページ利用者数についても伸ばすことができた。 ・位置境界明確化事業については、既に99%が解決済みであり、また、関係地権者間の合意形成が困難な案件が残されているため、認証まで行うことはできなかったが、24年度において1ブロックで地権者間の合意が得られ、地図・簿冊の閲覧手続きを終えたことから、来年度、国土調査法に準じた認証を行う予定であるなど、慎重に事業の進捗を図っている。 ・所有者不明土地に係る調査のうち、基礎調査では、登記所備付の「改製不適合物件」と沖縄県及び市町村の「所有者不明土地管理台帳」を相互に突合して所有者不明土地の筆数を確認した。また、所有者不明土地問題の解決に向けた課題を整理するため、測量等調査及び真の所有者探索をそれぞれ120筆をサンプルとして抽出して実施した。測量等調査では、所有者不明土地の現況確認、面積測量、写真撮影を行うなどして対象地の位置及び現況を把握するとともに、当該地に看板を設置して周知した。また、真の所有者探索では、隣接地主や地域の古老・地元精通者から所有者不明土地に関する情報収集を行い、14筆で真の所有者とみられる有力な情報を得た。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄では今なお多くの不発弾等が埋没していることから、「広域探査発掘加速化事業」や「市町村支援事業」、「特定処理事業」を着実に実施するとともに、24年度から試行的に開始した民間工事における不発弾等探査を促進するための「住宅等開発磁気探査支援事業」の普及を図るなど、今後とも不発弾等対策を推進していく。 ・多くの尊い命が失われた沖縄戦について一般の理解に資するため、収集した資料等を閲覧室での利用に供するとともにホームページ上での公文書の公開を引き続き推進していく。 ・土地の位置境界が明らかではない地域については、平成22・23年度に実施したアンケート調査結果に基づき、地権者の意向も踏まえながら、引き続き明確化事業を推進していく。 ・所有者不明土地問題の解決に向け、調査筆数を増加させ引き続き調査を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	ホームページ利用件数：ウェブアクセスログ数を集計するツールにより測定。
---------------------------	-------------------------------------

担当部局名	沖縄振興局	作成責任者名	参事官(調査金融担当) 山田 康博 調査官(特定事業担当) 原典久	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------	--------	--	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-43(政策12-施策①))

施策名	子ども・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者ビジョン)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)」に基づく大綱として、施策の基本的な方針等を定めた「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)が策定されたことを受け、その総合的な推進を図る。					
達成すべき目標	子ども・若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子ども・若者の育成支援に取り組む社会の実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	/	
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(千円)	—	—	/			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	「子ども・若者ビジョン」に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	実績値				目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	年度ごとの目標値	/	—	—	施策の進捗状況の確認		/

施策に関する評価結果	目標の達成状況	有識者で構成される子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催、子ども・若者育成支援推進法第6条に基づく年次国会報告(子ども・若者白書)の取りまとめにより、施策の進捗状況の確認を行った。
	目標期間終了時点の総括	【今後の方向性】引き続き、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催により、大綱(「子ども・若者ビジョン」)に基づく施策の実施状況を点検・評価するとともに、年次国会報告(「子ども・若者白書」)を取りまとめることにより、施策の進捗状況を検証しつつ、施策の推進を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○子ども・若者育成支援推進点検・評価会議 http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/index.html ○子ども・若者白書
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年企画担当) 加藤 弘樹	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	--------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-44(政策12-施策②))

施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」(平成24年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画(第2次)に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。					
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を読覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が整備される。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	-	-		
執行額(千円)	-	-				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
	〇年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	〇年度
		-	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	
年度ごとの目標値		-	施策の進捗状況の確認(インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○平成23年度における施策の進捗状況について、平成24年4月に開催された「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」第14回会合において、関係省庁から施策の進捗状況が報告され、その進捗状況の結果を取りまとめた。</p> <p>○同第14回検討会では、基本計画の見直しに向けた検討会を開始し、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の見直しに係る提言を行った。</p> <p>○平成24年7月6日、子ども・若者育成支援推進本部(第4回)において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号)に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」を決定した。</p> <p>○平成24年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を平成24年11月に実施し、平成25年1月に実施された第16回検討会に速報版として報告した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>基本計画(第2次)に盛り込まれた施策の進捗状況についてのフォローアップを着実に実施した。なお、施策の実施に当たっては、引き続き、関係省庁間や民間団体等との更なる連携を図るほか、有識者からの意見などを踏まえつつ、適宜必要な業務改善に努める必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○平成24年度に係る施策状況のフォローアップを実施し、子ども・若者育成支援推進本部に報告する。</p> <p>○平成25年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を着実に実施する。</p> <p>○「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を継続的に開催し、有識者の意見を聴取し、環境整備に係る取組に対して業務改善等に活用する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書</p> <p>(http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h24/net-jittai/pdf-index.html)</p>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (青少年環境整備担当) 山本 和毅	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	-----------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-45(政策12-施策③))

施策名	子ども・子育て支援の総合的推進(子ども・子育てビジョン)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。 このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱(「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定))等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。					
達成すべき目標	大綱においては、平成26年までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)				
執行額(千円)						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	-
	年度ごとの目標値	施策の進捗状況の確認(少子化社会対策会議によるフォローアップ、白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>平成24年度に実施した施策等を記述した平成25年版少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)のとりまとめを進めているところ。</p> <p>また、平成24年度に「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」を実施し、子ども・子育てビジョンの国の取組の中で、行っていると思う(「行っていると思う」と「やや行っていると思う」の計)という回答が相対的に多かったのは「子どもの健康と安全を守る取組」(24.4%)、「子どもの学びを支援する取組」(21.7%)、「小児医療体制を確保する取組」(18.1%)であった。一方、子ども・子育てビジョンの国の取組の中で、行っていないと思う(「行っていないと思う」と「あまり行っていないと思う」の計)という回答が相対的に多かったのは「若者の自立した生活と就労に向けた支援に取組」(55.2%)、「男性の子育てへの関わりを促進する取組」(52.0%)、「長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る取組」(51.3%)であった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>大綱に基づき、引き続き施策を推進する必要がある。また、平成25年度において、利用者の視点に立った施策の検証等を行うためのインターネットアンケート調査を行う。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○平成24年度に実施した施策等を記載した平成25年版少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)をとりまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。</p> <p>○大綱の効果的な推進に向けて、利用者の視点に立った施策の検証等を行うため、平成24年度の調査結果を踏まえ、インターネットアンケート調査を実施した。この結果について検証を行い、今後の施策の推進のために活用する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	平成24年度に実施した「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」については、有識者からのヒアリングを行い、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。さらに同年度末には「少子化危機突破タスクフォース」を設置し有識者からのヒアリング等を開始した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	少子化の状況及び少子化の対処の概況(白書)、「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (少子化対策担当) 原口 剛	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------------------	--------	--------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-46(政策12-施策④))

施策名	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	子ども・子育て支援、子ども若者育成支援に関する施策について、必要な調査研究を実施し、情報の収集、分析を行い、その結果をホームページ等での提供を行う。また、啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図ることに等により国民の理解促進を図る。					
達成すべき目標	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	501,687	395,632	325,815	361,011
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	501,687	395,632		
	執行額(千円)	329,106	288,016			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		70.3%	—	—	69.2%	70.3%	67.2%	対前年度比増
		年度ごとの目標値	—	—	85%以上	75%	対前年度比増	—
	青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		38.1%	—	—	38.1%	36.5%	33.1%	40.0%
		年度ごとの目標値	—	—	40.0%	40.0%	40.0%	—
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準値	実績値					目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
活用状況等を確認		—	—	—	—	活用状況等を確認	活用状況等を確認	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(子ども・子育て支援) ○子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合は、目標値を下回った(前回調査70.3%)。年代別にみると子育て当事者の30代、40代や60代、70代の関心は高かったが、20代や50代の割合が低かった。</p> <p>(子ども・若者育成支援) ○青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合が、目標値を下回った。また、前年度の実績値からは3.4%下回った。</p> <p>○調査研究結果については、子ども・若者白書への掲載、有識者会議における検討材料等に活用され、施策の推進に資することとなった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>(子ども・子育て支援) 大綱(子ども・子育てビジョン)に基づき、社会全体で子育てを支援することの重要性についての理解促進を図ってきているが、引き続き多くの国民の理解を得られるよう情報提供を行う必要がある。その際には、若年層や中高年層に対する啓発等を積極的に実施する必要がある。</p> <p>(子ども・若者育成支援) 青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合が、目標値を下回ってしまったため、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るための啓発事業や子ども・若者育成支援に携わる関係者への研修事業の一層の充実に努める必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>(子ども・子育て支援) ○ホームページは有効な情報提供手段であり、引き続き、積極的な情報発信を行うとともに、内容全体についても適宜必要な改善を行い、アクセス件数の増加を図る。</p> <p>○国民の意識・要望等を把握するための調査研究は重要であり、結果を分析するとともに、ホームページやマスコミへの情報提供をより効果的に実施することにより、広く一般に周知を図る。</p> <p>○理解促進事業については、開催場所・団体等との連携強化・マスコミ報道等、効果のより大きい事業内容に改善し実施することにより、さらなる国民の理解の促進を図っていく。(子ども・若者育成支援)</p> <p>○啓発事業として、関係省庁、地方公共団体、民間団体の参加・協力を得て、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)を実施し、子ども・若者育成支援活動に関する国民の更なる理解促進を図る。</p> <p>○調査研究結果については、引き続きホームページへの掲載、マスコミへの情報提供を通じて広く周知を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	○子ども・子育てに関する調査研究については、有識者による専門調査会や研究会を開催し、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	子育てしやすい環境づくりについて関心がある人の割合及び青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合：インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査：全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(少子化対策担当)原口 剛 参事官(青少年企画担当)加藤 弘樹 参事官(青少年支援担当)加藤 弘樹 参事官(青少年環境整備担当)山本 和毅	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	---	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-47(政策12-施策⑤))

施策名	食育の総合的推進(食育推進基本計画)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案					
達成すべき目標	第2次食育推進基本計画においては、平成27年度末までの達成を目指す数値目標を盛り込んでおり、今後、この数値目標達成を目指して施策を着実に推進していく。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	-	-		
執行額(千円)	-	-				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	第2次食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値				目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	-	-	-	-	-	施策の推進状況の確認(結果については後述)	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	施策の進捗状況の確認(食育白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	食育白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認を行った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 第2次食育推進基本計画に基づき、引き続き国民の意識を把握しながら食育を推進する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 ○平成24年度に実施した施策等を記載した平成25年版食育白書を取りまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。 ○食育に関する意識調査を引き続き実施し、調査結果をわかりやすくまとめ、食育白書に掲載する。 ○食育推進評価専門委員会を開催し、施策の進捗状況のフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。(平成25年度:委員会4回開催予定)</p> <p>http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>食育に関する意識調査(平成25年3月内閣府調査) (http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html) 今後掲載予定</p> <p>食育白書 (http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/index.html) 今後掲載予定</p>
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎 房長	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-48(政策12-施策⑥))

施策名	食育に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	食育基本法及び第2次食育推進基本計画に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する。					
達成すべき目標	食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	53,850	45,213	40,800	37,716
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	53,850	45,213	—	—
執行額(千円)	45,213	43,402	—	—		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	食育に関心を持っている国民の割合	基準値	実績値					目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
	70%	72.2%	71.7%	70.5%	72.3%	74.2%	90%以上	
年度ごとの目標値		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標値が達成できていない。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標としている。</p> <p>平成17年度に70%となっていた割合を27年度までに90%以上とすることを目指しているが、ほぼ横ばいの状態が続いており、特に男性及び高齢者が食育への関心が低い傾向にあることから、今後とも、国民の理解や関心を深める取組を推進する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○平成23年3月に策定した「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23～27年度)において、男性や高齢者への食育推進が新たに盛り込まれていることから、食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように情報提供する等適切な施策を推進する必要がある。</p> <p>○6月の食育月間において、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。</p>

学識経験者を有する者の知見の活用	<p>学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23～27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。(平成25年度:委員会4回開催予定)</p> <p>http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html</p>
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>食育に関する意識調査(平成25年3月内閣府調査)</p> <p>(http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html) 今後掲載予定</p>
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎 房長	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-49(政策12-施策⑦))

施策名	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)では、国が推進すべき施策分野として「就業・年金等分野」、「健康・介護・医療等分野」、「社会参加・学習等分野」、「生活環境等分野」、「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進」及び「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築」の6分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して高齢社会対策を総合的に推進するため、「高齢社会白書」の発行および意識調査等を実施する。					
達成すべき目標	施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	-	-		
執行額(千円)	-	-				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
		〇年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
	年度ごとの目標値		施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度に実施した施策等を記述した平成25年版高齢社会白書のとりまとめを進めているところ。また、平成24年3月に取りまとめられた「高齢社会対策の基本的在り方に関する検討会」の報告書を踏まえ、平成24年9月、高齢社会対策会議における案の作成を経て、高齢社会対策大綱が閣議決定された。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 高齢社会対策大綱に基づき、引き続き国民の意識を把握しながら高齢社会対策を推進する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 ○平成24年度に実施した施策等を記載した平成25年版高齢社会白書をとりまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。 ○各種調査を継続的に実施し、調査結果をわかりやすくまとめ、高齢社会白書に掲載する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	高齢社会白書 http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(高齢化対策担当) 原口 剛	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	-------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-50(政策12-施策⑧))

施策名	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業を実施する。					
達成すべき目標	国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮できるような全世代で支え合える社会の確立に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	78,852	52,955	46,260	42,989
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	78,852	52,955	—	—
執行額(千円)	84,188	45,041	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	社会参加したいと思う高齢者の割合	基準値	実績値				目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	72.30%	—	—	72.30%	73.80%	69.20%	-
	年度ごとの目標値	—	—	—	70.0%以上	前年度以上	前年度以上

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「社会参加したいと思う高齢者の割合」(「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計)は目標値とした前年度数値を4.6ポイント下回った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 今回の調査では目標値を下回る結果となった。</p> <p>【今後の方向性】 ・高齢社会フォーラムについては、参加者から一定の評価をいただいているところであるが、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする団塊の世代に対し、有益になるような事業となるよう、プログラムの内容等の検討を進める。 ・エイジレス・ライフを実践している事例及びグループで就労や地域社会活動などの社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介しており、高齢期における生き方の参考にしていただけるよう、引き続き事例紹介を実施していく。引き続き、HP上で紹介する。 ・各種調査を継続的に実施し、調査結果については、基礎資料として政策の企画立案や白書の作成に活用するとともに、ホームページやマスコミを通じて広く一般に周知を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	調査の実施にあたっては、企画分析委員会を開催し、有識者等から意見を聴取し知見を活用しながら調査を行った。エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の選考について、選考委員会を開催し、有識者等から意見を聴取し知見を活用しながら選考を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	社会参加したいと思う高齢者の割合：インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査：全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(高齢化対策担当) 原口 剛	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-51(政策12-施策⑨))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。					
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	11,202	7,411	6,385	5,174
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	11,202	7,411	—	—
執行額(千円)	4,780	2,539	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	バリアフリーの認知度	基準値	実績値					目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	93.8%	—	91.4%	94.3%	92.9%	92.6%	100%	
	年度ごとの目標値	—	100%	100%	100%	100%	100%	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標値が達成できていない。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標達成状況の検証】 国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度の増加を目標としている。 性別・年代別に見ても、どの層でも認知度は90%を超えており、「バリアフリー」という言葉の浸透度は、ほぼ達成できていると考えられるが、引き続き啓発・広報活動を推進する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 ○すべての国民がバリアフリーを認知することは重要であることから、今後も引き続き認知度100%を目指していく必要がある。 ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰することにより今後の活動を支援するとともに、表彰を通じてバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く普及させることを促進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する有識者で構成するバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会において意見を聴取し、選考を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	バリアフリーの認知度: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査: 全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(総合調整第2担当) 山崎 房長	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	---------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-52(政策12-施策⑩))

施策名	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき策定された「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」及び「国際協力」の8分野を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関を始めとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
達成すべき目標	障害者基本計画に定められた個別施策分野等について計画の最終年度である24年度末までに内容を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	/	
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(千円)	—	—	/			
特になし						

測定指標	障害者施策の推進状況の検証及び効果的施策の立案(主に障害者基本計画の下の「重点施策実施5か年計画」の数値目標など)	基準値	実績値					目標値
		14年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	計画決定	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	—	
	年度ごとの目標値	各分野別施策のフォローアップを着実に推進						
	障害者施策の推進状況の検証及び効果的施策の立案(主に障害者基本計画に記載された様々な課題への対応)							
測定指標	障害者施策の推進状況の検証及び効果的施策の立案(主に障害者基本計画に記載された様々な課題への対応)	基準値	実績値					目標値
		14年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	計画決定	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	—	
	年度ごとの目標値	各分野別施策のフォローアップを着実に推進						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度においては、障害者基本計画に盛り込まれた施策の23年度の推進状況についてフォローアップ作業を各省庁と連携して行い、平成25年3月に取りまとめ、公表した。ほとんどの事項について着実な推進状況と言え、障害者基本法及びこれに基づく障害者基本計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)等に基づき、「共生社会」の実現に向けた施策の着実な推進が図られた。また、障害者施策における課題と対応については、障害者施策の在り方に関し、意見聴取の過程で指摘された課題(198項目)について、新たな「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)等に基づき、着実に対応された。さらに、推進状況等を記載した障害者白書を取りまとめた。一方、平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもとで障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、精力的な障害者制度改革への検討が行われ、その「意見」を踏まえ23年7月に障害者基本法が改正されるなどの成果があった。なお、平成24年7月以降開催された障害者政策委員会において、当該基本計画を踏まえ、検討が行われ、新しい基本計画についての意見がまとめられ、その提出があった。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画の着実な推進等がみられている。 【今後の方向性】 今後は、平成24年度最終フォローアップを着実に実施し、把握に努めるとともに、障害者施策全般への情報提供、新基本計画のフォローアップ等に活用する予定。

学識経験を有する者の知見の活用	障害者政策委員会において、当該基本計画及び新基本計画について討議が行われ、新基本計画についての意見が出された。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各省庁から提出された資料、データ。障がい者制度改革推進会議及び障害者政策委員会における配布資料。(障害者基本計画のフォローアップは、 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#keiakunew 。)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(障害者施策担当) 難波吉雄	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	-------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-53(政策12-施策①))

施策名	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	障害者基本計画の後期重点施策5か年計画においては、障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて障害者への配慮等について国民の協力を得るため、「共生社会」の周知度の目標として平成24年度までに世代全体の50%以上、若者(20代)の50%以上を目指し、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することとしており、障害者基本法を踏まえ策定された「障害者週間の実施について」(平成16年12月1日障害者施策推進本部決定)に基づき、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加の意識の高揚を図るため、毎年12月3日から9日までの1週間で「障害者週間」とし、前後の期間を含め、全国で、官民にわたって多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施する。障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現は、重要な課題となっている。					
達成すべき目標	障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、共生社会の考え方の国民への周知を図ること。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	67,145	93,881	47,066	92,639
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	67,145	93,881	—	—
執行額(千円)	104,120	72,024	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	「共生社会」の認知度(世代全体)	基準値	実績値				目標値	
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		40.2%(内閣府世論調査)	—	22.2%(言葉だけ知る41.7%)(障害を理由とする差別意識調査)	48.9%(インターネットによる意識調査)	50.9%(インターネットによる意識調査)	40.9%(内閣府世論調査)	50%以上
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
	「共生社会」の認知度(若者世代)	基準値	実績値				目標値	
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		26.7%(内閣府世論調査)	—	19.3%(言葉だけ知る40.0%)(障害を理由とする差別意識調査)	34.1%(インターネットによる意識調査)	37.5%(インターネットによる意識調査)	34.8%(内閣府世論調査)	50%以上
		—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	インターネットによる意識調査(「共生社会政策に関する意識調査」)(平成23年度)によると、全体で共生社会という言葉を知っている(22.2%)、「どちらかといえば知っている(28.7%)」を合せて50.9%となり、達成といえた(若者(20歳代)は、「知っている(15.3%)」、「どちらかといえば知っている(22.2%)」で合せて37.5%となっていた。)。しかし基準値となった数値が平成18年度の内閣府政府広報室の世論調査であることから平成24年7月に同世論調査を実施したが、全体で40.9%、20歳代で34.8%と50%には至らなかった。しかし、18年度に比して特に20歳代で大きく増加した。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 目標としていた「共生社会」認知度は、上記インターネットによる意識調査(「共生社会政策に関する意識調査」)では、「どちらかといえば知っている」を合すると「世代全体」が50%程度、60代以上では6割を超えた。ただし、若者世代は、増加傾向にはあるが、約4割となっている。 基準値は内閣府世論調査となっており、平成24年度と同調査では、いずれも50%に至らなかった。しかし、20歳代では大きく伸びており、また「言葉だけは聞いたことがある」を加えれば、全体では約65%、20歳代でも60%を超えており、「共生社会」の周知度はある程度高まったといえる。 【今後の方向性】 今後とも広報・啓発に努め、新基本計画の下、一層周知度を高めることを目指す予定。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)、障害者に関する世論調査(H24.7月実施:内閣府政府広報室)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(障害者施策担当) 難波吉雄	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	-------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-54(政策12-施策⑫))

施策名	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。					
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	-	-		
執行額(千円)	-	-				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	福島みずほ内閣府特命担当大臣年頭の談話		平成22年1月2日	平成30年を目標に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す		

測定指標	第9次交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
	-	-	-	-	※23年度に講じた施策は、24年白書の中で報告	※24年度に講じた施策は、25年白書の中で報告	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進	第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	第9次交通安全基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、5か年計画の2年目である平成24年には、同計画の道路交通の数値目標(平成27年までに24時間死者数3,000人以下、死傷者数70万人以下)に向けて、24時間死者数、死傷者数ともに前年比減少(▲252人、▲29,466人)となった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>交通事故の減少の主な要因としては、シートベルトの着用率の向上、事故直前の車両速度の低下、飲酒運転等悪質・危険性の高い事故の減少等であり、第9次交通安全基本計画で掲げた各種施策の取組の成果であると考えられる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成27年までに数値目標を達成するためには、さらなる減少に向けて、引き続き各種交通安全施策を強力に推進していく必要があるため、第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き、強力に推進していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	警察庁交通局交通企画課作成「平成24年中の交通事故の発生状況について」
---------------------------	-------------------------------------

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(交通安全対策担当) 山崎 房長	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	---------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-55(政策12-施策⑬))

施策名	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成24年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。					
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	261,283	180,817	154,068	143,560
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	261,283	180,817		
執行額(千円)	187,741	120,912				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	福島みずほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話		平成22年1月2日	平成30年を目標に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す		

測定指標	普段から交通安全を意識していると思う人の割合	基準値	実績値				目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		89%	-	-	-	90.1%	88.2%	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%	90%	
	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合	基準値	実績値				目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
90%		-	-	-	91.0%	88.7%	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	90%	90%		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「共生社会に関する意識調査結果」(H25. 3月実施:内閣府)によると、「普段から交通安全を意識していると思う人の割合」については88.2%、「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合」については88.7%であり、測定指標における当年度目標値(90%以上)を達成することができなかった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>上記の意識調査結果によると、測定指標における当年度目標値(90%以上)を達成することはできなかったものの、内閣府が実施している地域の交通安全リーダーを養成する広報啓発事業(高齢者安全運転推進協力者養成事業、参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業等)について、これらに参加した者を対象とした意識調査結果によれば、有益な事業内容である等の意見も多く、地域の交通安全意識の向上に一定の寄与をしているものと考えられる。</p> <p>また、交通事故死者数や負傷者数についてそれぞれ前年比で減少(▲252人、▲29,466人)していることから、本事業が、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策とあいまって、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられる。</p> <p>なお、平成24年度の交通安全対策関係予算は対前年度比約15%の減少となったが、事業実施に当たっては、その手法や効果等について検討し、事業の見直しを進めるとともに予算の効果的・効率的な執行に努めた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き強力で推進していくことにより、目標の達成に努める。</p> <p>なお、平成25年度の交通安全対策関係予算は対前年度比約7%の減少となったが、引き続き、予算の効果的・効率的な執行に努める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	普段から交通安全を意識していると思う人の割合及び自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査: 全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (交通安全対策担当) 山崎 房長	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-56(政策12-施策⑭))

施策名	犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	犯罪被害者等基本法及び平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画(計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間)に基づき、犯罪被害者等施策を総合的に推進する。					
達成すべき目標	犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	-	-		
執行額(千円)	-	-				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	犯罪被害者等施策の進捗状況の検証	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	-
	年度ごとの目標値		施策の進捗状況の確認(犯罪被害者等施策推進会議または基本計画推進専門委員会等会議におけるフォローアップ、犯罪被害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)					

施策に関する評価結果	目標の達成状況	第2次犯罪被害者等基本計画(計画期間:平成23~27年度)に基づき平成24年度に実施した施策等については、平成25年版犯罪被害者白書においてとりまとめを進めている。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成25年版犯罪被害者白書において、平成24年に行われた施策の進捗状況の確認をしているところである。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>第2次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策については、引き続き犯罪被害者白書のとりまとめ等を通じて、施策のフォローアップに努める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	犯罪被害者白書(http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/whitepaper/whitepaper.html)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	犯罪被害者等施策推進室参事官 池田暁子	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	---------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-57(政策12-施策⑮))

施策名	犯罪被害者等施策に関する広報啓発、連携推進等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	犯罪被害者等施策を効果的に実施し、また、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、連携推進等の事業を実施する。					
達成すべき目標	国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めるとともに、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運が醸成される。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	117,913	97,565	62,960	57,118
		補正予算(b)	—	—	△ 20	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	117,973	97,565		
執行額(千円)	64,316	46,711				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	—	—	41.3%	45.0%	41.0%	—
	年度ごとの目標値	—	—	60.0%	60.0%	100.0%	—	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	犯罪者支援に関心を持っている人の割合について、平成22年度からほぼ横ばいの状況が続いており、目標達成には至っていない。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>「共生社会に関する意識調査」によれば、犯罪被害者支援が自分自身に関わる問題だと思う者(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」)は40.9%、犯罪行為による直接的な被害のほかにも二次的被害があることを知っている者(「知っている」)は41.0%であり、測定指標は目標値に対して低調であるため、今後とも国民の理解や関心を深めるための取組を行っていく必要がある。</p> <p>ただし、本施策の目標は、国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めることである。このため、次年度以降の測定指標の算出に当たっては、設問を例えば「あなたは犯罪被害者等施策に関心がありますか?」「あなたは犯罪被害者等施策を知っていますか?」等に変更すべきと思われる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後とも「国民のつどい」等各種広報啓発事業等を通じて、国民の理解や関心を深める取組を一層強化する必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査: 全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	犯罪被害者等施策推進室参事官 池田暁子	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	---------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-58(政策12-施策⑩))

施策名	自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的に推進する。					
達成すべき目標	自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	/	
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(千円)	—	—	/			

○第183回国会 参・内閣委員会 森国務大臣所信(平成25年3月19日)
 自殺対策については、昨年の自殺者数が十五年ぶりに三万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあることを踏まえ、自殺総合対策大綱に基づき、いじめ、体罰等による児童・生徒の自殺を含めた若年層対策や自殺未遂者対策など、新しい課題に対応するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地域の実情に応じたきめ細かな対策を促進してまいります。

測定指標	自殺対策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
	年度ごとの目標値	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	自殺対策白書のとりまとめにより、自殺総合対策大綱に盛り込まれた各府省の施策が、着実に実施されていることが確認できた。 また、自殺対策推進会議、自殺対策を一層推進するための特命チーム及び民間団体ヒアリングにおいて有識者の意見を聴取し、自殺総合対策大綱の見直しを行うとともに、自殺対策の機動的推進のためのワーキングチームを設置することに、より一層の対策の推進を図ることができた。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 各種会議の開催、自殺対策白書のとりまとめ等による施策の進捗状況の確認、自殺総合対策大綱の見直し等により、自殺対策の総合的な推進を図ることができた。 【今後の方向性】 見直し後の大綱に基づき実効性のある施策を推進していくため、今後も、自殺対策白書のとりまとめにより、各府省における施策の進捗状況を確認するとともに、各種会議の開催により、関係省庁と連携をとりつつ、自殺対策を総合的に推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	○自殺対策推進会議(第16回:平成24年6月12日開催、第17回:8月10日開催)において、自殺総合対策大綱の見直し、自殺対策白書、自殺予防週間等について、各委員から意見をいただいた。 ○官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム(第5回:平成24年5月16日開催(以降24年6月末までに5回開催))において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体との協働を一層進めるため、民間団体から現場における現状と課題、今後の取組方針や行動計画、自殺総合対策大綱の見直しに向けた要望等についてヒアリングを行い、各構成員から意見をいただいた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(自殺対策担当)片山朗	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	----------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-59(政策12-施策⑰))

施策名	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	自殺対策を効果的に実施し、また、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、調査研究等の事業を実施する。					
達成すべき目標	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等を通じ、自殺総合対策の推進に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	97,561	211,044	211,067	213,773
		補正予算(b)	—	3,700,000	3,020,000	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	97,561	3,911,044		
執行額(千円)	112,740	3,879,783				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第183回国会 参・内閣委員会 森国務大臣所信(平成25年3月19日) 自殺対策については、昨年の自殺者数が十五年ぶりに三万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあることを踏まえ、自殺総合対策大綱に基づき、いじめ、体罰等による児童・生徒の自殺を含めた若年層対策や自殺未遂者対策など、新しい課題に対応するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地域の実情に応じたきめ細かな対策を促進してまいります。					

測定指標	自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		33.20%	—	—	33.20%	36.20%	34.20%	—
	年度ごとの目標値		—	—	40%以上	40%以上	40%以上	
	自殺統計分析の実施による自殺の実態把握	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
—		—	—	—	自殺統計分析の実施	自殺統計分析の実施	—	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	自殺統計分析の実施		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合については、平成24年度は34.20%であり、目標値(40%以上)を達成できなかった。なお、基準値(33.20%)より高い水準にある。 毎月及び年間の自殺の状況に関する統計を公表するとともに、自殺対策白書において、自殺統計の分析を実施することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年9月の自殺予防週間や平成25年3月の自殺対策強化月間を中心に、国民に対して自殺対策に関する啓発活動を実施したが、自殺対策が自分自身に関わる身近な問題であるということについて、十分には伝わっていないと考えられる。 自殺の状況に関する詳細な統計及びその分析によって、自殺対策の効果的な実施が図られた。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺の危機は誰にでも起こり得る危機であり、自殺対策が自分自身に関わる身近な問題であるということについて、自殺予防週間や自殺対策強化月間における取組を中心に、より分かりやすい形で広報啓発を実施していく。 引き続き自殺の状況に関する詳細な統計及びその分析を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合(%)：インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査：全国の15歳以上の男女、割合は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(自殺対策担当)片山朗	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	----------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-60(政策12-施策⑱))

施策名	青年国際交流の推進〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うことにより、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 本施策の推進により、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促す 事業を通じた参加青年相互の交流や、日本や参加国(寄港地含む)での様々な交流により、参加青年と参加国の人々との相互理解と友好関係の深化を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,564,885	1,463,580	1,312,435	1,051,510
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	—	—	—
執行額(千円)	1,661,145	1,544,783				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>安倍総理 日本外交の新たな5原則(平成25年1月18日) II 未来をつくる5原則とは その第五が、未来をにう世代の交流を促すことです。</p> <p>第178回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(平成23年9月13日) (世界に雄飛し、国際社会と人類全体に貢献する志) (略)新たな時代の開拓者たらん、という若者の大きな志を引き出すべく、グローバル人材の育成や自ら学び考える力を育む教育など人材の開発を進めます。</p> <p>(近隣諸国との二国間関係の強化) 今後とも世界の成長センターとして期待できるアジア太平洋地域とは、引き続き、政治・経済面での関係を強化することはもちろん、文化面での交流も深め、同じ地域に生きる者同士として信頼を醸成し、関係強化に努めます。</p>					

測定指標	青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立つと思う者の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	各事業67%以上	83%	93%	94%	90%	90%
	年度ごとの目標値	-	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	-	-
	青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業を通じて参加青年本人と参加国の人々と相互理解と友好が深まったと思う人の割合	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	-					83%	90%	
年度ごとの目標値	-					90%以上	-	

目標の達成状況	6事業平均全体の平均として以下の通りとなり、一部目標を達成できなかった。 <ul style="list-style-type: none"> 事業参加が将来に役立つと思う者の割合 87% 事業参加を通じて参加国の人々との相互理解と友好が深まったと思う者の割合 91%
目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 各事業別に見ると以下の通り。 ・将来に役立つ割合 育成:98% 日中:100% 日韓:87% コア:85% 東ア:87% 世界船:85% ・参加国との相互理解・友好 育成:94% 日中:56% 日韓:79% コア:84% 東ア:96% 世界船:90% ※日中事業は派遣のみ実施。 事業が将来に役立つと考えた者の割合は、若干目標に達成しなかった。また、相互理解・友好が深まった割合は、全体としては目標を達成したが、日中事業について、特に低かった。これは事業実施時期に発生した外部的要因により、青年同士の交流プログラムが一部できなかったことも理由として考えられる。</p> <p>【今後の方向性】 平成24年度の行政事業レビュー公開プロセスの結果、「プログラム及び枠組みの大幅な見直し、改善、効果測定がない限り廃止すべき」という判断となったことを受け、「青年国際交流事業の効果測定・評価に関する検討会」を開催し、有識者より事業の効果測定・評価の在り方について意見を聴取した。検討会の報告を受け、全事業について経費負担の見直し等を行うとともに、新たに人材育成の観点等を強化した「グローバルリーダー育成事業」を実施することとした。平成25年度は昨年度の検討会を発展させ、「青年国際交流事業に関する検討会」を開催し、外部有識者から客観的な意見を聴取し、さらなる効率的・効果的な事業の実施を目指す。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	「青年国際交流事業の効果測定・評価に関する検討会」を平成24年7月に開催し(全3回)、中間報告の内容を平成25年度の予算編成過程において活用した。 中間報告のポイント:グローバル人材の育成が急務となる中、青年国際交流事業について必要な見直しを行い、発展的に継続すべき。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	青年国際交流事業の各事業参加後における参加青年(日本参加青年、外国参加青年)アンケート調査
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青年国際交流担当) 久津摩 敏生	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------------	--------	-------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-61(政策13-施策①))

施策名	栄典事務の適切な遂行〔13. 栄典事務の適切な遂行〕					
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。					
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,825,116	2,556,153	2,554,158	2,578,560
		補正予算(b)		25,122		
		繰越し等(c)				
	合計(a+b+c)	2,825,116	2,581,275			
執行額(千円)	2,814,636	2,570,900				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	第183回国会・衆・参・内閣委員会 官房長官所信表明	平成25年3月13日(衆) 同年3月19日(参)		(各通) 国際平和協力業務、政府広報、栄典行政などについても適切に推進してまいります。		

測定指標	春秋叙勲の発令数	基準値	実績値					目標値
		15年秋	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	3,973名	4,068名	4,019名	4,064名	4,110名	-
	年度ごとの目標値		4,028名	4,024名	4,173名	4,079名	3,940名	
			春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	
	危険業務従事者叙勲の発令数	基準値	実績値					目標値
		15年秋	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		毎回の発令ごとに概ね3,600名(年2回)	3,617名	3,617名	3,623名	3,609名	3,634名	-
	年度ごとの目標値		3,612名	3,616名	3,622名	3,624名	3,633名	
			毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	
	春秋褒章の発令数	基準値	実績値					目標値
		15年秋	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	754名	728名	697名	728名	694名	-
年度ごとの目標値		789名	702名	735名	720名	736名		
		春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)		
発令日	基準値	実績値					目標値	
	15年秋	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	春:4月29日、秋:11月3日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	-	
年度ごとの目標値		11月3日	11月3日	11月3日	11月3日	11月3日		
		春:4月29日、秋:11月3日	春:4月29日、秋:11月3日	春:4月29日、秋:11月3日	春:4月29日、秋:11月3日	春:4月29日、秋:11月3日		
「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	前年度比増	23,445件	28,227件	51,565件	30,838件	50,410件	-	
年度ごとの目標値		前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の総数の発令に努め、おおむね目標を達成した。</p> <p>一般推薦制度に係る内閣府ホームページへのアクセス数については、広報展開に内閣府ホームページのトップページでの告知やインターネットテキスト広告、さらに新聞の突出し広告の手法により、同制度の周知に努めたことで、前年度に比して約20,000件の増(+61%)となった。今後も訴求効果の高いメディアによる広報に努める。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>栄典は国民にとって高い関心事項の一つとなっている。それは春、秋それぞれの叙勲及び褒章に係る報道が新聞各紙等で大きく取り上げられていることでも示されており、勲章・褒章の制度は広く国民に浸透・定着しているものである。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>栄典事務の適切な遂行に当たり、引き続き春秋叙勲候補者推薦要綱等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。</p> <p>また、一般推薦制度についても、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、引き続き同制度に係る広報活動の強化に努める。</p> <p>なお、栄典制度が今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みになるよう、官民比率のバランスに留意するとともに、民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者、人目に付きにくい分野等において業務に精励した功労者の発掘など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>栄典の授与に当たっては、広く国民の意見を反映させ、もって栄典制度が公正に運用されるよう努める必要がある。このため、内閣総理大臣は、栄典制度に係る基本的事項について、毎年春と秋に各界の有識者の意見を聴き、栄典行政にその意向を反映させることとしている。</p> <p>平成24年に実施した栄典に関する有識者からの意見聴取において、有識者からは一般の国民が叙勲制度をより身近に感じられるよう、また、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、①一般推薦制度の積極的なPR、②外国人叙勲の推薦数増加、③適切な官民区分の方法を検討など、引き続き適切な運用に努めるべきとの意見があった。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	賞勲局	作成責任者名	総務課長 大塚 幸寛	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----	--------	------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-62(政策14-施策①))

施策名	男女共同参画に関する普及・啓発〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	37,374	22,014	19,249	20,875
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	37,374	22,014		
執行額(千円)	26,509	19,615				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会における安倍総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)(抜粋) 「家庭に専念して、子育てや介護に尽くしている方々もいらっしゃいます。皆さんの御苦労は、経済指標だけでは測れない、かけがえのないものです。皆さんの社会での活躍が、日本の新たな活力を生み出すと信じます。皆さんが、いつでも仕事に復帰できるよう、トライアル雇用制度を活用するなど、再就職支援を実施します。仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めます。皆さん、女性が輝く日本を、共に創り上げていこうではありませんか。」					

測定指標	男女の多様な生き方を認める割合 (「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		55.1%	-	55.1%	-	-	45.1%	60%
	年度ごとの目標値	-	-	-	56%	57%	-	
	内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		月32,000件	月33,000件	月30,000件	月44,000件	月72,000件	月〇〇件	月37,000件
	年度ごとの目標値	-	月32,000件	月32,000件	月30,000件	月33,000件	月〇〇件	-
	総合情報誌「共同参画」に関するアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
87%		87%	87%	86%	81%	〇%	-	
年度ごとの目標値	-	70%	70%	70%	70%	70%	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	ホームページ及び広報誌については、積極的な情報の掲載を行い、目標値を上回った。なお、男女の多様な生き方を認める割合については、平成24年度の世論調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合が前回調査より減少。(ただし、例えば「女性が職業をもつことについての考え方」については「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」とする回答が前回(平成21年・45.9%)より増加し47.5%に達している。)
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>広報誌や各種パンフレット、ホームページ上での情報提供等、多様な媒体を活用して、分かりやすい広報啓発活動を展開することができた。特に、メルマガの配信を拡充したり、新しくFacebookによる発信を開始したりする等、日頃男女共同参画になじみの薄い人々にも情報が届きやすくなるよう工夫するとともに、ホームページについても利便性を向上させ視覚情報を増やして親しみやすいものにするため、主要ページのリニューアルを実施。国民への情報伝達を強化することができた。また、各種表彰を行うこと、ロールモデルを提示するとともに、国民の関心を高めることができた。</p> <p>広報誌等の紙資料の印刷及び梱包・発送については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図るとともに、配布部数及び配布先の精査を行った。ホームページの管理・運用については一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。</p> <p>男女の多様な生き方を認める割合について、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合は、前回調査より減少する結果となっているが、例えば「女性が職業をもつことについての考え方」については、「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」とする回答が前回(平成21年・45.9%)よりも増加して47.5%に達しており、多角的な分析を行う必要があることから、引き続き動向を注視することとする。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>より効率的・効果的に実施可能な広報媒体を検討し、不断の見直しを行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>中央大学教授・山田昌弘氏より、御意見を伺った(平成22年6月30日)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な場あるいは媒体を通して、男女共同参画に関する普及・啓発を行っていることは伺えるものの、さらに固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の展開が重要と考える。特に、近年、若年女性に固定的性別役割分担意識の復活がみられる。男性も含めて、若年層への広報を充実させることが望まれる。 男女共同参画週間のポスターについては、各年の標語にあわせてデザインを作成、相当数を全国に配布し、広報に努めていることは妥当と考える。(平成23年度は震災によりポスター作成・配布を取りやめ) 総合情報誌「共同参画」については、表紙を親しみやすくし、内容を充実したこと、また、配布先の見直しにより、配布先企業を増加したことは評価できるものの、いかに一般の人々に目に触れ、手にとってもらうかが重要である。地方公共団体等に配布している広報誌は、ただ単に配布するだけでなく、いかに効果的に使ってもらうか、そのための工夫が必要なのではないか。 ホームページについては、見やすい画面づくりやリンク先の充実など、その努力は評価できる。しかしながら、毎年度、同程度のアクセス数であり、いかにアクセス数を増やすか今後の課題と考える。内容に関しては、男女共同参画に関わる統計資料を「ワンストップ」で調べられるページがあれば、便利だと思う。 男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞表彰の件数については、それぞれ12件と妥当な数と思われる。表彰制度は、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた人々のモチベーションを高める上でも必要であり、継続すべきものとする。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 総合情報誌「共同参画」におけるアンケート(平成25年3月調査:インターネットによる読者に対する調査、有効回答数〇〇〇)
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 木下 茂	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------	--------	-----------	----------	---------

施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携(政策14. 男女共同参画社会の形成の促進)					
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	97,090	93,156	90,319	75,170
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	97,090	93,156	-	-
執行額(千円)	63,877	68,449	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、『男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。』としている。					

測定指標	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的評価の割合(平成23年度は震災の影響により全国会議は中止したため、フォーラムのみの値)	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		70.0%	76.0%	79.0%	82.6%	85.4%	87.7%	-
	年度ごとの目標値	-	70%以上	70%以上	80%以上	80%以上	80%以上	-
	「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理指導者研修」における肯定的評価の割合(平成23年度は震災の影響により基礎研修は中止したため、苦情処理研修のみの値)	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		76.6%	基礎75.1% 苦情 -	基礎77.5% 苦情76.6%	79.0%	75.2%	78.8%	-
	年度ごとの目標値	-	-	70%以上	70%以上	80%以上	80%以上	-
	地域における男女共同参画促進の取り組み事例収集件数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		57件	-	57件	91件	28件	222件	-
	年度ごとの目標値	-	-	50件以上	50件以上	100件以上	100件以上	-
「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的評価の割合及び新規共催団体数	基準値	実績値					目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	89% 5団体	-	-	89% 5団体	72% 3団体	85% 5団体	-	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	80% 1団体	80% 1団体	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「フォーラム」については、肯定的評価の割合が80%を超え、目標を達成することができた。 ・「基礎研修」、「苦情処理研修」については、肯定的評価の割合が80%に近い数値になったが、目標値をやや下回った。 ・「事例収集」については、目標を大幅に上回る事例を収集することができた。 ・「国・地方連携会議ネットワークによる事業」は、目標値を上回る5団体と新規に共催事業を展開し、かつ実施結果に対する肯定的評価の割合が目標値を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 「フォーラム」については、前年度の改善内容(アンケートの反映、講師選定の工夫、パネルディスカッションに話題性を持たせるなど)を踏襲したところ、参加者の満足度の向上が見られた。また、これらは参加者数増にも結び付いた。 ・「基礎研修」、「苦情処理研修」については、アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラムの見直しを行うなど、より効果的な開催に努めているが、科目数に比較して時間が全体的にやや短かったことなどの理由により、満足度が目標値を達成しなかったものとする。 ・「事例収集」については、地域における女性の活躍事例について、全自治体を対象にして調査を実施した結果である。 ・「国・地方連携会議ネットワークによる事業」は、活動テーマとして「経済社会における女性の活躍促進」「ポジティブ・アクション」「女性に対する暴力根絶」等あったが、いずれも肯定的評価の割合に差は見られず、テーマ設定・企画は適切であったと考えられる。また、主催・後援団体を複数置き、連携・協議を通じて企画の深化を図った事業は肯定的評価が向上する傾向が示されている。 【今後の方向性】 「フォーラム」については、今後も引き続きこの手法を使っていくが、新たな方策も検討していく。 ・「基礎研修」、「苦情処理研修」については、参加者のアンケート結果も踏まえてカリキュラムの見直しを行うことなどにより引き続き、満足度の高い研修の開催に努めることとした。 ・「国・地方連携会議ネットワークによる事業」は、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民が参加を行いやすい実施形態に留意しつつ、複数の共催団体との連携、共催団体同士の連携協力・取組実践を通じ、男女共同参画に対する理解増進を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	第40回男女共同参画会議(平成24年3月14日)において、有識者から出された意見は次の通り。 「女性の力をこの国の社会の進展に役立てるという発想が必要であり、ポジティブアクションをより一層推進し、多様な人材の活用が図られることが今後求められている(鹿嶋議員)。」
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・「全国会議(①平成24年6月22日、東京)」と「フォーラム(②平成24年10月19日、長野)(③平成24年10月25日、愛媛)(④平成24年11月10日、神奈川)」で得たアンケート結果の平均。各回の配布数、回答数は次のとおり。①620/245(39.5%)、②500/305(61.0%)、③300/144(48.0%)、④500/81(16.2%) ・男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」におけるアンケート(平成24年5月24日～25日実施、男女共同参画局総務課・調査課)平成24年5月調査、研修参加者合計95名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち86名より回答(回答率90.5%) ・地域における女性の参画状況調査報告書 ・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業における参加者アンケート(平成24年8月30日～平成25年3月1日の間に行われた計11事業で実施、男女共同参画局総務課(11事業の参加者のべ1,097名)に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち682名より回答(回答率62.2%)
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 木下 茂	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------	--------	--------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-64(政策14-施策③))

施策名	国際交流・国際協力の推進〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	109,300	24,501	22,062	19,956
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	109,300	24,501		
執行額(千円)	770,80	17,507				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会における安部総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)抜粋 「家庭に専念して、子育てや介護に尽くしている方々もいらっしゃいます。皆さんの御苦労は、経済指標だけでは測れない、かけがえないものです。皆さんの社会での活躍が、日本の新たな活力を生み出すと信じます。皆さんが、いつでも仕事に復帰できるよう、トライアル雇用制度を活用するなど、再就職支援を実施します。仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めます。皆さん、女性が輝く日本を、共に創り上げていこうではありませんか。」					

測定指標	「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議への出席回数	基準値	実績値					目標値
		過去5年の平均	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		6回	5回	8回	10回	10回	9回	7回
	年度ごとの目標値		4回	4回	4回	7回	7回	
	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の推進	基準値	実績値					目標値
21年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	
具体的施策の推進		-	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	<small>経産省等に基づいた第4次基本計画への反映</small>	
年度ごとの目標値			-	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	国際会議への出席回数は目標を達成
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>国際会議への出席に当たっては、日本の取組を海外に積極的に紹介するとともに、海外の動向等について聴取し、国内に紹介し、浸透を図るよう努めていく必要がある。このため会議の成果や国際的動向については、ホームページ・メールマガジン、局広報誌等への掲載のほか、一般の方を対象にした「聞く会」等で紹介し、その広報・普及に努めている。また、「女子差別撤廃条約」を紹介するDVDをホームページにおいて動画公開する等、条約の周知にも努めている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信するとともに、国際会議の成果や国際的動向の広報・普及に努める。</p> <p>なお、「女子差別撤廃条約」の周知度は、平成24年10月の調査で34.8%であり、平成21年度の現状値(35.1%)からほぼ横ばいであるため、メールマガジン、Facebook等多様なメディアによるさらに積極的な広報・啓発を通じて、平成27年の目標値(周知度50%以上)の達成を目指す。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数 ・第3次男女共同参画基本計画 http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 木下 茂	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------	--------	--------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-65(政策14-施策④))

施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組[政策14. 男女共同参画社会の形成の促進]				
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすい、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。				
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	76,360	87,849	75,082 (東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業は24年度から復興庁予算により実施。施策⑧に記載。)	61,427
	補正予算(b)	1,043,691	237,300 (東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業の分を含む。)	-	
	繰越し等(c)	-	-		
	合計(a+b+c)	1,120,051	87,849		
執行額(千円)	653,181	172,221			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし				

測定指標	女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数	基準値	実績値					目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市町村)	全地方公共団体	全地方公共団体(岩手・宮城・福島については平成23年度に実施)	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市町村)
	年度ごとの目標値		全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	
	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	
	具体的施策の推進	-	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	推進度合いに基づいた第4次基本計画への反映	
年度ごとの目標値		-	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間とし、ポスター・リーフレットを作成し、平成24年度は全地方公共団体へ送付した。 若年層を対象とする予防啓発の促進については、内閣府において作成した予防啓発教材を活用し、効果的な若年層の指導を行えるよう指導者研修(全国3か所で3回)を実施した。 性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地域の男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修(2回)を実施した。 官民の配偶者暴力相談支援業務を担う者(相談員及び相談員を管理する職員)を対象とするワークショップ(管理職2回、相談員3回)を行った。また、新規で企画行政職を対象とするワークショップも開催した(1回)。 以上のとおり、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取組を実施した。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 ・女性に対する暴力に関するポスター等については、目標どおり、全地方公共団体に送付した。 ・研修やワークショップは、効果的に実施することができ、女性に対する暴力の根絶を推進することに寄与したと考える。 【今後の方向性】 ・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発の充実を図るため、関係ポスター等の配布は、引き続き全地方公共団体に送付する。 ・若年層を対象とする予防啓発の促進に関する研修については、研修後に行ったフォローアップを活用し、若年層に対する効果的な予防啓発の在り方を検討してまいりたい。 ・男女共同参画センターにおける性犯罪被害者のための相談体制の整備促進を目的とした研修については、実施結果を踏まえて、内容の充実を図りつつ、引き続き実施する。 ・官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とするワークショップについては、官官・官民の更なる連携強化を図るため、先進的な取組の共有・意見交換等を行い、事例の収集を行うよう引き続き努めるとともに、平成25年度はストーカー行為についても対象とし、平成26年度中までに配偶者暴力相談支援センターの設置を検討している市町村に対して必要に応じたバックアップを行うなど、内容の充実を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験を有する者により構成される女性に対する暴力に関する専門調査会を開催している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 恩田 馨	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-66(政策14-施策⑤))

施策名	女性の参画の拡大に向けた取組〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	女性の参画の現状を明らかにすることにより各種機関・団体等の取組を促すとともに、制度や実情を調査・分析することにより効果的な施策を実施するための基礎資料とし、女性の参画の拡大及びポジティブ・アクション推進についての啓発を図る。					
達成すべき目標	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標の達成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	14,914	14,609	14,601	33,946
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	14,914	14,609		
執行額(千円)	7,124	11,651				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)(抜粋) 「仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めます。皆さん、女性が輝く日本を、共に創り上げていこうではありませんか。」					

測定指標	女性の参画の拡大状況の確認	基準値	実績値	目標値
		-	24年度	25年度
		-	国家公務員I種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)における採用者に占める女性割合28.6%(平成24年度)、本省課室長相当職以上に占める女性国家公務員割合2.6%(平成24年)、国の審議会等委員に占める女性の割合32.9%(平成24年)、民間企業の課長相当職以上に占める女性割合7.2%(平成23年)	女性の参画状況の確認
年度ごとの目標値		女性の参画状況の確認(各調査による)		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	女性の参画状況を各分野において調査し、概ね達成したといえる。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>女性国家公務員の採用(平成24年度28.6%)のように着実な成果が見られる分野もある一方で、民間企業や国家公務員における管理職比率(民間企業は平成23年7.2%、国家公務員は平成24年2.6%)等、上昇傾向にあるが、依然として低い数値にとどまる分野もある。国の審議会等委員はこれまで順調に上昇していたが、平成23年から2年連続で減少している。このように、分野によってその現状や進捗に差がみられることから、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のあるポジティブ・アクションを推進することが必要である。</p> <p>第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、分野ごとに「2020年30%」の目標の達成に向けた中間目標を設定するとともに、分野に応じた施策を盛り込んでおり、同計画に沿って取組を強化・加速している。</p> <p>また、平成24年9月から男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会を行い、同調査会報告(平成24年12月)では、行政、雇用、公共調達、補助金の4分野において、法制的観点からポジティブ・アクションに係る課題についての検討・整理がなされた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も、各分野における調査により現状をフォローアップするとともに、女性の活躍促進に関する「見える化」の推進や地域における女性活躍促進施策の取組状況の確認などについて、上記第3次計画に沿って取組を強化・加速する予定である。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	第42回男女共同参画会議(平成25年4月26日)において、有識者から以下のとおり、意見が出されている。
	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定機関における意見の多様性を確保することは極めて重要な問題である。(辻村議員) 女性の社会参画、そして責任のある立場へ登用するという点については、全国的に見ても指導的地位にいるのが男性であることから、積極的是正措置などにより、少しでも色々な局面に女性の活躍の場を提供することが重要。(柿沼議員) 指導的地位に占める女性の割合を2020年までに3割にするということで、ぜひポジティブ・アクションをしっかりとやっていただきたい。(鹿嶋議員) 女性の活躍状況の開示は必要なことではないかと思う。特に参考にして横展開をするような効果も見込めるということで、進めてほしい。(大塚議員)

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) http://www.gender.go.jp/about/danjo/basic_plans/3rd/index.html 女性の施策・方針決定参画状況調べ(内閣府・平成24年12月) 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府・平成24年9月30日現在) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成24年12月) http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-67(政策14-施策⑥))

施策名	仕事と生活の調和の推進〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月に新たに制定)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。					
達成すべき目標	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の基本理念に関する国民の理解を深め、国民運動を通じた機運の醸成を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	32,986	12,319	19,355	22,309
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	32,986	12,319		
執行額(千円)	29,676	19,355				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づく施策の進捗状況の確認	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	年度ごとの目標値	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)					施策の推進状況の確認	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	施策の進捗状況を確認し、目標をおおむね達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和連携推進・評価部会(以下、「評価部会」という。)において、「憲章」及び「行動指針」に基づき、施策の進捗状況を定期的に点検・評価を行い、その結果を、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2012」(以下、「レポート2012」という。)において、平成24年度に講じた仕事と生活の調和の推進に関する国の施策のほか、地方公共団体、労使団体等各主体の取組を取りまとめ、公表した。 ・行動指針では、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について、取組が進んだ場合に達成される水準を示す数値目標を設定しているが、最新値(平成24年12月時点)について行動指針策定時(平成19年12月)と比較し、25～44歳女性及び60～64歳の就業率、週労働時間60時間以上の雇用者の割合、年次有給休暇取得率、メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合、保育等子育てサービスの提供割合、男性の育児休業取得率、6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間の9項目について改善が見られた。 ・また、レポート2012では、評価部会での議論を受け、新たに介護と仕事の両立に関する問題を取り上げ、実態に即した点検・評価を行った。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価部会では、各主体より現場の隘路、課題、政策に関するニーズ等を把握し、実態に即した施策の展開を図るための情報収集を行う。それにより、憲章等に基づき仕事と生活の調和の実現に受け一層の取組を推進する。 ・中間年度となる平成25年度は、レポートにおいて数値目標のフォローアップを行う。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>【第23回仕事と生活の調和連携推進・評価部会】(平成24年10月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期の重労働で退職する女性労働者がいることを踏まえ、母性健康管理について、支援サイトの情報も含めてレポートに記載してほしい。(北浦委員) ・仕事と介護の両立について、保険者である自治体が主体となって、介護休業制度と介護保険制度のリンケージを情報提供することが必要。また地域包括ケアについて知らない人も多いが、NPOが行政と職場をつなぐ好事例もある。介護については今後の課題としてほしい。(中島委員) ・介護しながらフルタイムで働けるようにするためにはどうしたらいいか、課題としてほしい。(佐藤委員)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2012(平成24年12月10日公表)</p> <p>http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report.html</p>
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-68(政策14-施策⑦))

施策名	震災における男女共同参画の観点の視点からの対応マニュアル作成・周知〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	東日本大震災においては、物資の備蓄・提供や避難所・仮設住宅の運営等について、女性や子育て家庭に十分な配慮がなされず、様々な段階で問題が顕在化した。このため、被災地におけるこれまでの取組状況等について調査を行うとともに、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を取りまとめ、周知する。					
達成すべき目標	男女共同参画の視点を踏まえた地域における防災の取組の強化が図られ、地域における男女共同参画が推進されるとともに、今後、大震災が起こった際に、男女共同参画や生活者の視点からの対応がスムーズに行われるようにする。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	10,456	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	-	-	-	-	-	
執行額(千円)	-	-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	「震災における男女共同参画の観点からの対応マニュアル」の周知箇所数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	-	-	-	-	(案)について全道府県、政令指定都市+男女局HP	全道府県、政令指定都市+男女局HP	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	全道府県、政令指定都市+男女局HP	-	

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>地方公共団体において、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制を整備するとともに、災害が発生した場合には男女共同参画の視点から必要な対応をとることができるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の案を取りまとめ、都道府県・政令指定都市に送付するとともに、都道府県を通じて市町村に対しても回付し、意見を募った。また、ホームページにも掲載し、関係者から広く意見を聴取した。</p>
目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>当初は対応マニュアルの作成を想定していたが、有識者等から「マニュアルという用語は、ここに書いてあることだけをやればよいと捉えがち」、「災害対応にhow toは存在しない。原理、原則を共有した上で、実際の場面でどのように対応していくかが鍵になる」、「地域の実情は異なることから、各地域において具体的な対応を検討するよう促すべき」との意見があり、名称を「取組指針」と変更した。また、「できる限り多くの知恵を集め、役に立つものを作成し、その活用が図られるようにすべき」との意見があり、平成24年度は「取組指針(案)」という形で公表し、多くの意見を取り入れて、よりよいものを作成することとなった。作成に当たっては、有識者からなる検討会を開催したほか、意見交換会として関係者から意見を聴取する機会を設けた。作成した取組指針案については、都道府県・政令指定都市への送付、市町村への回付及びホームページに掲載し、意見を募り、110件の意見が寄せられた(意見募集期間:平成25年3月27日~4月19日)。取組指針案を公表したことにより、これを参考として、男女共同参画の視点からの防災手引書を作成している地方公共団体も出ている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>寄せられた意見を踏まえ、平成25年5月目途に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を取りまとめ、地方公共団体と共有するとともに、幅広く周知する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 清原桂子副理事長からの意見(平成25年3月28日)</p> <p>・防災・復興における男女共同参画の視点の必要については、この間、以前より周知されてきたが、具体的な場面でどのように対応するかは分かりにくかった。平常時及び災害時にどのように取り組めばよいのかという具体的な内容を取組指針としてまとめることの意義は大きい。今後、取組指針が広く共有されて役に立つためには、時間をかけてでもよいので、様々な意見を聞いてまとめるべき。さらに、今後バージョンアップを重ねながら、様々な場面で活用されていくことを期待したい。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・内閣府男女共同参画局HP 男女共同参画の視点からの災害対応 http://www.gender.go.jp/policy/saigai/index.html</p>
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 木下 茂	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-69(政策14-施策⑧))

施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性等が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。 また、被災地において、女性の悩み相談事業を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	76,672 (平成24年度から復興庁予算により実施。)	92,197
		補正予算(b)	-	内閣府補正予算(一般会計)で実施しているため、施策④に計上。	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	-	-		
執行額(千円)	-	-				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	被災地における臨時相談窓口の設置数	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	被災3県に臨時相談窓口を設置	-	-	-	-	被災3県に臨時相談窓口を設置	被災3県に臨時相談窓口を設置	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	被災3県に臨時相談窓口を設置		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	東日本大震災の被災地(岩手、宮城、福島)において、女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、相談事業を行った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>被災3県に臨時相談窓口を設置し、電話や面接による相談、仮設住宅への訪問相談、法テラスとの協定によって弁護士と連携した相談対応を行うなど、被災地の実情に沿った、きめの細かい支援を行っている。 相談対応は、専門性の高い全国からの派遣相談員と、地元の地理的状況や被災状況を十分に把握している地元相談員が連携して行い、相談者のニーズに応じたケアを行っている。 また、相談を受ける上で必要となる機関や相談窓口等の情報を記載した社会資源台帳を作成し、相談者が必要としている情報を適切に提供している。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>相談窓口には数多くの相談が寄せられ、また、発災から時間が経つにつれ、相談内容が深刻化していることから、中・長期的な被災者の心のケアを行う必要があると考えられる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 恩田 馨	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------	--------	------------------	----------	---------

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成25年度以降も継続される8研究課題のうち、7課題については、中間評価において平均評価点3以上の結果となり、目標以上の成果を達成できた。 平成24年度に研究が終了した11課題の事後評価については、平成25年5月及び6月に調査・研究企画会議を実施し、結果を7月頃集計する予定である。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 平成24年度政策評価(事後評価)については、未集計である(平成25年7月頃集計予定)。 【今後の方向性】 「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に沿って、引き続き食品健康影響評価の的確かつ効率的な実施に資する研究を推進していくが、事業予算が縮減されていることを踏まえ、研究課題の重点化を図っていく必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	研究課題の採択に係る事前評価、研究継続の可否を判断する中間評価及び研究終了後の事後評価の実施に当たっては、食品安全委員会の常勤委員(4名)に加え、食品安全委員会委員長の指名する外部有識者(4名)により評価を実施している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の実施について(平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定) ・食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針(平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定) http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/kiteishu.html <ul style="list-style-type: none"> ・(中間評価の決定)第463回食品安全委員会会合(平成25年2月18日)資料6-1 http://www.fsc.go.jp/iinkai/jisseki.html
---------------------------	---

担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	総務課長 井原 辰雄	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------	--------	---------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-71(政策15-施策②))

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進〔政策15. 食品の安全性の確保〕					
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等に関する、消費者庁、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ行う関係者間での情報共有及び意見交換並びに正確な情報の周知等を目的とするホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信等の食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。					
達成すべき目標	食品安全委員会が行う食品健康影響評価の内容等に対する理解を深めることにより、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	54,316	23,557	25,716	26,823
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	54,316	23,557	—	—
執行額(千円)	41,681	22,194	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第183回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成25年3月13日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の命を守っていく上で極めて重要な政策課題であり、国民の健康の保護を最優先に、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くしてまいります。また、食品に含まれる放射性物質など、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化し、風評被害の防止にも努めてまいります。」 					

測定指標	食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		53.4%	84.2%	88.8%	86.1%	80.7%	76.8%	-
	年度ごとの目標値	50%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	—	
	当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数 ※24年度から測定指標として設定	基準値	実績値					目標値
21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-		
572千件	574.7千件	571.6千件	694.8千件	830.7千件	555.2千件	-		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	600千件		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度は、意見交換会の参加者の77%がリスク評価等について「理解度が増進した」と回答し、72.3%が「満足した」と回答しており、目標以上の成果を達成できた。また、平成24年度のホームページアクセス件数については、555.2千件(目標値の92.5%)であった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」(平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定)に沿って、参加者の相互理解が円滑に進むように十分な配慮を行うなど、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施した結果、目標以上の成果を達成できた。なお、事業の実施に当たっては、行政事業レビューを踏まえ、事業の適切な進捗管理など、予算の効率的執行に留意しつつ行った。</p> <p>また、24年度から新たに測定指標とした、ホームページへのアクセス数については食品中の放射性物質への関心が高まった22年度(23年3月)及び23年度に比べて減少し、目標値の92.5%にとどまった。なお、ホームページの中でアクセス数の多い「食品安全総合情報システム」のページでは、5,159千件であった。</p> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画等専門調査会における議論等を踏まえつつ、今後とも意見交換会の実施等により、正確で分かりやすい情報提供と意見交換に努める。 ・ホームページについては、50音順で検索可能なハザード別情報を掲載したところであり、引き続き利用者の利便性の高いものとなるよう改善に努めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	食品安全委員会企画等専門調査会において、有識者の意見を聴取し、リスクコミュニケーションの実施に当たってその意向を反映させることとしている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」(平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定) http://www.fsc.go.jp/senmon/risk/index.html ○食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査の実施 ○ホームページアクセス状況
---------------------------	--

担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	情報・勧告広報課長 植木 隆	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------	--------	-------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-72(政策16-施策①))

施策名	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保[政策16. 公益法人制度改革等の推進]					
施策の概要	新公益法人制度では従来の公益法人は平成25年11月末までの期間に移行申請を行わないと解散になるとされていることから、移行期間内の円滑な移行を実現するとともに、移行法人の適切な監督を実施					
達成すべき目標	早期の申請を促進した上で、柔軟かつ迅速な審査を行い、新制度への円滑な移行を進めるとともに、適切な監督を実施し、「民による公益の増進」を実現					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	123,145	87,557	82,559	129,477
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
合計(a+b+c)						
執行額(千円)	117,259	79,701				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会 衆議院内閣委員会 大臣所信(平成25年3月13日) 「新公益法人制度について、その移行期間が本年11月末に終了することを踏まえ、移行を希望する法人が期限内に申請できるよう、法人の支援に取り組むとともに、引き続き公益認定等委員会と協力して、柔軟かつ迅速な審査に努めてまいります。」					

測定指標	1年間における申請件数(移行認定申請、移行認可申請、公益認定申請)	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	70	319	859	1,775	1,462	1,500
		年度ごとの目標値	-	-	-	2,000	1,500	-
	4ヶ月以内に諮問を行う件数の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	23%	28%	61%	61%	69%	95%以上
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	95%以上	-
	不利益処分である命令及び認定・認可の取消しを講じられた法人の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	0%	0%	0%	0%	1%以下
		年度ごとの目標値	-	-	-	1%以下	1%以下	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>1年間における申請件数については、各種相談会の開催やホームページ「公益法人information」などの広報媒体の活用により、未申請法人に早期申請を促した結果、1,500件の目標に対して、その約97%にあたる1,462件(平成23年度は目標2,000件に対し1,775件で89%)の申請を受け付けた。</p> <p>申請から4ヶ月以内に諮問を行った件数は1,009件で、全体1,462件の約69%であった。これは法人目線に立った柔軟な審査を実施する中で、申請書類の補正に長期間を要する法人が多数いたこと等によるものである。一方、法人の希望する登記日を尊重した審査を実施することにより、平成25年4月1日登記を希望した1,127法人(法人の事情により間に合わなかった約10法人を除く)の処分を年度内に行った。</p> <p>法人の監督については、法人からの定期提出書類の確認や必要に応じた報告徴収の実施等を通じ法人に対する適切な監督を実施し、結果として不利益処分を課す法人はなかった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成24年12月に内閣府が実施した「特例民法法人に係る移行動向調査」の結果、移行期間終了時まで4,448法人が内閣府に申請する見込みとなっているが、平成25年3月31日時点において4,132法人(約93%)からの申請を受け付け、3,994法人(約90%)の審査を終えているところであり、目標である「新制度への円滑な移行」に対して、順調に推移しているものと言える。</p> <p>また、平成24年度において監督対象となる約2,500法人について、定期提出書類の確認や必要に応じた立入検査等を実施したことにより、結果として不利益処分を課すような事例はなく、目標である「適正な法人運営の確保」がなされているものと言える。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成25年11月末をもって移行期間が終了することから、内閣府に申請する見込みである4,448法人のうち残り約300法人の全ての法人の状況をフォローし、移行を希望する全ての法人が移行期間内に確実に申請できるよう、引き続き各種相談対応や各種媒体を活用した情報発信を行い、申請書類の質が確保されるよう取り組み、申請から4ヶ月以内を目標に柔軟かつ迅速な審査を進め、新制度への円滑な移行を実現する。</p> <p>また、平成25年度には、監督の対象となる法人が約4,000法人となることから、引き続き、適切な監督の実施に努めることで、適正な法人運営の確保を実現する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室 公益認定等委員会事務局	作成責任者名	参事官 総務課長 相馬清貴	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------------------------	--------	------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-73(政策16-施策②))

施策名	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整[政策16. 公益法人制度改革等の推進]					
施策の概要	「特例民法法人に関する年次報告」の作成・公表を通じて、指導監督基準等に基づく各府省の所管特例民法法人に対する指導監督状況を的確に把握し、必要に応じ各府省に指導監督の徹底を要請					
達成すべき目標	透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与することにより、民間非営利部門の健全な発展を促進し「民による公益の増進」を実現					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	5,715	1,308	975	975
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)				
執行額(千円)	913	825				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会 衆議院内閣委員会 大臣所信(平成25年3月13日) 「新公益法人制度について、その移行期間が本年11月末に終了することを踏まえ、移行を希望する法人が期限内に申請できるよう、法人の支援に取り組むとともに、引き続き公益認定等委員会と協力して、柔軟かつ迅速な審査に努めてまいります。」					

測定指標	特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の的確な実施及び公表による指導監督の徹底	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	-	-	1,035法人	618法人	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少
年度ごとの目標値					「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少		

目標の達成状況	平成23年12月2日から平成24年12月1日の間で、「平成24年度特例民法法人概況調査」で把握することができる限りにおいて ・同一親族理事又は特定企業関係者理事が理事に占める割合が1/3超、 ・同一業界関係者理事が理事に占める割合1/2超、 ・収益事業支出が総支出に占める割合が50%超、 ・内部留保の水準が30%超 等の指導監督基準等に違反する可能性のある法人は1年間で、618法人(見込み数。また、重複あり)に減少している。 (ただし、上記の条件に該当するとしても、直ちに指導監督の対象となるとは限らない)
施策に関する評価結果	【目標の達成状況の検証】 平成23年12月2日から平成24年12月1日の一年間で指導監督基準等に違反する可能性のある法人の数は前年(平成22年12月2日から平成23年12月1日)から417法人(見込み数)減少しており、目標に対し一定の効果があつたものと言える。 【今後の方向性】 現在、平成24年度特例民法法人概況調査において特例民法法人に対する指導監督状況の調査を実施中。引き続き、調査の集計作業を進め、現状の適切な把握に努めるとともに、取りまとめ段階でフォローアップを行い、必要に応じ各主務官庁に対し指導監督の要請等を行っていく予定。 なお、平成25年11月末で移行期間が終了し、期限までに移行申請を行わなかった法人は解散とみなされるため、原則として特例民法法人は存在しないこととなる。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成24年度特例民法法人に関する年次報告
---------------------------	----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室 公益認定等委員会事務局	作成責任者名	参事官 総務課長 相馬清貴	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------------------------	--------	------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-74(政策17-施策①))

施策名	経済社会活動の総合的研究[政策17. 経済社会総合研究の推進]					
施策の概要	内部部局との連携を図りつつ、計量モデル等の分析ツールの開発、経済理論等を用いた政策分析、景気指標の作成、などを行う。また、内外の研究機関との共同研究を実施するなど、専門的研究の深化と普及に貢献する。					
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	594,319	473,592	468,763	386,356
		補正予算(b)	—	△ 73	△ 1,898	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	594,319	473,519		
執行額(千円)	493,542	393,629				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		109,173	2,733,584	109,173	121,419	90,938	37,863	-
	年度ごとの目標値		前年度並み	前年度並み	前年度並み	前年度並み	前年度並み	
	景気指標に関するHPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		532,056	1,016,901	532,056	505,740	314,797	302,678	-
	年度ごとの目標値		前年度並み	前年度並み	前年度並み	前年度並み	前年度並み	
	景気統計の白書での活用状況	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		26件	-	-	-	26件	34件	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年度並み	
	景気統計のマスメディアによる報道状況	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		526件	-	-	-	526件	465件	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年度並み	
	景気統計の公表の遅延日数	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		0件	-	-	-	0件	0件	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	0件	
ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合	基準値	実績値					目標値	
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	80.7%	80.7%	82.2%	83.5%	74.7%	89.3%	-	
年度ごとの目標値		総じて3分の2以上	総じて3分の2以上	総じて3分の2以上	総じて3分の2以上	総じて3分の2以上		
※2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	①「ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数」については、前年度の水準を下回った。 ②「景気指標に関するHPへのアクセス件数」、「景気統計の白書での活用状況」及び「景気統計のマスメディアによる報道状況」については、前年度の水準を概ね達成している。また、景気統計の公表は遅延なく、正確に行われた。 ③「ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合」については、参加者の評価が目標を上回った。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 ①前年度に対して数値の減少がみられるのは、研究期間が複数年にわたる研究の成果について24年度に公表された数が少なかったこと、さらに、公表時期についても24年度後半となるものが多かったためと考えられる。なお、平成24年度の研究成果に限らず、これまでの研究成果は政府部内において各種報告書等で広く利用されており(例:「平成24年度年次経済財政報告」、「通商白書2012」、「平成24年版子ども・子育て白書」)、評価に当たっては、これらの状況も勘案する必要がある。 ②前年度並みの水準を概ね達成しており、景気指標に対する関心及び一定の評価が得られているものと考えられる。また平成24年度において、ウェブ・アクセスシビリティに対応したHPの更新作業を実施し、情報発信においてユーザーの利便性を更に高めた。 ③「ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合」については、引き続き高い評価が得られていると考えられる。 【今後の方向性】 ①引き続き、政策課題に即した研究を進めるとともに、研究成果をタイムリーに公表するようにより一層努める。 ②景気指標は、民間における景気動向に対する理解を深め、政府の的確な景気判断、経済財政政策の運営のための基礎材料として活用されているところである。引き続き、正確な統計を作成・公表し、景気指標の有用性、必要性及び信頼性の確保に努めていく。 ③今後とも、経済政策上の重要な問題について、論点を明確化し、政策形成に資するとともに、広範な議論を喚起することを目指して、フォーラムを開催することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ホームページアクセス件数:ウェブアクセスログの数値を集計するツールを用いて作成。
---------------------------	---

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	総務部長 小野稔 景気統計部長 中埜陽子 情報研究交流部長 松風慶一	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	--	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-75(政策17-施策②))

施策名	国民経済計算[政策17. 経済社会総合研究の推進]					
施策の概要	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。 また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体委託調査を実施している。					
達成すべき目標	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	255,829	283,238	251,509	234,356
		補正予算(b)	—	—	△ 836	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	255,829	283,238		
執行額(千円)	215,697	225,042				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	「公的統計の品質に関するガイドライン」(平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」)における品質評価の観点(踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。)	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		100%	—	—	—	100%	100%	100%
	年度ごとの目標値		—	—	—	100%	100%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	ガイドラインにおける品質評価の観点(踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報の公表を目標通り100%遵守した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>国民経済計算関連統計を作成・発表することにより、我が国の経済状態を数量的に映し出すことが可能となり、景気動向の把握や政策効果の有効性の判断、政策基盤の材料として様々な方面で活用されることが可能となる。国民経済計算関連統計を公表する際には、ガイドラインに基づき、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表を行った。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続きガイドラインにおける品質評価の観点(踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	国民経済計算部企画調査課長 二村 秀彦	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	---------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-76(政策17-施策③))

施策名	人材育成・能力開発[政策17. 経済社会総合研究の推進]					
施策の概要	内閣府及び他省庁職員に対して、計量経済分析等の経済理論の講義や分析手法の技能研修等を実施し、経済分析等の専門知識及び手法を習得させる。					
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	18,634	13,132	13,132	13,392
		補正予算(b)	—	—	△ 187	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	18,634	13,132		
執行額(千円)	12,674	8,799				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	研修に対する研修員アンケートの満足度	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
	—	84.2%	89.5%	89.8%	80.6%	89.0%	—	
	年度ごとの目標値		80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	研修員からの研修に対するアンケート結果の満足度は89.0%で、引き続き高い評価を得た。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>研修員アンケートの結果や政策担当部局からの要望等を踏まえ、eラーニングの本格導入・新規研修の創設・講師の変更等、研修内容の改善を図ったことが高い満足度につながったと考える。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>現在実施している研修について、その必要性、有効性等について厳しく吟味するとともに、職員のキャリア形成という長期的視点も考慮した研修を企画する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>研修講師・井上智夫氏(成蹊大学経済学部教授)より人材育成・能力開発について、以下のようなご意見を伺った。(平成21年5月20日)</p> <p>「我が国の経済財政政策の運営において、必要なのは「事実証拠」に基づいた政策、つまり、客観的で政治的にも中立性を確保された、統計指標等のデータに基づく政策立案の必要性が求められるところ、計量経済分析に関わる職員の人材育成・能力開発が必要である。」</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	経済研修所総務部長 松風慶一	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	-------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-77(政策18-施策①))

施策名	迎賓施設の適切な運営 [政策18. 迎賓施設の適切な運営]					
施策の概要	日本の外交に資するため、迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。					
達成すべき目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行い、日本の外交に資するものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	901,213	887,000	835,664	825,079
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	901,213	887,000	—	—
執行額(千円)	849,745	831,298	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	迎賓館事務連絡会議の開催数 (8月を除く毎月開催)	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		11回	11回	11回	11回	11回	11回	—
	年度ごとの目標値	—	毎月開催	毎月開催	毎月開催	毎月開催	毎月開催	—
	利用(接遇)実績	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		18回	15回	18回	19回	16回 赤坂6回、京都10回	22回 赤坂10回、京都12回	—
	年度ごとの目標値	—	10回	18回	18回	年18回 赤坂8回、京都10回	年18回 赤坂8回、京都10回	—
	赤坂迎賓館一般参観者数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		20,000人	—	18,605人	20,000人	20,000人	20,000人	—
	年度ごとの目標値	—	—	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人	—
	京都迎賓館一般参観者数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		12,000人	10,000人	12,000人	12,000人	12,000人	13,000人	—
	年度ごとの目標値	—	10,000人	12,000人	12,000人	12,000人	13,000人	—
	前庭公開入場者数	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		10,000人	—	—	—	2,980人	20,859人	—
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	10,000人	10,000人	—
	一般参観者及び前庭公開入場者へのアンケート実施による肯定的評価 (「満足した」、「ある程度満足した」の合計割合)	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		80%以上	87%以上	87%以上	92%以上	92%以上	93%以上	—
	年度ごとの目標値	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	—
賓客の安全対策に対応する適切な警備と秩序維持	—	施策の進捗状況(実績)					目標	
	—	確実に実施					—	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>接遇実績については、目標回数を円滑かつ安全に実施するとともに、賓客からは接遇に対する感謝の意が表されており、高い評価をいただいているものと考えられ、賓客に満足してもらい我が国の外交に資する有効な施策の実施を行うことができた。また、一般参観(赤坂、京都)及び前庭公開(赤坂)において93%を超える方に満足いただける結果となっており、迎賓施設に対する国民の理解を深めることができた。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 迎賓館事務連絡会議を毎月(8月を除く)開催した。 接遇については、受入が22回(赤坂10回、京都12回)と計画の目標値の18回を大きく上回った。しかしながら、賓客の安全対策に対応した適切な警備を確実に実施し、いずれの接遇においても感謝の意を表されるなど高い評価をいただいていると考えられ、賓客の満足を得ることができたことから目標の成果を達成できたと評価した。 一般参観については、適切な実施により目標値である33,000人(赤坂20,000人、京都13,000人)の参観者を得た。なお、前庭公開(赤坂)については、赤坂へのアンケートにおいて90%以上の方が満足したとの回答を得た。 【今後の方向性】 迎賓館の利活用について、引き続き促進に努める。また、迎賓施設の役割について、国民の理解を深めるため、一般参観及び前庭公開の充実に努める。なお、行政事業レビューでの指摘については、ボランティア説明員を増員し、迎賓施設の役割、接遇について、より一層国民の理解の深化に努めるとともに、コストの効率化を図って行く。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	平成25年2月に京都迎賓館運営懇談会を開催し、京都迎賓館での接遇についての意見を伺った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	一般参観及び前庭公開の満足度: アンケートの回答。
---------------------------	---------------------------

担当部局名	迎賓館、大臣官房企画調整課国際室	作成責任者名	庶務課長 小林 秀夫	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------------	--------	---------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-78(政策19-施策①))

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進〔19. 北方領土問題の解決の促進〕					
施策の概要	国民世論の啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。					
達成すべき目標	本施策の推進により、北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	60,138	363,393	196,701	74,596
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	60,138	363,393	—	—
執行額(千円)	55,615	356,694	—	—		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	【第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抜粋)】 もう一つの隣国であるロシアとの関係は、最も可能性に富んだ二国間関係の一つであります。本年に予定されているロシア訪問を、日露関係の発展に新たな弾みを与えるものとして考えています。アジア・太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、日露関係全体の発展を図りながら、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結すべく、腰を据えて取り組みます。					

測定指標	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		月1回以上	—	—	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
		年度ごとの目標値	—	—	月1回以上	月1回以上	月1回以上	—
	北方対策本部ホームページへの月間平均アクセス件数(北方領土返還運動全国強調月間を除く)	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		11,024件	—	—	11,024件	4,524件	5,642件	前年度以上
		年度ごとの目標値	—	—	8,500件以上	12,000件以上	前年度以上	—
	北方対策本部ホームページで実施する意見募集における、北方領土問題の啓発を目的とした講演会やパネル展等のイベントへの参加意欲があるとの回答の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		57.1%	—	—	57.1%	62.5%	70.3%	前年度以上
		年度ごとの目標値	—	—	70%以上	70%以上	前年度以上	—
※平成23年1月より、ログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数については、それ以前の年度と単純に比較することはできない。								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	北方対策本部ホームページの更新件数、アクセス件数及びアンケートにおけるイベントへの参加意欲があるとの回答割合は、全て目標を達成した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>内閣府北方対策本部のホームページについては、情報の更新頻度を向上させ、平成23年度末には全面的なリニューアルを図るなど、アクセス件数の増加に努めてきたところ、引き続き更新作業を適切に行う必要がある。</p> <p>平成24年度のホームページのアクセス件数は、全国強調月間の8、2月を除いた平均も前年度を大きく上回り、また、年間通じてのアクセス数の合計も、大きく上回った。これは、年間を通じてニュースで北方領土が取り上げられることが多かったことや、ホームページを活用した啓発事業の実施によるものと考えられる。</p> <p>また、意見募集における「北方領土問題の啓発を目的とした講演会やパネル展等のイベントへの参加意欲があるとの回答の割合」についても、前年度を上回った。その他、「署名・募金活動への協力意欲」「インターネット上の署名、募金活動への協力意欲」についてもそれぞれ、84.2%、86.9%と昨年を上回る高い結果を出した。</p> <p>北方領土問題に対する国民の理解と関心は着実に高まってきているものと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成25年度は、若い世代に重点的な啓発を行うべく、(独)北方領土問題対策協会と連携しfacebookやtwitterを活用した啓発を開始する。これらの取組を通じて、国民の理解と関心の一層の向上を図ることとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	該当なし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○内閣府北方対策本部ホームページ行事カレンダー: http://www8.cao.go.jp/hoppo/henkan/st.html</p> <p>○北方四島デジタルライブラリー: http://hoppoutaisaku.go.jp/index.php/ja/</p> <p>○ホームページアクセス件数: ウェブアクセスログの数値を集計するツールを用いて測定。</p> <p>○アンケート: 「北方領土問題に関するアンケート」の回答結果を集計 https://form.cao.go.jp/hoppo/opinion-0004.html</p>
---------------------------	--

担当部局名	北方対策本部	作成責任者名	北方対策本部参事官 吉住 啓作	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------	--------	--------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-79(政策20-施策①))

施策名	国際平和協力業務等の推進〔政策20. 国際平和協力業務等の推進〕					
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。					
達成すべき目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与する					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	730,191	679,601	651,188	619,156
		補正予算(b)	—	-490	-30,100	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	730,191	679,111		
執行額(千円)	676,682	545,877				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	183回国会における岸田外務大臣外交演説(平成25年2月28日) 平和維持、平和構築を推進するために、日本は、国連平和維持活動(PKO)への要員派遣や人材育成を初めとする多様な協力を継続いたします。現在、国連南スーダン共和国ミッションに自衛隊の部隊を派遣しており、同国の安定と国づくりのため、引き続き積極的に支援を行います。また、我が国が貢献をより迅速かつ効果的に行えるよう、法的基盤の整備についての検討や、能力強化を進めます。					

測定指標	国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価
年度ごとの目標値			肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>肯定評価が得られた。</p> <p>(国際平和協力隊の派遣関連) ○平成24年度においては、UNDOF(国連兵力引き離し監視隊)、UNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)、MINUSTAH(国連ハイチ安定化ミッション)、UNMIT(国連東ティモール統合ミッション)に引き続き要員を派遣した。(UNMITへの要員派遣については、平成24年9月に、UNDOF及びMINUSTAHへの要員派遣については、平成25年2月に任務を完了し帰国した。)</p> <p>○国連幹部より、日本の協力に対する高い評価が得られている。 ・「日本の自衛隊をはじめとする貢献、ハイチでの3年間の活動、南スーダンへの新規派遣、ゴラン高原での長年の活動に感謝したい。」(平成24年11月、藤村官房長官への表敬における、ラドスー国連PKO局長の発言)</p> <p>・「日本からは527名の要員が、ハイチ、南スーダン及びゴラン高原で活動し、南スーダンでは日本の施設部隊が重要な役割を果たしている。」(平成24年11月、外務省主催シンポジウム「国連と日本のPKO20年～新たな課題への対応」における、ラドスー国連PKO局長の発言)</p> <p>・「貴国施設部隊の活動は、素晴らしいものである。(中略)日本の存在は南スーダンの安定に大いに貢献している。」(平成25年2月、西村内閣府副大臣への表敬における、ランザーUNMISS事務総長副特別代表の発言)</p> <p>○現地政府より、日本の協力に対する高い評価が得られている。 ・「国連ハイチ安定化ミッションに派遣されている自衛隊部隊は、復興・発展のために大きな貢献となっている。」(平成24年12月、野田総理とマルテリー・ハイチ大統領の共同記者発表におけるマルテリー大統領の発言)</p> <p>(物資協力関連) ○平成24年度においては、MINUSTAHに係る物資協力、スーダン難民に係る物資協力、UNDOFに係る物資協力を実施した。</p> <p>○上記各物資協力に関し、日本の協力に対する高い評価が得られているところ。 ・MINSUTAH…平成24年12月、MINUSTAHに係る物資協力引渡式においてエクストロームMINUSTAH幹部から自衛隊が使用していた資機材の提供に感謝する旨の発言があった。</p> <p>・UNHCR…平成25年4月、スーダン難民に係る物資協力引渡式において、チャンダ南スーダンUNHCR代表から日本は世界的に最も信頼に足る支援者であると賞賛された。</p> <p>・南スーダン政府…同式典において、アコット南スーダン難民問題委員会委員長から日本の支援に対して感謝の言葉が述べられた。</p>
------------	---------	--

・UNDOF…平成25年1月、シンハーUNDOF司令官から、自衛隊が使用していた資機材の提供に感謝する旨の発言があった。

目標期間終了時点の総括

【目標の達成状況の検証】

国際平和協力隊の派遣については、各ミッションにおいて、適切に業務を行い、国際社会の平和と安定に貢献していると評価できる。また、各ミッションに対する我が国の協力について、国際社会から高い評価が得られたことは、大きな実績である。

こうした活動の結果、国内における国連平和維持活動への参加についての考え方も肯定的な評価が得られている。例えば、外交に関する世論調査によれば、国連平和維持活動への参加について、「これまで程度の参加を続けるべきだ」、「これまで以上に積極的に参加すべきだ」と答えた者の割合の合計が、平成22年度には85.2%、平成23年度には83.6%、平成24年度には83.3%と、高い水準が維持されている。

また、物資協力についても、適時適切に実施することにより、国際社会の平和と安定に貢献していると評価できる。また、国際社会から高い評価が得られたことは、大きな実績である。

【今後の方向性】

国連平和維持活動等への協力は、我が国が国際社会の平和と安定に責任を果たすための最も有効な手段の一つであり、引き続き、要員を派遣中のミッションにおいて着実に業務を行うとともに、新規派遣も含め、不断の検討を行う。また、物資協力の新規案件については、関係機関等からの情報収集を含めて国際情勢の注視に努め、必要な場合に迅速に対応することとする。

学識経験を有する者の知見の活用

特になし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○外交に関する世論調査
<http://www8.cao.go.jp/survey/index-gai.html>

担当部局名

国際平和協力本部事務局

作成責任者名

参事官
小林 真一郎

政策評価実施時期

平成25年8月

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府21-80(政策21-施策①))

施策名	政府・社会等に対する提言等〔政策21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡〕					
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。					
達成すべき目標	日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	294,840	302,020	227,020	244,051
		補正予算(b)	—	—	△14,189	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	294,840	302,020		
執行額(千円)	238,622	286,854				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	意思の表出の件数	基準値	実績値				目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	8件	-	-	-	-	23件	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	8件

施策に関する評価結果	目標の達成状況	政策決定者に対して、科学者としての専門的かつ信頼性のある勧告等の意思の表出を行うことで、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという施策の目標に進展が見られた。測定指標「意思の表出の件数」についても、目標を上回った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○4月には東日本大震災の復興支援について、提言「学術から提言-今、復興の力強い歩みを-」外4件を发出し、総理大臣に手交するとともに、関係大臣への説明を行ったほか、これらの提言に基づくシンポジウムを実施する等、積極的な審議と発信を行った。これらの提言については、その趣旨が7月の内閣府公益認定等委員会委員長からメッセージ「東日本大震災の復旧・復興活動に取り組まれている皆様へ」に盛り込まれ、10月には、厚生労働省労働政策審議会職業能力開発分科会において参考資料として審議に活用されたほか、本提言が发出されたことも踏まえ、福島県の「県民健康管理調査」検討委員会に、日本学術会議副会長が委員として選定された。</p> <p>さらに、「東日本大震災復興支援委員会」においては、「災害に対するレジリエンスの構築分科会」、「福島復興支援分科会」、「エネルギー供給問題検討分科会」の3つの分科会の新規設置等を行い、引き続き審議を行っている。</p> <p>○行政機関からの審議依頼に基づき、9月には「高レベル放射性廃棄物の処分について」を原子力委員会に、12月には「アジアの大都市制度と経済成長に関する検証および日本への示唆」を総務省に、さらに3月には「東日本大震災に係る学術調査-課題と今後について-」を文部科学省に、それぞれ回答している。また、大学教育の分野別質保証については、経営学、言語・文学、法学の3分野で教育課程編成上の参照基準を公表するとともに、他分野の策定に向けた審議を順次行っている。</p> <p>○各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題についての意思の表出を公表し、目標値を上回る事となった。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について学術的・中立的な観点から積極的に審議を行い、政府や社会等に対する提言等を公表することにより、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることに努めていく。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き東日本大震災に関する提言活動 行政機関からの審議依頼に基づく学術的・専門的見地からの審議結果の取りまとめ 等

学識経験を有する者の知見の活用	日本学術会議会則第35条において、日本学術会議の活動を充実させるため、有識者による外部評価を定期的に実施することが定められている。これに基づき、有識者に対して外部評価の依頼をしたところ、平成23年10月～平成24年9月の日本学術会議の東日本大震災への対応等について、「被災地に実際に赴くなど、科学者として復興に対してどういった貢献が出来るか、極めて真摯に取り組んだことは評価する。日本学術会議でなければ果たせない責務の多さがはっきりとしたのではないかと。震災に係る分野以外においても活躍をよく目にしたところであるし、国際的な場での活躍も多くあった。」等の、高い評価が得られた。
	これを踏まえ、引き続き、東日本大震災に係る提言活動や各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題についての意思の表出を行い、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活への科学の反映浸透に努めていく。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○日本学術会議ホームページ「提言・報告等」(http://www.scj.go.jp/ja/info/index.html) ○「日本学術会議第22期1年目(平成23年10月～平成24年9月)の活動状況に関する評価」
---------------------------	---

担当部局名	日本学術会議事務局	作成責任者名	参事官(審議第一担当)中澤貴生 参事官(審議第二担当)石原祐志	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	------------------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府21-81(政策21-施策②))

施策名	各国アカデミーとの交流等の国際的な活動〔政策21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡〕					
施策の概要	科学的知見が世界の政策形成に反映されるよう、G8各国等の科学アカデミーと連携して、G8サミットの議題に関し科学的立場から意見を集約し、共同声明を发出するほか、国内学術研究団体との共同主催国際会議や持続可能な社会の実現に向けた地球規模の課題を議論する国際会議の開催、アジア地域における学術交流と協力を促進するために設立されたアジア学術会議に関連する活動、国際学術団体への加入、国際学術団体総会等への代表派遣などを通じ、国際学術団体との連携を図っている。					
達成すべき目標	日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員2,000名で構成)として、国際的な学術団体の活動へ積極的に参画貢献し、我が国を代表して科学者の国際協力体制を構築することで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	285,539	234,010	196,309	183,601
		補正予算(b)	—	△33	△391	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	285,539	234,010		
執行額(千円)	244,294	214,786				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

・アジア学術会議の開催	基準値	実績値					目標値	
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	1回	1回	1回	1回	1回	1回	-	
	年度ごとの目標値		1回	1回	1回	1回		
	・二国間学術交流	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		実施	実施	実施	2回	4回	3回	-
		年度ごとの目標		実施	実施	2回	2回	2回
	・ICSU(国際学術会議)、インターアカデミーカウンシル等への対応	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
2回		2回	2回	2回	2回	3回	-	
年度ごとの目標値			2回	2回	2回	2回		
・その他の国際学術団体等への代表派遣等	基準値	実績値					目標値	
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	実施	実施	実施	19回	29回	30回	-	
	年度ごとの目標値		実施	実施	20回	20回	20回	
・共同主催国際会議の開催	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	8回	8回	7回	7回	6回	7回	-	
	年度ごとの目標		8回	7回	7回	7回	7回	
・国際シンポジウムの開催	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	1回	-	-	-	1回	1回	-	
	年度ごとの目標		-	-	-	1回	1回	
・G8学術会議共同声明の发出	基準値	実績値					目標値	
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	実施	実施	実施	実施	実施	実施	-	
	年度ごとの目標値		実施	実施	実施	実施	実施	

	<p>目標の達成状況</p>	<p>測定指標については、目標を達成しており、政策決定者に対する科学者としての専門的かつ信頼性のある政策提言、各国アカデミーとの連携及び国際学術団体への貢献等を行うことで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという施策の目標に進展が見られるところ、引き続き各国アカデミーとの交流等国際的な活動を行い、より一層各国アカデミー等との協力、連携の推進に努めていく必要がある。</p>			
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○日本学術会議の提唱で設立されたアジア学術会議(SCA)は、今年度、カンボジア、ミャンマー、ネパール及びスリランカの4カ国が新たに加盟し、現在、16の会員国の27の学術機関・省庁・研究機関により構成されており(事務局は日本学術会議)、24年度は「グリーンエコノミー達成のため科学者の英知を活用しよう」をテーマにインドネシアで開催し、アジア域内での学術交流を図った。</p> <p>○二国間学術交流について、ブルガリア科学アカデミーと平成24年3月に締結した二国間協力協定に基づき、ブルガリアから研究者を招へいし、二国間会議を日本において開催した。また、女性研究者の専門分野における最近の研究動向について情報交換等を行うため、日本・カナダ女性研究者交流事業を実施した。さらに、ミャンマーの学術機関等との打ち合わせを実施し、学術研究体制の実態を把握するとともに、当該国における学術の発展を図る上で、必要な意見交換や情報提供活動を行ったことが、上記アジア学術会議への新規加盟にも結びついた。</p> <p>○国際的な場面での我が国科学者の立場の表明や世界の科学・技術の潮流に接する機会を通じ、我が国の科学者の地位向上や学術分野での国際社会において我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、ICSU(国際科学会議)等について、代表を派遣するなど必要な対応を行った。また、10月にはIAC(インターアカデミーカウンスル)との共同主催で「原子力発電所事故の影響に関する国際会議」を開催し、2月にはIAP(科学アカデミー・グローバルネットワーク)の次期執行委員会メンバーに選出された。</p> <p>○国際学術団体(45団体)に加入し、各団体の総会、理事会等へ会員を派遣して、各国の科学者との連携を強化させ、科学に関する研究能率の向上を図った。なお、国際学術団体への加入・代表派遣など国際活動については、現在、学術会議における国際活動に関することに対応する国際委員会において、各分野毎の科学者へのヒアリングや報告などの調査を行うなど適宜見直しを行っているところであり、また派遣先の選定などの審議を行っている。また、これらの国際活動について、加入国際学術団体に対応する委員会等が報告書を作成し、ホームページを通じて外部に公開することにより、その活動内容・必要性・事業効果等を明確にしていく。</p> <p>○学術の振興及び科学的諸問題の解決の促進等に寄与するため、国内学術研究団体と共同して、今年度は7件の国際会議を開催し、学術研究の発展や研究者間のネットワーク構築等にも貢献した。</p> <p>○自然災害など人類が直面する困難な問題を解決するためには、科学的な蓄積を動員して持続可能な開発を実現する必要がある状況に鑑み、今年度は「災害復興とリスク対応のための知」をテーマに持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議を開催した。</p> <p>○G8各国等のアカデミーと共同で、共同声明「災害に対するレジリエンス(回復力)の構築」、「エネルギーと水」及び「温室効果ガス」を取りまとめ、各国首脳宛てに発出した(平成24年5月10日、日本学術会議会長より内閣総理大臣に手交)。</p> <p>【今後の方向性】 日本学術会議が日本の科学者を代表する機関として科学に関する国際交流を果たすため、国際対応の方向性について、日本学術会議内に設置される国際委員会等の審議機関において適宜見直しを行うとともに、国際学術活動の統括的な機能を持ち中心的な役割を担い、国内の学協会等関連組織と協調して継続的な国際学術交流を図っていく。</p>			
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>日本学術会議会則第35条において、日本学術会議の活動を充実させるため、有識者による外部評価を定期的実施することが定められている。これに基づき、有識者に対して外部評価の依頼をしたところ、平成23年10月～平成24年9月の日本学術会議の活動について、「東日本大震災に起因する様々な問題や議論がある中で、(中略)科学者として復興に対してどういう貢献が出来るか、極めて真摯に取り組んだことは評価する。日本学術会議でなければ果たせない責務の多さがはっきりとしたのではない。震災に係る分野以外にも活躍をよく目にしたところであるし、国際的な場での活躍も多くあった。」との評価を得ることができた。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○日本学術会議ホームページ(http://www.scj.go.jp/ja/int/index.html) ○「日本学術会議第22期1年目(平成23年10月～平成24年9月)の活動状況に関する評価」</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>日本学術会議事務局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(国際業務担当) 佐藤 正一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府21-82(政策21-施策③))

施策名	科学の役割についての普及・啓発[政策21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡]					
施策の概要	日本学術会議会員等が講演、パネルディスカッション等を行うことを通じ、学術の成果を国民に還元するため、日本学術会議主催学術フォーラムを開催する。					
達成すべき目標	日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、日本学術会議主催公開講演会(学術フォーラム)を通じ、科学の役割について国民の認識を高めることで科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,715	3,362	3,288	3,227
		補正予算(b)	—	—	△61	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	2,715	3,362		
執行額(千円)	3,345	2,510				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	学術フォーラムの開催回数	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		10回	4回	5回	4回	10回	12回	-
	年度ごとの目標値		4回	5回	4回	10回	10回	
	学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
80%		-	-	-	80%	90%	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	80%	80%		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	測定指標については目標を達成しており、科学の役割について国民の認識を高めることで科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという施策の目標に進展が見られた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>測定指標「学術フォーラムの開催回数」について、「今、復興の力強い歩みを一災後のエネルギー政策・産業復興を考える」、「原発事故調査で明らかになったこと—学術の役割と課題—」、「リスクを科学するフォーラム」、「ICTを生かした社会デザインと人材育成」、「『責任ある研究活動』の実現に向けて」ほか7件を開催し、目標値の計10回を上回ることができた。特に、政府、国会、民間の主要な原発事故調査委員会の委員長を招いて開催した学術フォーラム「原発事故調査で明らかになったこと—学術の役割と課題—」では、多数の来場者及び報道関係者を迎えての盛況な開催となり、また、インターネット動画配信の視聴者も多く、国民の関心の高い事項について、効果的な形でフォーラムを開催することができた。</p> <p>また、測定指標「学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)」についても、90%を達成し、目標値の80%を上回ることができ、科学の成果を国民に浸透させるための機会を着実に確保できたとともに、これを国民に還元し、社会に対してより効果的な役割を果たすことができた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も国民の関心が高い事項について科学の成果をわかりやすく伝えることを念頭にテーマ選定を行うとともに、学術フォーラムにおける議論の成果を日本学術会議の活動に反映させ、更にその結果を国民に伝えるというような、国民との双方向のやり取りがなされるよう、配慮していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○日本学術会議ホームページ「一般公開イベント」(http://www.scj.go.jp/ja/event/index.html) ○学術フォーラム来場者アンケート
---------------------------	--

担当部局名	日本学術会議事務局	作成責任者名	企画課長 渡邊 清	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府21-83(政策21-施策④))

施策名	科学者間ネットワークの構築[政策21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡]					
施策の概要	科学者間のネットワーク構築に寄与するため、各地域で、日本学術会議で集積した研究成果や学術情報の提供を行うほか、地域の科学者からの意見・要望等を聴取するため、科学者懇談会、地区会議公開講演会を開催する。					
達成すべき目標	日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員2,000名で構成)として、科学者間交流を推進し、科学者コミュニティ内の連携・協力体制を強化することで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	17,362	13,272	8,104	7,884
		補正予算(b)	—	—	△208	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	17,362	13,272		
執行額(千円)	14,366	13,982				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	地区会議の開催	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	年度ごとの目標値		実施	実施	実施	実施	実施	
	地区会議公開講演会の開催件数	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
7回		実施	9回	9回	8回	10回		
年度ごとの目標値		実施	7回	7回	7回	7回		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	測定指標については目標を達成しており、科学者間ネットワークの構築に寄与し、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという施策の目標に進展が見られた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 測定指標「地区会議の開催」、「地区会議公開講演会の開催件数」については、各地区(北海道、東北、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄)において、地域及び最近の話題などをテーマとした地区会議主催公開講演会、地域の科学者の意見を聴く場である科学者懇談会を合計10回開催し、地域の学術振興、科学者間ネットワークの構築に貢献している。 なお、地区会議主催公開講演会については、参加者の満足度や要望等も把握するなどして、より地域社会が求めている情報について把握に努め、具現化していく必要があると認識している。</p> <p>【今後の方向性】 地区会議主催公開講演会の参加者に対し、引き続きアンケート調査を行い、参加者が何を求めているのかを把握することを検討する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	日本学術会議会則第35条において、日本学術会議の活動を充実させるため、有識者による外部評価を定期的に実施することが定められている。これに基づき、有識者に対して外部評価の依頼をしたところ、平成23年10月～平成24年9月の日本学術会議の活動のうち、科学者間ネットワークの構築について、「様々な取組が功を奏し、以前より存在感が増していると感じられる。」との評価を得ることができた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各地区会議公開学術講演会開催予定表(http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html#kouen) ○各地区会議ニュース(http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html#news) ○年次報告 ー日本学術会議活動報告(平成23年10月～平成24年9月)ー(http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/nerji/index.html)等 ○「日本学術会議第22期1年目(平成23年10月～平成24年9月)の活動状況に関する評価」
---------------------------	---

担当部局名	日本学術会議事務局	作成責任者名	企画課長 渡邊 清	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	-----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-84(政策22-施策①))

施策名	民間人材登用等の推進[政策22. 官民人材交流センターの適切な運営]					
施策の概要	総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催し、官民間の人材移動を活性化し人材の有効活用の実現を推進する。					
達成すべき目標	企業・府省間の意見交換会を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	295,566	270,341	215,240	241,875
		補正予算(b)		△14,314	△39,208	
		繰越し等(c)			/	/
	合計(a+b+c)	295,566	256,027	176,032	/	
執行額(千円)	254,455	197,973	/	/		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を実施	基準値	施策の進捗状況(実績)				目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	-	-	実施	実施	実施	実施	-
	年度ごとの目標値	-	実施	実施	実施	実施	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	総務省、人事院、官民人材交流センターが経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」において、官民人事交流制度のさらなる活用に関する民間企業向けの説明会を6回実施した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 今次の企業・府省間の意見交換会を開催するに当たり、民間企業等の人事担当者から、官民人事交流制度に関する認知度等の把握を行った。</p> <p>【今後の方向性】 各府省における官民の人材交流を円滑に実施し、民間企業の業務遂行手法の公務の世界での活用等を進めるため、官・民それぞれのニーズを的確に把握しつつ、「官民人事交流推進ネットワーク」において、引き続き意見交換会を開催していくこととする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「官民人事交流制度のさらなる活用に関する説明会及び意見交換会」(総務省ホームページより) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jinji/kanmin_net/17567_8.html
---------------------------	---

担当部局名	官民人材交流センター	作成責任者名	総務課長 酒田 元洋	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------	--------	------------	----------	---------